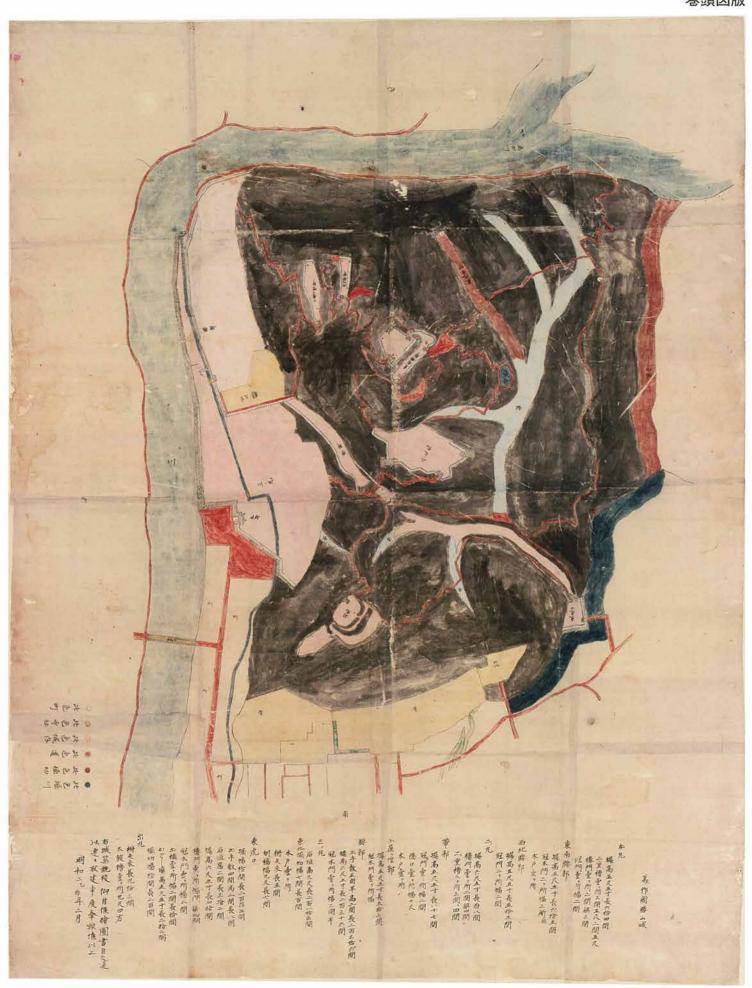
真庭市指定史跡 高田城総合調査報告書

2015

真庭市教育委員会



美作国真島郡勝山城築城絵図(九津見家資料 岡山県立記録資料館蔵)

本書は平成23年度~26年度まで実施した高田城の発掘調査等の総合調査報告です。

高田城は真庭市を代表する中・近世の山城ですが、絵図等の記録資料がほとんどなく、その全容については不明であることから総合調査を実施しました。

初年度は地形測量を行い、詳細な測量図を作成しました。2年目からは、明和元年(1764)に移封してきた三浦氏が幕府に届け出た高田城整備計画図を参考に本丸への入口と本丸内の建物跡について把握するため、トレンチと呼ばれる溝を何ヶ所か掘る、発掘調査を実施しました。

その結果、本丸への入口は、虎口と呼ばれる石積による城門であったことや門の 脇には矢倉を構築していたことなどがわかりました。本丸の中心部分からは建物の 規模や棟数は不明ですが、礎石がいくつか見つかりました。

高田城創建の時期や全体の規模についてはまだ不明な部分も多いですが、今回の調査によって判明した成果をもとに、今後は市民に親しまれる史跡として活用していきたいと考えております。そのために、パンフレットの作成、説明板の改修、樹木の間伐などの整備をしてまいります。

このたびの総合調査の成果報告書が当地域の歴史研究の資料として、あるいは埋蔵文化財に対する理解と関心を高めるうえで広く活用されることを期待いたします。

最後になりましたが、調査及び本書の作成に際しましては、関係者並びに地元地域の皆様から多大なご支援とご協力をいただきました。厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

真庭市教育委員会

教育長 沼 信 之

例 言

- 1 本書は、真庭市史跡高田城総合調査に伴い、平成23年度から26年度にかけて実施した発掘調査等について、その成果をまとめた報告書である。
- 2 発掘調査の対象地は、真庭市勝山1-2で、高田城の本丸に該当する。
- 3 発掘調査と報告書作成は、真庭市教育委員会生涯学習課が行い、現場実務は坂田崇が担当した。
- 4 本書の編集は坂田が行い、本文の執筆は文献編を森俊弘が行ったほかは坂田が行った。
- 5 発掘調査の実施から報告書作成にあたり、次の各氏より多大なるご指導・ご助言をいただいた。略儀な がらここに記してお礼にかえさせていただく。

石田為成 (岡山県教育庁文化財課)、宇垣匡雅 (岡山県教育庁文化財課)、大橋雅也 (岡山県教育庁文化財課)、小郷利幸 (津山市教育委員会文化課)、尾島治 (津山郷土博物館)、 島崎東 (岡山県古代吉備文化財センター)、白石純 (岡山理科大学、真庭市文化財保護審議会委員)、難波澄夫 (真庭市文化財保護審議会委員)、乗岡実 (岡山市教育委員会文化財課)、平岡正宏 (津山市歴史まちづくり推進室)、森上知洋 (真庭市文化財保護審議会委員)、行田裕美 (津山市教育委員会: 当時)、横山定 (岡山県教育庁文化財課)

- 6 遺構の実測・写真撮影・浄写は坂田が行い、実測の一部は坂元伸吉の補助を受けた。遺物の実測は坂田のほか、切明友子が分担し、拓本は三島有利加が行い、浄書は坂田が行った。
- 7 遺物の写真撮影にあたっては、平岡氏および津山弥生の里文化財センターのご支援を受けた。
- 8 出土遺物、実測図・写真等は、真庭市教育委員会生涯学習課が保管している。

凡例

- 1 本報告書に用いた高度値は標高である。
- 2 方位は、第1・2・3回は座標北で、第4・7・8回は磁北である。
- 3 掲載遺物番号については、すべて通しで付している。
- 4 掲載した遺構図・土層断面図に示した網掛けは以下の範囲を示す。



- 5 土層および遺物観察表の色調は、農林水産省農林水産技術会議事務局監修・財団法人日本色彩研 究所色票監修『新版標準土色帖』1970 によるものである。
- 6 第1図は国土地理院発行の1/25,000地形図「横部・勝山」を複製・加筆したものである。

目 次

巻頭図版
序
例言・凡例
目 次
第1章 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1節 調査に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2節 地理的·歷史的環境····································
第2章 発掘調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1節 調査の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2節 遺構・遺物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. T-1·T-2の検出遺構 ····································
2. T-3の検出遺構 ····································
3. T-4の検出遺構 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4. 出土造物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章 まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
遺物観察表
図版
報告書抄録
我百百秒骤
♦ 章 和

第1章 はじめに

第1節 調査に至る経緯

真庭市教育委員会では、平成23年度に真庭市総合計画の策定にあたり、「人と文化を育むまちづくり文化・芸術・学術の振興と交流の推進」の中で、古来より伝わる市民共有の歴史遺産の未来への継承を行うため文化財の調査・保存を実施していくことを基本方針として定めた。市内に多数所在する各種文化財・遺跡等のなかでも、戦国期から江戸時代にかけて美作西部最大の山城であった高田城(真庭市指定史跡)に焦点をあて、

- ・城域の詳細地形図作製
- ・城郭遺構の遺存状況など、将来の保存整備に必要な情報を収集するための発掘調査実施
- ・調査成果を周知するため解説板の整備、パンフレットの作製・配布

などを行い、勝山町並み保存地区、勝山藩主三浦家遺品等を展示する勝山郷土資料館など周辺の歴史遺産 とリンクさせることによって、高田城を真庭市有数の歴史遺産として将来にわたり保存し利活用を図っていく こととした。その実現に向け、城域の詳細地形図作製を平成23年度に、発掘調査および関連文書・文献 調査を平成24年度から26年度にかけて実施することとなった。

第2節 地理的·歷史的環境

勝山地域は真庭市の概ね中央に位置し、旧美作国の西端、旧真嶋・大庭両郡のほぼ中央部に相当する。 岡山県の三大河川のひとつである旭川とその支流である新庄川と月田川によって形成された狭小な低地部以 外の85%は山地で占められている。

旧石器・縄文時代

勝山地域において、現在までのところ旧石器時代に相当する遺跡・遺物は確認されていない。

縄文時代に入ると、前期では刺突文土器が旦地区で出土しているほか、後期の磨消文土器が県立勝山高 等学校の校地内で出土している。

弥生・古墳時代

当地方において弥生時代前期の遺跡は僅少であるが、岡遺跡で木葉文の壷形土器が出土している。中期 以降になると陣山遺跡、太鼓山遺跡、打角遺跡、江川遺跡、椎の木遺跡、正吉遺跡、原美尾遺跡、石原 遺跡で遺物が出土している。終末期では丹塗りの壷や高杯といった祭祀用遺物を出土している月田堀の内 北遺跡がある。

勝山地域では古墳は少なく、15 基を数える程度である。最古の古墳は古呂々尾中にある径 15 m、高さ 1.5 mの円墳である中尾神社古墳であり、前期古墳とみられている。原美尾池遺跡からは 5 世紀末の須恵器が出土している。

古代

日本書紀の欽明天皇 16 年 (555)、吉備五郡に白猪屯倉が置かれたとあり、大庭郡の一部が比定されている。和銅 6 年 (713)、備前国のうち英田・勝田・苫田・久米・大庭・真嶋の 6 郡が割かれて美作国となった。勝山地域は真嶋郡高田郷・月田郷・井原郷と大庭郡の一部の範囲である。奈良時代の遺物としては、柴原地区の峪田第 1 遺跡で須恵器の骨蔵器が出土している。

中世以降

鎌倉時代には、寿永3年(1184年)に梶原景時が土肥実平とともに美作国他4国の守護になり、梶原景時の失脚後は和田義盛に代わっている。承久3年(1221)に起こった承久の変で敗北した後鳥羽上皇が隠岐の島に配流される際に、大庭・真嶋を通ったといわれている。承久の変の後、公家や上皇方の武士たちの所領に新補地頭として御家人が派遣されるようになり、美作においても高田荘(勝山町、現真庭市)には三浦氏が、英田河合荘(英田町、現美作市)には渋谷氏等が派遣された、と考えられている。

三浦氏と高田城

三浦氏は現在の神奈川県三浦半島を本貫地とする、鎌倉幕府でも最有力の御家人であった。しかし北条氏による専制推進の中で次第にその存在を疎まれるようになり、宝治3年(1249)、三浦義村らは北条時頼に滅ぼされてしまう。三浦一族のうち生きのびた佐原氏が、のちに三浦を名乗るようになったとされている。 建武2年(1335)、後醍醐天皇や新田義貞と対立した足利尊氏が九州で力を蓄えて瀬戸内海を東上する途中、三浦介(三浦高継)に美作の新田勢を征伐するよう命じた記録が、御教書として残されている。

高田城は、高田荘の地頭として関東から来た三浦下野守貞宗の築城とされている。築城の年代については諸説があるが、概ね延文~嘉慶年間(1356~1388)の築城とされている。

貞宗以後は、行連一範連一政盛-持理-貞明-貞連-貞国と続くとされるが、貞連以前の城主についてはほとんど記録がなく、不明な点が多い。文亀年間 (1501~1504)、貞連は美作守護赤松氏の拠点である篠葺 (篠向) 城を攻めていることなど、このころの三浦氏は高田城を拠点にする、作西地方における領国支配者的性格を有していたと思われる。天文元年 (1532)、出雲の尼子経久が美作へ侵略しはじめ、高田城も数度にわたる攻撃によりその度に落城と復興を繰り返した。その間、貞久-貞勝-貞盛と城主が交替していくなか、永禄8年 (1565)、尼子氏にかわって台頭した毛利氏についた備中松山城主三村家親により高田城は落城、城主貞勝は自害するが、翌永禄9年には三浦貞盛が高田城を奪還し、貞広が城主となる。その後三村氏の勢力は衰え、毛利氏により滅ぼされることになる。永禄12年 (1569)、貞広が尼子氏についたため毛利氏に攻められ落城するが、山中鹿之助の支援を受け元亀元年 (1570) に再興した。その後毛利氏の侵攻を受け、天正3年 (1575)、宇喜多直家による和議の勧めにより高田城を開城、城主には月田城主楢崎元兼が入った。

それから美作の地は毛利氏と宇喜多氏の争いの舞台となるが、天正 12 年 (1584) から宇喜多氏の美作領有は関ヶ原の戦いまで続くこととなった。高田城には三浦氏の旧家臣である牧氏が入った。慶長5 年(1600)、関ヶ原の戦いで西軍副大将であった宇喜多秀家が敗北したことにより、美作は小早川秀秋により領有されることとなった。その秀秋の病死後、慶長8年(1603)に森忠政が入封することとなり、高田城には各務氏、大塚氏といった重臣が城番に入った。元禄10年(1697)、森氏の改易に伴い城下は幕府直轄となり幕府代官の所管となった。明和元年(1764)、三河西尾藩主であった三浦明次が当地に転じ、高田城跡に築城、真嶋大庭両郡の一部を勝山藩2万3千石として領することとなった。明次は高田の地名を勝山に改め、勝山城の西麓に屋形を構え、以後三浦氏による統治が明治維新まで続くこととなった。

高田城に関連した既往の発掘調査としては、三の丸遺跡1)および出丸2)で実施している。三の丸遺跡は 勝山町役場(現真庭市勝山支局)駐車場造成工事に伴い調査をし、室町時代前期~江戸時代初期にわた る建物等の遺構や輸入陶磁器等の遺物を出土しており、三浦氏またはその家臣の館、城番の館跡の一部で あると推定されている。出丸は太鼓山の地上デジタル放送施設の建設に伴い調査し、建物跡とみられる柱 穴列等を確認している。

註

- 1) 橋本惣司他『高田城三の丸遺跡』 勝山町教育委員会 2005
- 2) 坂田 崇「高田城・田楽城」『真庭市埋蔵文化財調査報告』3 真庭市教育委員会 2010



- 2 城山窯跡群
- 3 化生寺東遺跡
- 4 勝山高校遺跡
- 峪田第2遺跡
- 峪田第1遺跡
- 7 正吉遺跡

- 8 岡遺跡
- 9 椎の木1~3号墳 14 陣山砦跡
- 10 岡椎の木遺跡
- 11 舟津屋敷
- 12 組遺跡
- 13 小山古墳
- 15 陣山遺跡
- 16 かぶら山
- 17 高応神社東遺跡
- 22 宝泉寺跡
- 18 谷山古墳
- 19 上江川 1~5号墳
- 20 上江川遺跡

第1図 周辺遺跡分布図 (1/25,000)

第2章 発掘調査の概要

第1節 調査の経過

本調査は高田城に関する総合調査であることから、まず城郭のほぼ全域にわたっての詳細な地形図作製を平成23年度に行った。高田城は現在その城域のほとんどが公有地であるが、麓の一部には民有地もあることから、公有地部分のみを図化の対象とした。受託者はフジテクノ有限会社で、実施期間は平成23年11月21日から平成24年3月16日である。成果物として1,000分の1および2,500分の1による詳細な地形図を得ることができた(第2図)。

発掘調査については、平成24年度から実施した。まず、本丸主郭の南端部にある斜面を対象として当初幅2m長さ7mのトレンチを設定(T-1) し着手した。これは、現存する明和元年(1764)の絵図(巻頭図版参照)に本丸に出入りする門の一つがこの個所に描かれており、斜面付近や周辺において多くの瓦片が散布していること、そして埋没した石垣等の構築材とみられる岩や礫の一部が地表面に露呈していることから、門やそれに関連する遺構の確認を目的としたものである。平成24年度の調査は平成25年2月25日から3月24日までの間に行い、調査の結果、斜面に石が積まれた状態を検出したが、それがどういった性格のものであるのか、その精査等については翌年度に持ち越すこととなった。

25年度は、24年度調査で検出した斜面の石積の性格等を明らかにすることと、その上位にある平坦面での櫓跡等の遺構検出を目的として新たに幅1m長さ9mのトレンチを設定 (T-2) した。このトレンチは調査の過程において石積遺構の構造・規模追及のため適宜拡張・延長の必要が生じ、T-2に直交する形でT-2-2を追加設定した。また、主郭中央部に東西約10m、南北約17mの微高地状の高まりがあり、建物の基壇跡であることを想定したことから、幅1m長さ14mのトレンチ (T-3) を設定し発掘を行った。そして主郭北辺の一端に、土塁等の構築物の痕跡を確認する目的により幅1m長さ5mのトレンチを設定 (T-4) し、調査を行った (\$3図)。平成25年度調査は平成25年12月16日から翌年3月31日まで行った。

26年度は、25年度調査までに検出した遺構の規模・構造等をより追求するために行った。T-2およびT-2-②で検出した石積遺構の追求のためT-2およびT-2-②の拡幅・延長とT-2-③・T-2-④の追加設定をし、またT-3・T-4についても精査を行っていった。平成26年度調査は平成26年7月31日から実施し、12月10日に全トレンチの埋戻しを完了したことで現地調査を終了した。

なお、発掘調査と並行して、高田城に関する既往の文書・文献調査を行い、本書に文献編として収録している。

(調査の体制)

調查主体者 真庭市教育委員会

事務局 真庭市教育委員会

教育長 沼 信之

教育次長 谷口誠一(平成23年7月~平成25年3月)

吉田 昇(平成25年4月~平成26年3月)

新幸知典(平成26年4月~)

生涯学習課長 切明友子

調查担当者 主幹 坂田 崇(発掘調查担当)

主幹 森 俊弘(文書·文献資料調查担当)

(作業員) 西本 榮、堀井清史(平成25年2~3月)

川勝 始、元島 一、山田勝己、坂元伸吉(平成25年12月~平成26年12月)

(調査経過抄録)

平成24年12月6日 白石氏と高田城現地にて、発掘調査候補箇所の選定協議。

平成 25 年 2 月 25 日 24 年度調査開始 (T-1)。

2月26日 斜面部の石積状況を検出。

3月24日 現地説明会開催。参加者数約40人。24年度調查終了。

12月16日 25年度調査開始。T-1東側部を拡張。

平成26年1月7日 T-2調査開始。

1月10日 T-3調査開始。

1月14日 T-1西側部の拡張。

1月23日 T-2にて石積遺構の一部を検出。

2月 6日 T-2で検出した石積遺構の展開状況を確認するため、T-2-②を設定し調査開始。

2月17日 勝山小学校5年生、来跡見学。

2月18日 T-1下位西側部を拡張。

2月27日 T-4調査開始。

4月5日 現地説明会開催。参加者数約50人。

5月15日 現地指導者会議開催(出席者:石田·白石·平岡·森上)。

6月10日~6月24日 現地指導者会議での指導事項を受け補足調査(遺構実測)実施。

7月31日 26年度調査開始。T-2西側石積の展開状況を確認。

8月 4日 T-2-②の一部を拡幅、入口段差部を確認。

8月12日 T-2-②での入口段差部確認に基づき、T-2-③、T-2-④を設定、調査開始。

8月20日 T-2、西側石積の有無確認のため、西方向へ延長。

8月26日 東西方向の1段石積の状況確認のため、T-2の北側長辺部を幅20cm拡張。

9月15日 現地説明会開催。参加者数約60人。

9月16日~10月7日 遺構実測作業。

11月28日~12月3日 遺構実測(補足)作業。

12月 5日~12月10日 トレンチ埋戻し作業、調査終了。

埋蔵文化財発掘調査の報告(法第99条)

文化財保護法に基づく文書一覧

進達日付 文書番号	遺跡の名称・所在地	विविद्या (m²)	原因	調査を行った 地方公共団体	調查期間
平成25年3月14日 真教生第346号	高田城跡・真庭市勝山1-2外	20	保存目的調查	真庭市教育委員会	平成25年2月25日~ 平成25年3月31日
平成25年12月20日 與教生第303号	高田城跡・真庭市勝山1-2外	30	保存目的調查	真庭市教育委員会	平成25年12月16日~ 平成26年3月31日
平成26年7月31日 與教生第82号	高田城跡・真庭市勝山1-2外	19	保存目的調查	真庭市教育委員会	平成26年7月31日~ 平成26年12月10日

文化財認定(法第102条)

認定の日付 岡山県文書番号	物件名	発見の場所 遺跡の名称	発見日	認定者	発見者	土地所有者	現保管場所
平成25年4月4日 教文埋第13号	瓦・土器・鉄器他 計整理箱1箱	真庭市勝山1-2 高田城跡	平成25年3月29日	阿山県教育委 員会	真庭市教育委員会 教育長 沼 信之	真庭市	真庭市教育委員会
平成26年12月17日 教文埋第1136号	瓦・土器・鉄器等 計整理箱8箱		平成25年12月16日~ 平成26年12月10日		真庭市教育委員会 教育長 沼 信之	真庭市	真庭市教育委員会

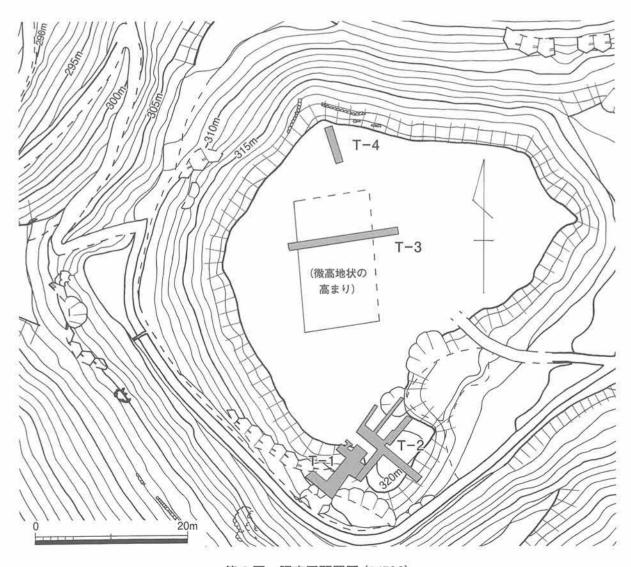
第2節 遺構・遺物

1 T-1·T-2の検出遺構(第4·5·6図)

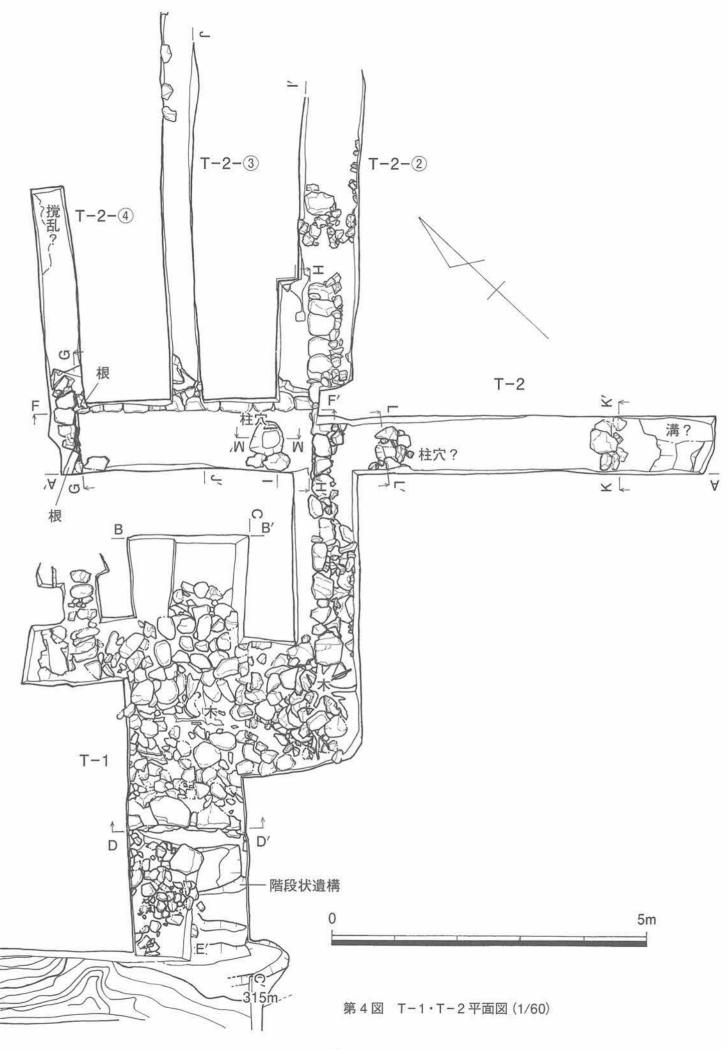
T-1·T-2においては、石積をはじめとする遺構を検出している。

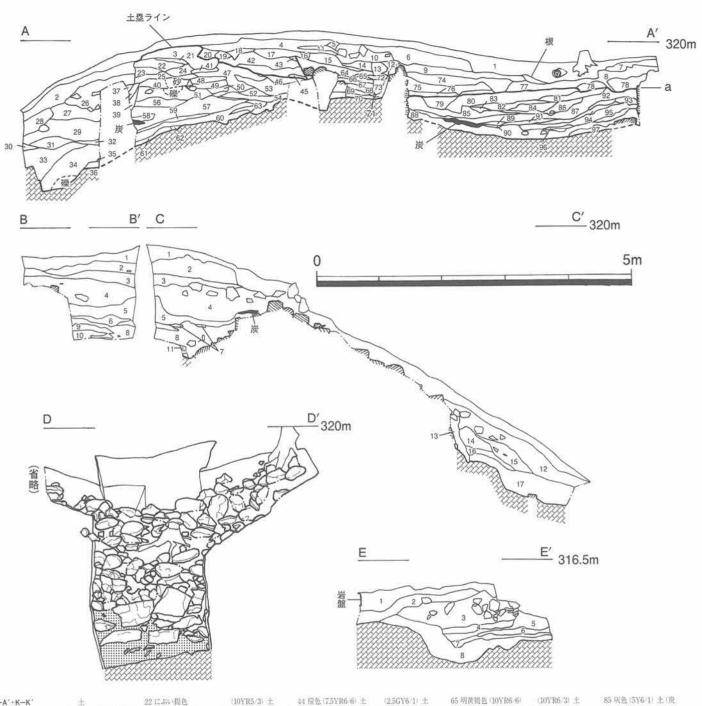
石積遺構は概ね北西-南東を横方向、北東-南西を縦方向とし、平面形はいわゆる「H」形を呈している。左右の両石積の内法間で約3.7mを測り、概ね二間の規模である。左右の石積は崩落や抜き取り等により高さを減じている可能性を考慮する必要があるが、3段ないし4段積みで構築されている。なお、斜面より見て右側の石積の方が現存高が高く地山面から最大で80cmほどである。右側の方が左側より北東方向へ伸長しているが、これについても左側については破却時の抜き取り等の影響があったことを考慮する必要がある。またT-2-②の北東方向へ伸長する石積に1.1mほどの間隙があり、抜き取り等の痕跡と考えられる。横軸方向の石列は1段であり、T-2-②の土層断面から地山を50cmほど掘削し構築していることがわかる。これらのことから、

①南西方向の斜面を入口として進入する。



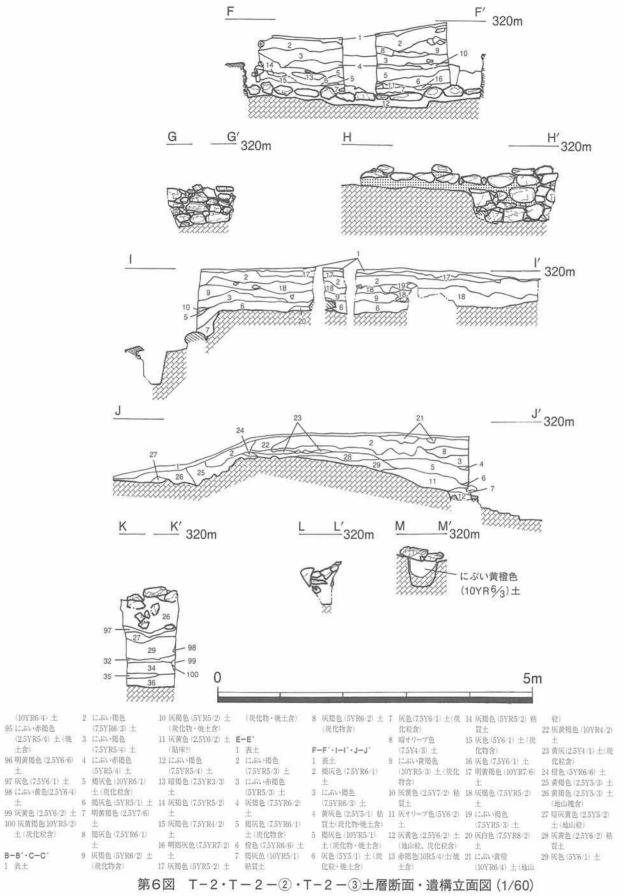
第3図 調査区配置図 (1/500)





A-A'・K-K' 1 表土 2 にぶい資格色 (10YR5-4) 核質土 3 医質機色 (10YR5-2) 土 4 医黄褐色 (10YR6-2) 土 5 にぶい資褐色 (10YR5-3) 土 6 褐色 (7.5YR4-4) 土 7 医褐色 (7.5YR4-4) 土 8 にぶい資褐色 (10YR5-3) 土 9 褐色 (10YR5-3) 土 9 褐色 (10YR5-4) 土 10 にぶい赤褐色	士 12 灰黄褐色 (10YR4/2) 土 13 灰黄褐色 (10YR5/2) 土 14 にぶい青褐色 (10YR5/4) 土 15 黄褐色 (2.5Y5/3) 土 16 略灰黄色 (2.5Y5/2) 土 17 略灰黄色 (2.5Y5/2) 土 18 灰黄緑色 (10YR5/2) 土 19 橙色 (5YR6/6) 土 20 にぶい黄緑色 (10YR7/4) 土	24 灰黄褐色 (10YR6-2) 結實土 25 にぶい黄褐色 (10YR5-4) ± 26 にぶい黄褐色 (10YR5-3) ± 27 福灰色 (10YR5-1) ± 28 黄褐色 (10YR5-6) ± 29 に高い褐色 (7.5YR5-4) 結實土 30 福灰色 (7.5YR5-1) 土	36 役色 (7.5 YR6/8) 結 貫土 37 におい演巻色 (10 Y R7/4) 土 38 におい資港色 (10 Y R5/3) 土 39 灰黄褐色 (10 Y R6/2) 土 40 におい資料色 (10 Y R5/4) 土 41 後黄色 (2.5 Y Y/3) 土 42 灰黄褐色 (10 Y R6/2)	44 恒色 (75YR6/6) 土 45 に ボッ黄色(2.5Y6/3) 土 46 オリーブ灰色 (2.5GY5/1) 土 47 掲灰色 (5YR6/1) 土 48 掲灰色 (5YR6/1) 土 49 に ぶい黄褐色 (10YR5/3) 土 50 明黄褐色 (2.5Y6/6) 結覧土 51 灰黄褐色 (10YR4/2) 土 52 オリーブ灰色 (5GY6/1) 土 53 灰黄色 (2.5Y6/2) 土 54 浅黄色 (5Y7/3) 砂	(10YR5-3) 土 57 揭灰色 (7.5YR5-1) 钻贯土 58 仁志 · 黄橙色 (10YR6-3) 土 59 明黄锡色 (10YR6-1) 转贯土 60 褐灰色 (10YR6-1) 转百士 61 灰色 (N4-) 土 62 灰黄褐色 (10YR6-2) 转宜土 63 仁志 · · 黄橙色 (10YR6-4) 特質土地 山塊)	65 明黄福色 (10YR6-6) 土 (地山蛇) 66 にぶい黄褐色 (10YR5-4) 土 (地山 蛇) 67 明黄褐色 (10YR7-6) 土 68 にぶい赤褐色 (5YR5-4) 土 79 灰色 (N4-) 駐貫土 71 橙色 (5YR6-8) 土 72 掲灰色 (10YR4-1) 土 土 73 灰黄褐色 (10YR5-2) 土 14 にぶい青褐色	(10YR5/3) ± 78 (1.3N-黃揚色 (10YR5/3) ± 79 灰黃褐色 (10YR6/2) ± (炭化粒含) 80 (1.3N-黃褐色 (10YR5/4) ± (炭化粒含) 81 灰黃褐色 (10YR5/2) ± (炭化粒含) 82 暗灰黄色 (2.5Y5/2) ± (炭化物-炭土塊含) 83 黄灰色 (2.5Y6/1) ±	85 灰色 (5Y6/1) 土 (炭 化物含) 86 灰赤色 (10R5/2) 玉炭 化物・焼蒜含) 87 明黄色色 (10YR6/8) 土 (桃土混) 88 暗灰黄色 (2.5Y6/2) 给货土 (炭化物含) 90 灰黄色 (2.5Y6/2) 土 (炭化物含) 91 陽灰色 (5YR6/1) 土 (炭化物含) 91 陽灰色 (5YR6/1) 土 (炭化物含) 92 灰褐色 (7.5YR5/2) 土 里3 灰褐色 (5YR5/2) 土
10 にぶい赤褐色 (5YR5/4) 粘質土 11 橙色 (7.5YR7/6)	(10YR7/4) 土 21 灰褐色(7.5YR5/2) 土	30 陽鉄色 (7.5Y6/1) 土 31 青灰色 (5B5/1) 土 32 にぶい黄褐色	42 庆贺岛巴 (10Y R6/2) 土 43 贵褐色 (2.5Y5/3) 土	汽土	11度) 64 にぶい黄ゼ色 (10YR6/3) 粘質土	75 にぶい黄檀色 75 にぶい黄檀色	83 寅庆恵 (2.5Y6-4) 84 (よが・青色(2.5Y6-4) 土	93 次配色 (5 FR 5 / 2) 工 (炭化粒・焼土粒含) 94 にぶい資拉色

第5図 T-1・T-2 土層断面・遺構立面図 (1/60)



- ②概ね平坦となった面に一旦立つ。
- ③横方向の石積にて1段(ないしそれ以上)の段差が設けられ、それを上がり本丸中心部へ向かう。 という経路をもった入口であったことが推定される。

T-1では、斜面に石が不整形に積み置かれた状況を検出している。T-1の下位にて地山を掘り込んで築かれた階段(通路)状の遺構を確認したことから、破却時に入口を封じるために行われたものであると考える。しかしながら斜面に単純に投げ込まれたものではなく、いったん仕切り的な石積を垂直に築き(第4・5図 D-D´)、その背後に石を詰め込むという工法をとっている。

この入口であるが、層位的なまとまりとして観察した結果、aラインまで炭化物・焼土を多く含む土層が堆積し、その上に瓦や礫を含む土層が堆積した状態を示している(第5図 A-A')。このことから最終的に破却に際し、

- ① 石積の構築石材を入口斜面に積み上げ、封じる。
- ② 建物等の焼き払いにより生じた炭化物・焼土混じりの土砂で石積の内部を埋める。
- ③ ②の後、周辺の土砂を敷均し整地した。

という過程をうかがうことができる。

T-2では土塁状遺構の痕跡が土層断面において確認できる(第5図 A-A´)。これは土層の色調が土塁状遺構の部分は暗く、対してその上の整地土層は明るいことから、明瞭に区別できるものである。この土塁状遺構の盛土中からは遺物は出土していない。土層断面の観察・検討から、構築の順序としては石積構築に先行するものである。

また、柱穴(または柱穴とみられる)遺構を2ヶ所で検出している。一つは石積の内側(第4図 M-M´)にあり、地山面にて確認した。上端で径約60cmを測る。近接して大形の礫が2点あるが、石積の構築材の一部が転落したものとみられ、この柱穴状遺構と直接の構成関係はないと考える。門の柱穴であった可能性を考慮する必要がある。1)

その他、T-2東南端部付近において平面・上下方向ともに不規則な状態の石積状遺構を検出している(第 4図 K-K')。機能としては土塁状遺構の上面を補強するためと想定している。また、溝(または土壙?)と みられる痕跡をT-2の南東端部で確認している。

2 T-3の検出遺構(第7図)

T-3は主郭中央に東西約10m、南北約17mの微高地状の高まりがあることから、建物の基壇跡と想定し設定した。発掘の結果、表土直下の厚さ15cm程度の真砂の盛土であることが判明した。これはのちに、現代になってこの場所を造成した際に真砂を搬入し敷き均したものであることが、当時のことを知る人の証言により判明した。

地山面において、建物の礎石を2個検出している。礎石間で約2.7mの距離がある。調査範囲の都合上一部のみの検出であり、同一建物のものであるか等については不明である。その他、柱穴や土壙(または落込み) とみられる遺構の輪郭を確認している。いずれも半裁または検出面での輪郭確認に止めている。土壙(または落込み) 状遺構の覆土から多くの炭化物に伴い土師質土器片が出土している。トレンチの東半部では被 熱によると思われる赤色化した面を地山面において確認している。

なお、このT-3では瓦はほとんど出土していない。

3 T-4の検出遺構 (第8図)

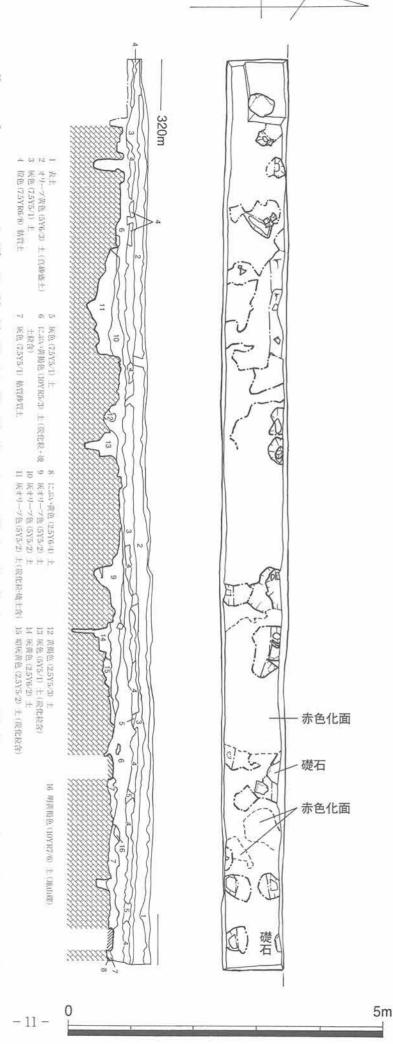
T-4においては、石積遺構を検出している。 検出した石積の並びから北西-南東方向に、概 ね本丸郭の外形輪郭に沿って伸びる模様であ る。現存するのは1段のみであり、炭化物・焼 土層の上に乗る形で築かれている。炭化物・焼 土層が破却時のものとすれば、破却後に構築 された施設ということになる。石積から南側に ついてのみ地山面を確認し、北の崖方向へ地形 が傾斜している様子である。傾斜した地形に幾 層もの盛土を行っているが、土塁であることの 明確な痕跡は土層断面では確認できていない。 T-2の東端部付近においても、同様な石積状の ものを検出しており、それについては土塁の端 部を固める、いわゆる土留め的な役割のもので あったことを想定しており、このT-4で検出した 石積についても土塁または盛土による構築物の 端部を固め安定させるためのもの、と想定して いる。

このT-4では、表土から多量の瓦が出土し、 結果的に今回の調査で出土した瓦の半分以上も の量を占めている。戦中~戦後期に本丸の主郭 で畑作が行われており、その際に出土した瓦が 寄せ集められたものと考えられる。

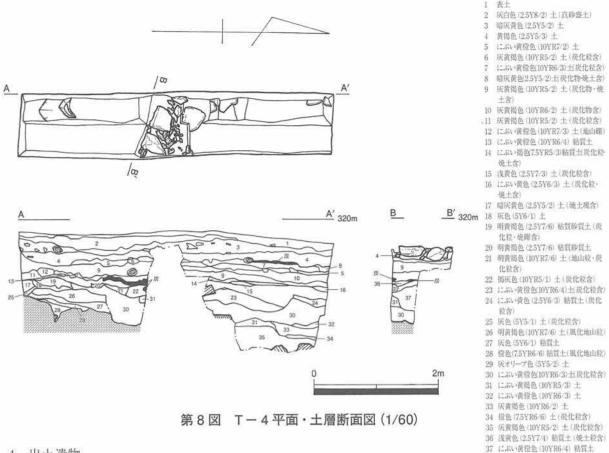
註

1) 門の屋根が瓦葺の場合、通常掘立柱ではなく礎石柱であったと考えられるため、当初門柱の可能性は低いと考えていたが、津山城本丸五番門で瓦葺の掘立柱の事例がある(平岡氏のご教示による)。ただし、津山城本丸五番門のものは柱穴の底部に礎石を有しており、その点において相違がある。

行田裕美「6. 第5次調査(平成13年度) T-6」 『史跡津山城跡保存整備事業報告書I』 津山市教 育委員会 2007



第7図 T-3 平面・土層断面図 (1/60)



4 出土遺物

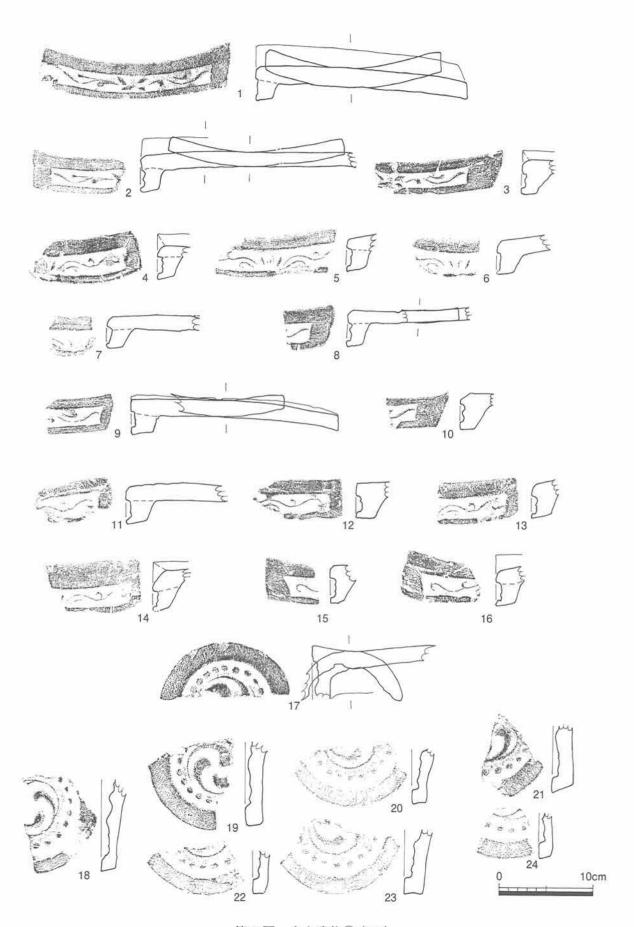
今回の調査により整理用コンテナで10箱ほどの遺物が出土しており、うち約9割を瓦が占める。瓦は大量に出土しているにも関わらず、遺物としての特徴を示す瓦当面を伴うものはごく一部である。遺物の各属性等については一覧表に委ねることとし、以下各種遺物について概観していく。

軒平瓦(第9図 1~16)

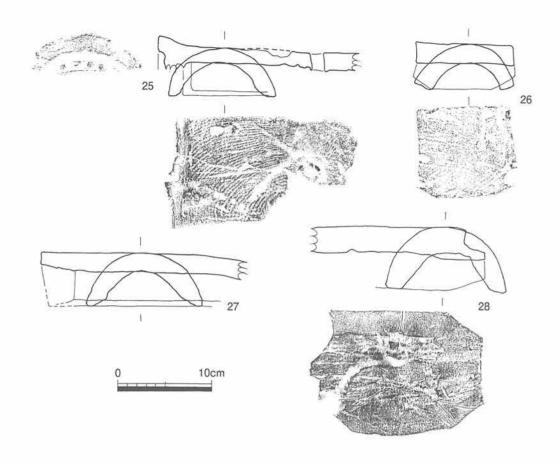
瓦はほとんどのものが $T-1 \cdot T-2$ については斜面の堆積土や破却時の整地土層からの出土、T-4については地表面から表土中にかけての出土であり、各遺構に直接伴う状態で出土したものはない。ここでは平瓦部の後端までを有する2点を含む、16点を掲げた。瓦当の全容を示すのは1のみである。 $1 \sim 3$ は中心飾が五葉(2については残存する中心飾から推定)で唐草は2転する。 $4 \sim 7$ は中心飾が三葉のものである。4のみが中心飾から側区までの状態を観察できる資料であり、唐草が3転することが確認できる。5についても残存状態から唐草については3転と推測するが、その他のものについては不明である。側区の唐草文端部の状態から、転を生じないもの $(1 \sim 3 \cdot 8 \sim 10)$ と転を生じているもの $(4 \cdot 11 \sim 16)$ とに分類することも可能である。

軒丸瓦(第9·10図 17~25)

9点を掲げるが瓦当の全形を残すものはない。巴文が右巻きのものが6点を占める。正確な珠文数の把握が不可能なことから時期の比定は困難であるが、総じて巴の尾部が細長く伸びる様相を示している。17・25ともに丸瓦部内面にコビキA痕を明瞭に潰す。



第9図 出土遺物① (1/4)



第10図 出土遺物② (1/4)

丸瓦(第10図 26~28)

特徴的なもの、製作技法のよくわかるもの3点を取り上げた。**26**は長さ10.7cmと大変短く、片方の側辺の角を面取りした後に焼成している。通常の平瓦・丸瓦のように多くはみられず、妻部など屋根のごく一部に使用される「役物」のひとつとみられる。

土器・陶磁器類 (第11図 29~39)

土師質土器等については、T-1・T-2では斜面堆積土や石積遺構内部の覆土、整地盛土から瓦等とともに出土し、T-3では真砂盛土から地山面までの間の包含層からの出土、T-4では石積遺構より下位の層からも多く出土している。出土した土器・陶磁器類のほとんどは復元不可な細片である。

 $29 \sim 33$ は土師質土器で、 $29 \sim 31$ を小皿、 $32 \cdot 33$ を皿とした。 $34 \sim 36$ は16世紀末~17世紀初頭の中国産染付の椀であるが完形状態を復元できるものはない。 $37 \cdot 38$ は備前焼の擂鉢、39は壷の口縁部である。37は14世紀後半頃、38は16世紀後半の所産とみられる。

金属器(第11図 40~47)

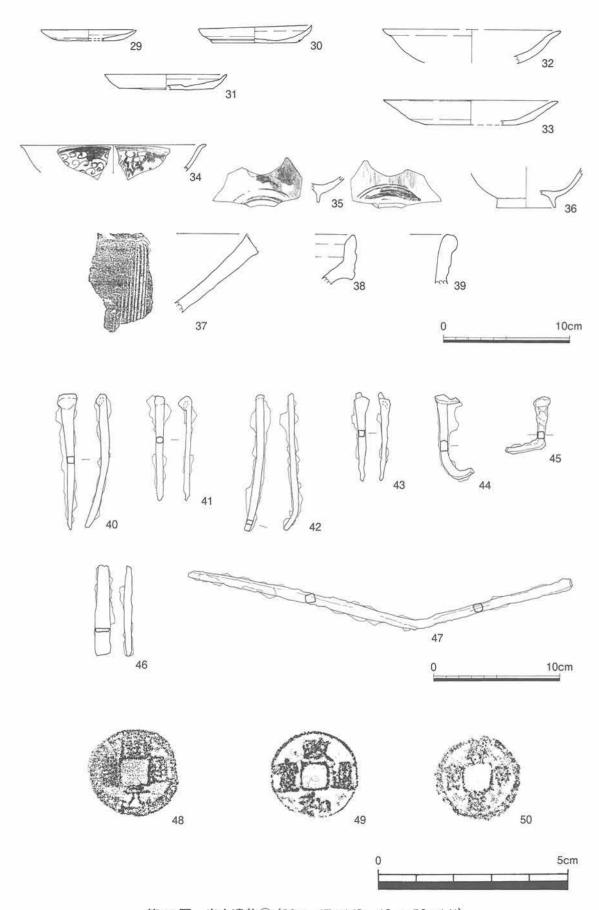
出土した金属器はいずれも鉄製品で、ほとんどが釘である。T-1の斜面堆積土およびT-2の石積遺構内部の覆土(焼土・炭化物を多く含む)から出土している。掲載したもののうち、 $40 \sim 45$ が鉄釘、46は刀子とみられるが詳細は不明、47は器種不明である。

銅銭 (第11図 48~50)

銅銭は総数で4点あり、すべてT-2の石積遺構内部の覆土(焼土・炭化物を多く含む)より出土している。 鋳文字の確認ができる3点の拓影を掲げる。

番号 種類 (国 初鋳年 重量)

- 48 開元通寶(唐 621年 2g)
- 49 政和通寶(宋 1111年 3g)
- 50 判読不可(不明 2g)



第 11 図 出土遺物③ (29 ~ 47:1/3、48 ~ 50:1/1)

第3章 まとめ

今回の調査で得られた所見について、若干述べていく。

検出遺構について

今回の発掘調査で、本丸の一部ではあるが従来ほとんど不明であった構造の一部を把握することができた。まずT-1・T-2で検出した石積遺構について、規模的には南東・北西方向で約3.7mを測り、北東・南西方向については破却時の礫の積み込みや樹木があることから完全な追求は控えたため推定ではあるが、入口の段とみられる南東・北西方向の石列から南西方向へ現存長で約4m、T-2-②全体で観察される石積としては約7.6mを測る。入口としての空間を南東・北西方向の石列より前であると定めた場合、約4m四方の空間、と捉えることができる。なお、北東・南西方向の2列の石積を平面形として観察した場合、東側の石積は入口石列と直角に築かれているが、西側のものは東側と平行ではなく、若干内(南)側に軸を振った構造となっている。このことは東側の石積は先端(南西)方向に向けて地山面から上に多くの石を用いて高く積み上げられているのに対し、西側の石積については、第6図 G-Gでは複数段の積み上げが確認できるが、それより南(桧の大木があるため、この間は未発掘)については基本的に1段のみ石を置き構築している。また東側については石積の背後に裏込めを明確に行っているのに対し、西側は地山の露頭を直接掘削することにより段を設け、そこに石を配置する、といった構築手法についても差異がみられる。このことは、本来の地形上の制約により生じた工程上の差であると現時点では結論付けたい。この石積遺構はその様相等から本丸南側虎口の構造の一部であると認められ、限定された調査範囲内ではあるが概ねの規模・構造について明らかにすることができた。

また、T-1・T-2で検出した石積遺構の周辺から多くの瓦が出土しており、瓦葺き建物遺構の存在を想定したが、上屋に関わる遺構は明確に見出すことはできなかった。T-2の南東半部において土塁状遺構の明瞭な断面を確認することができた。土塁状遺構と虎口を画する石積は一連の施設として同時に構築されたものなのか、土塁状遺構が先行して築かれていたのかについては結論を保留せざるをえない。石積遺構は、小振りの自然石を垂直に積み上げ、裏込めが不十分という戦国期以来の特徴を有するが、織豊系城郭の虎口を形成するものである。1)

T-4で検出した石積遺構は本丸の外縁に沿う土塁の内側を画する構造であった可能性があるが判然としない。T-4で出土した瓦は表土(ほとんどがほぼ地表面)からのもので、石積遺構の下の層からは出土していない。また、T-2で検出した石積遺構は地山を整形した上に構築し、内側に炭化物・焼土層が堆積しているのに対し、T-4のものは炭化物・焼土層の上に完全に乗る形で検出している。T-2とT-4の炭化物・焼土層を同時期のものと仮定した場合、双方の石積遺構は全く違う時期のものとして構築され機能していたということになる。T-4の調査範囲が狭小であったこともあり具体的な遺構の様相も不透明といわざるをえず、これについても今後の課題としたい。

出土遺物について

出土遺物のほとんどが瓦であり、ここでは瓦を中心に言及していく。

第3章 まとめ

軒平瓦の1~3は岡山城3式(慶長年間前~中葉、小早川秀秋~池田利隆の治世下)に概ね相当し、岡山城出土の瓦と同笵の可能性がある。唐草文の端部が途切れている点で相違があるが、笵の損傷等何らかの理由により笵の一部を切除等し使用した可能性や、瓦の製作時期や使用する城郭間での較差を示すために意図的に行った可能性など種々の要因が考えられる。4~16の軒平瓦も近似する時期のものとみられ、天正年間まで遡るものではない。20 丸瓦でコビキ痕を明瞭に観察できるものは限定的であるが、内面にコビキA痕と吊紐痕を残すものが比較的多く、岡山城では3式で出現するコビキB痕とみられるものも少量ではあるが出土している。

土器類についてはコンテナケースで1箱ほど出土しているが、完形のものはなく器形を復元できるものもき わめて限られているため、時期比定については大変困難である。備前焼については今回出土しているのは小 片ばかりであるが、16世紀後半の38の擂鉢³⁾ がある。また16世紀末ないしは17世紀ごく初頭の中国産染付 34~36も含まれる。

以上のことを総合的に考え、今回検出した本丸南側虎口の構造は、16世紀末~17世紀ごく初頭の宇喜 多期最終末~小早川期に構築され、その後森氏の治世下において津山城の支城として機能し、破城行為に よって破却された、と結論付けるにいたった。その破却の時期であるが、元和元年(1615)の「一国一城令」の際に行われたものか、または島原の乱の後に発出された寛永15年(1638)の城跡破却命令によるも のであるのかについては、記述された文献資料のないことから現在のところ断定は不可能である。また今回 の調査で存在が明らかになった本丸虎口は1ヶ所のみであり、他の様相については依然として不明のままで ある。しかしながら、17世紀前半に行われた破却事例として確認できた意義は大きく、今後各地における支 城のあり方を整理していくうえでその過程の一事例を示すものとして大変貴重な資料であるといえる。また、 T-3で確認した各種遺構についても解釈を保留とせざるを得ないものが多く、今後の課題を多く残すことと なった。

真庭市指定史跡高田城は美作西部における中近世城郭としては、その規模・構造において他に比類のない存在であり、本市における中近世城郭遺跡の代表事例として長き将来にわたり保護・保存していかねばならない。今回の調査はあくまでもその端緒にすぎないが、これを契機として高田城のさらなる内容解明に努めていく所存である。

註

- 1) 乗岡実氏からの調査現地でのご教示に基づく。
- 2) 乗岡実「瓦について」『史跡保存整備事業 史跡岡山城跡本丸下の段発掘調査報告』 岡山市教育委員会 2001
- 3) 類例として、岡山城本丸下の段油櫓郭内Ψ-3トレンチc面-b面間造成土出土(遺物番号910) がある(註2書と同じ)。

出土遺物観察表

	-	
	- 4	

		文	様				i	去 1	ik(cm)			胎士・焼成
野号	出土位版	中心飾	唐幕	上限幅	下限幅	弧深	瓦当高	文様 区高	側区 片幅	平瓦厚	上角 面取	器面色-断面色-断面構造-生地
Ţ	T-1下方北半部	五菜	2帳	19.0	19.3	2. 2	4.5	1,6	2, 0	2.0	D?	暗背灰(5B4/1)-明黄褐 (10YR7/6)-単-細
2	T-1下方部	(不明)	2吨				3. 5	1.6	2, 0	1, 5	×	灰白(5Y7/1)一灰白(5Y8/1)一単 一細
3	T-2-②表土下整地土層中	五類	2朝云			1.6	3.6	1.5	3, 4		C∼D	灰(N4/)一浅黄(2.5Y7/3)-三- 細
4	T-4表土:	三檠	348			1. 2	3. 2	1.7	1.6		×	灰(7.5Y4/1) - にぶい黄 (2.5Y6/3) - 単一細
5	T-4炭化層下位	三乘	3重活?				3. 2	1.9			×	にぶい黄褐(10YR5/4)-にぶい黄 掲(10YR5/4)-単-細
6	T-4表土	三柴	(不明)				3, 5	1.9				戻(10Y6/1) - 灰白(2.5GY8/1) - 単一細
7	T-4表土	三菜	(不明)				3, 3					灰(10Y6/1) - 明緑灰(7.5GY8/1) - 単-細
8	T-1下方部	(不明)	(不明)				3, 3	1.8	2.0		С	明黄褐(2.5Y7/6) - 明黄褐 (2.5Y7/6) - 単一細
9	T-2下方部	(不明)	24%				3, 4	1,7	1, 0	1, 5	×	青灰(5B5/1)一浅黄(2,5Y7/3)- 表一細
10	T-1下方搅乱中	(不明)	(不明)				3. 0	1.7	2.7		Á	灰(N4/)-灰白(5Y7/1)-単一細
11	T-4表土	(不明)	3%27				3. 6	1.9	1.3		×	灰(7.5Y5/1) - 浅黄(5Y7/4) - 単 - 細
12	T-4表土	(不明)	3467				3. 9	1.8	1.3		×	暗灰(N3/) -灰オリーブ(5Y6/2) -単一細
13	T-4表土	(不明)	3443?				4.0	1,7	1, 1		×	にぶい黄橙(10YR6/4) - にぶい黄 橙(10YR6/4) - 単 - 細
14	T-4表士	(不明)	34/3?				4. 3	1.8	0.8		B?	灰オリーブ (7.5Y5/2) - 灰白 (5Y7/2) - 単一細
15	T-4表土	(不明)	(不明)				4.0	2, 0	2, 1		×	灰(7.5Y5/1)一灰白(10Y8/1)-単 -細
	T-4表士	(不明)	345?				3. 6	2, 0	2, 1	N CONTRACTOR OF	×	灰(7.5Y5/1) - 灰黄(2.5Y6/2) - 単一細
	CONTRACTOR A AND A THE PARTY OF		are granted on A									

^{*}上角面取は、A:幅1cm以上の広い面取りが、瓦当の左右端にまで及ぶもの、B:広い面取りだが左右端まで及ばないもの、C:幅1cm以下の面取りが左右端まで及ぶもの、D: 狭い面取りが左右端まで及ばないもの、X: 面取りが確認できないもの、として分類した。
*断面構造は、断面中心から器表面まで変化のないものを「単」、表面のみのものを「表」、断面中心と両器表面に明確な変化がみられるものを「三」とした。
*生地は胎上に含有する砂粒等が微細とみられるものを「細」とした。

(軒丸瓦)

		文	镁	拉	Jik C	cm)	技	去など	の特徴	胎上・焼成
番号	出土依徽	主文	珠文数	外径	文様 区径	巴径	コピキ	布目	その他	器面色-断面色-断面構造-生地
17	T-1下方部	左巻三巴?	(9)			į.	Λ	細	吊紐痕	にぶい黄橙(10YR7/4)-にぶい黄橙(10YR7/4)-単-細
18	T-4表土	右巻巴	(8)							灰(7,5Y5/1) -淡黄(2,5Y8/3) -単一細
19	T-1下方堆税上中	左卷三巴	(7)	(10.6)	(8.0)	4.8				灰(5Y6/1)-灰白(5Y8/2)-表-細
20	T-4表土	右卷巴	(8)							青灰(5B5/1)-浅黄(5Y7/3)-単-細
21	T-4表土	右卷巴	(5)							緑灰 (565/1) ーオリーブ黄 (5Y6/3) - 単一細
22	T-4表土	右巻巴	(5)							暗青灰(5B4/1) -灰白(5Y7/2) -単-細
23	T-4表土	右卷巴	(9)							灰(7.576/1) - にぶい黄(2.576/3) - 単一細
24	T-1下方提乱中	右卷巴?	(4)							背灰(5B5/1)-灰白(5Y7/2)-単-細
25	T-4表土	(不明)	(4)				A:	881	吊紐痕	灰黄(2,5Y7/2)-灰白(5Y8/1)-単-細

^{*}珠文数は()内の数が確認できる現存数である。 *法量の()内数値は、現存部から求めた推定値である。

(丸瓦)

番号	出土纹汉	注量(em)	技法などの特徴			胎士・焼成
497.77	134-45385454	12-345 (0.00)	コピキ	布目	その他	器面色-断面色-断面構造-生地
26	T-2炭化物層	長10.7	В	部門		暗背灰(5PB3/1)一明赤灰(5R7/1)-三-細
27	T-1下方部流入堆積土中		A			灰白(5Y7/2) - 灰白(5Y7/1) - 単一細
28	T-1			線田	吊紐痕	にぶい黄褐(10YR5/4) - 灰白(2,5Y7/1) - 三 - 細

(土器・陶磁器)

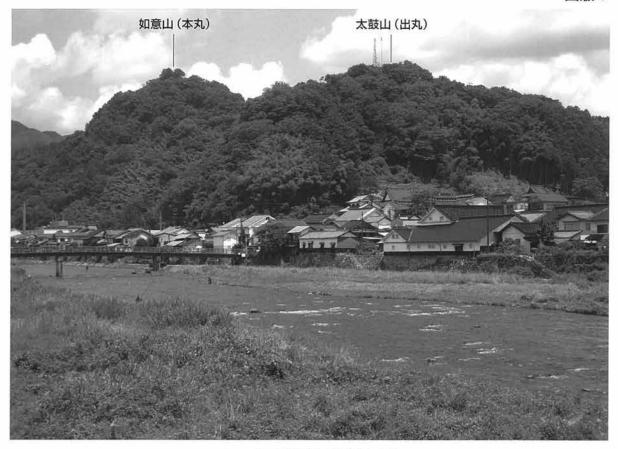
		種	433	进	抗化	cm)	1,441,124,14	色・胎土・焼成
胜号	出土位置	種類	器種・部位	口径	器高	底径 高台径	技法など	露胎器面色・断面色ー胎上の生地・含有物ー焼成
29	T-3	上師質上器	小皿	(7.5)	(0.9)	(4.7)	底部ヘラ切り?後ナデ	灰黄(2.5Y7/2),浅黄(2.5Y7/3)-細-良好
30	T-3	上師質上器	月×Ⅲ.	(8.9)	(1.4)	6.3	底部糸切り?後ナデ	浅黄橙(10YR8/3),淡黄(2.5Y8/3)-細-良好
31	T-4	土師質土器	小皿	(9.8)	1.2	(7.4)		灰白(10YR8/2)・にぶい黄橙(10YR7/3)ー細一良好
32:	T-4	土師賃土器	m.	(14, 1)				浅黄橙(10YR8/3)・浅黄橙(10YR8/3) -細-良好
33	T-J	土師質土器	III.	(13.8)	(2.0)	(7.0)		浅黄(2.5Y7/3)·淡黄(2.5Y8/3)-細-良好
34	T-1	白磁	例	(14.6)				全釉・淡明青灰白-灰白(5¥8/1)-陶石-良好
35	T-2整地图	白磁	砂缸					全釉·淡明青灰白-灰白(5Y8/1)-陶石-良好
36	T-4焼土・炭化層	白磁	额			(4.7)		全釉・淡明青灰白-灰白(5/8/1)-陶石-良好
37	T-3	備前	描鉢・口縁					灰褐(7.5YR5/2)・灰(10Y5/1)ー細・砂-良好
38	T-2-①表士	備前	描鉢・口縁					赤灰(2,5VR4/1)・灰赤(10R5/2) -細-良好
39	T-2-①表土	備前	※ 口縁					極暗赤褐(5YR2/3),赤灰(2,5YR5/1)-細一良好

*法量の()内の数値は、推定によるものである。

(鉄製品)

番号	器和	法	法 旅(cm)						
166.05	Dir. (19)	最大長	最大幅	最大厚	重量(g)				
40	鉄釬	10.8	1. 5	0.9	22				
41	鉄釘	8, 3	0.8	1.1	22 12				
42	鉄釘	10.9	0.6	0.5	_17				
43	鉄釘	7.1	1. 2	0.8	7				
44	鉄釘	8.1	1.8	0.9	19				
45	鉄釘	6.7	1, 3	0,6	7				
46	刀子?	7.2	1.2	0.6	12				
47	(不明)	31. 1	1, 0	0.8	57				





1 高田城遠景(南西から)



2 本丸近景(東から)



3 T-1調査前①(北から)



4 T-1調査前②(南西から)



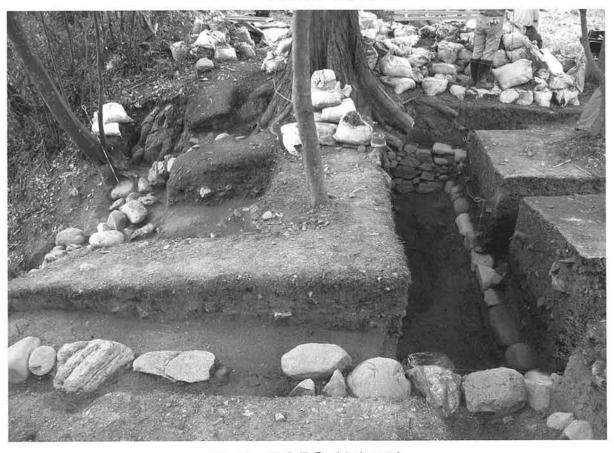
5 T-1石積検出状況①(北東から)



6 T-1 石積検出状況②(南西から)



7 T-2全景① (北西から)



8 T-2全景②(南東から)



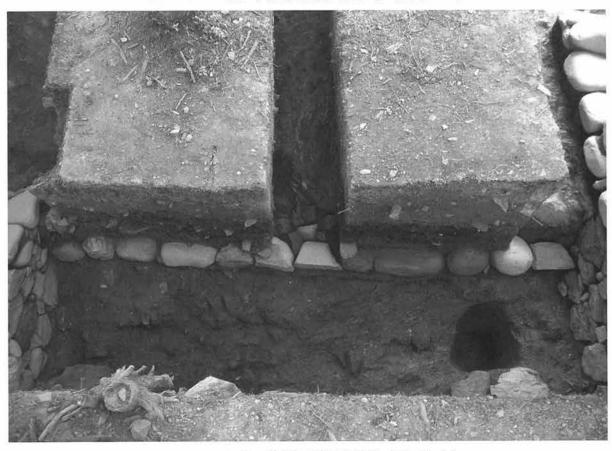
9 T-2近景(南東から)



10 T-2虎口西側石積検出状況①(南東から)



11 T-2虎口西側石積検出状況②(南東から)



12 T-2虎口北側石積検出状況(南西から)



13 T-2虎口東側石積検出状況① (北西から)



14 T-2虎口東側石積検出状況②(北から)



15 T-2虎口北側と東側石積の接続状況(南西から)



16 T-2柱穴(?)状遺構(北西から)



17 T-2柱穴検出状況(北東から)



18 T-2溝(土壙?) 状遺構(南東から)

図版 10



19 T-2土層断面① (土塁) (北から)



20 T-2土層断面②(虎口内部)(北から)

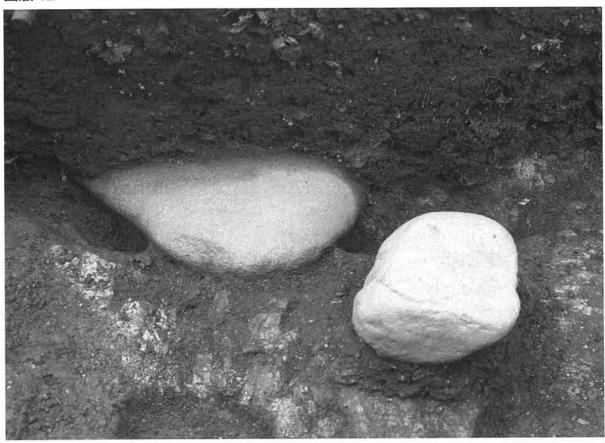


21 T-3調査前(北から)



22 T-3調査後(東から)

図版 12



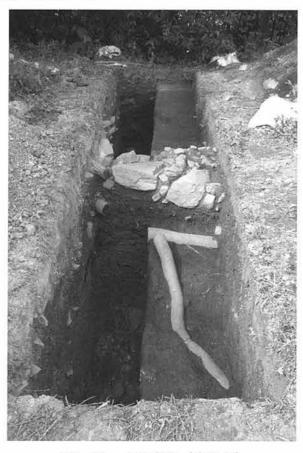
23 T-3礎石検出状況①(南から)



24 T-3礎石検出状況②(南西から)



25 T-4調査前(南東から)



26 T-4調査後(南から)

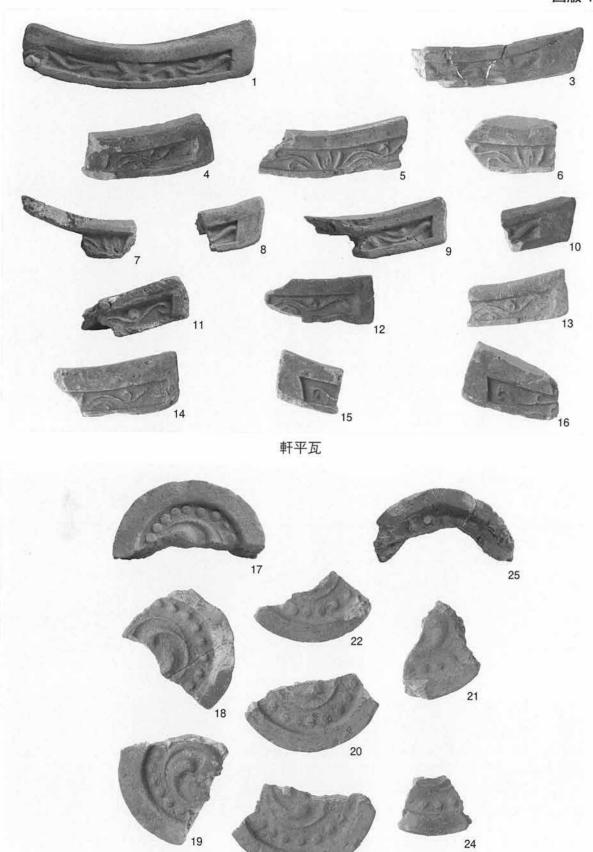
図版 14



27 T-4石積遺構検出状況(東から)

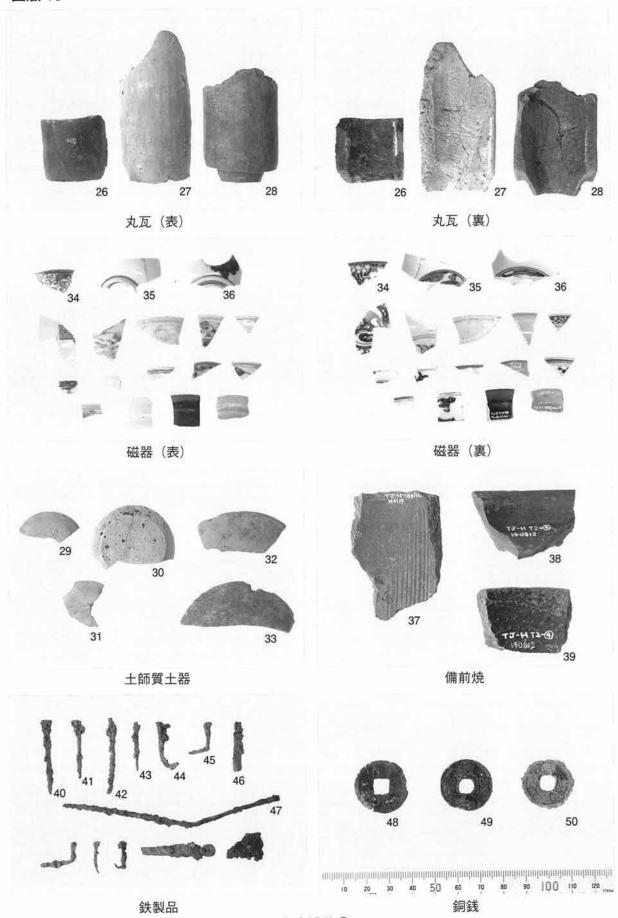


28 T-4石積遺構背面土層断面(北東から)



軒丸瓦 出土遺物①

23



出土遺物②

報告 書抄録

ふりか	\$ な	な まにわししていしせきたかたじょうそうごうちょうさほうこくしょ							
書	名	真庭市指定史跡高田城総合調査報告書							
シ ¹) -	ズ 名 真庭市埋蔵文化財調査報告								
シリーズ	番号	6							
編著者	: 名	坂田 崇・森	後弘						
編集・発行	機関	真庭市教育委	·員会						
所 在	地	₹719-3292	岡山県真庭市久世 2927-2 TEL 0867-42-1094 FAX 0867-42-1416						
発 行 年	月日	2015年3月	31日						
ふりがな	ふりカ	いなっ	コード		東経	調查期間	調査面積	新木匠田	
所収遺跡名	所 在	地市町村	遺跡番号	北緯	米莊	副 五	两里, 四項	調査原因	
たかたじょうめと高田城跡	Bio ve st in	· 市 章 33214	335810063	35° 05′ 23″	133° 41′ 35″	20130225 20130331 20131216 20140331 20140731 20141210	69 m²	保存目的調査	
所収遺跡名	種別 主な時代		主な遺構		主な遺物		特記事項		
高田城跡	城	坡 室町~江戸 -		虎口1、石積遺構3、 土塁1、階段状遺構1、 柱穴9、溝?1、礎石2		瓦、土師質土器、 磁器、備前焼、 鉄製品、銅銭		本丸虎口の一つと その破却状況を確認。	
要約	真庭市の らくその し、高田 調査の紀 この虎口 えられる	 赤は 1967 年に勝り中・近世史上・解明が望まれて 城を対象とする 吉果、石積により Iについては、16 。その他、主郭・ 赤の構造解明に「 	における重! きた。その 総合調査を 構築された 5世紀末~ 中心部にて	要遺跡の一つつかの ため古来より(実施した。本 本丸虎口の一 17世紀初頭に 建物の礎石や	であるが、遺云わる市民 は 会掘調査は つを、その研 構築され、 郭縁辺付近(遺跡の実態とし は有の歴史遺滅 総合調査の一 被却状況も含め その後破城に においても石利	では不明な点 をの未来への 環として行った かて確認する。 あたり破却さ	が多く、長継承を目的と たものである。 ことができた。 れたものと考	

印刷データ

紙 質 表 紙=レザック 215kg

本 文=サテン金藤110kg

写真図版=サテン金藤110kg

文 字 モリサワ オープンタイプフォント

本 文=リュウミン PRO L-KL 14Q 正体

本文図面 Macintosh Adobe InDesign CS3、Adobe Illustrator CS3

写 真 本文図版=モノクロスキャナー175線

真庭市埋蔵文化財調査報告6

真庭市指定史跡 高田城総合調査報告書

平成 27 年 3 月 20 日 印刷 平成 27 年 3 月 31 日 発行

編集·発行 真庭市教育委員会 岡山県真庭市久世 2927-2

印 刷 有限会社 勝山印刷

駒徳丸 世、厳七蔵、法を施去量子 天文十八年二月廿日記

号孫九郎,後改建江守,永禄 军復高田城,成城主、同八年家 臣金田原左衛門祭謀城、与備中松山城主三行修理運要親、相連、十二月 安芸・備中兵囲・城、金田内心、真勝目

裁、歲二十二、法名称名院殿直月宗金

女子

、立:嗣孝 邑、組村所津计是也、組州津玄養羊 弾正二五代、世三浦長線/家臣卅津埋正、弾正永禄初、佐 磯誅死、其影為妖、貞勝復,致家 臣以外上

貞盛

(広)、大半在 徧史、辭,此守德子,密、貞盛臣澄而自殺、香川等代而入 (成)、大半在 徧史、辭,此守德子,密、貞盛臣澄而自殺、香川等代而入 士一年二月手和直手九州、山中鹿助輔一日主尼子晴久子勝久、栗間 貞勝卒後、牧·福島等立。真盛、為·将、遂誅、金田、、逐三杆、、永禄 高田者国之管轄、解剔尼子勢,在、豫高田,径来而攻,之、時坡卒徙,員 起兵以三浦素結為手利。密迪謀、事既発見、於是、一點連香川 兵部・長祭門・憲道基等、李精長数子、備因作 州、香川等以

女子 線家直福島源太

真宏室

貞広 為之。計圖金。護城結和親,貞広不得已而從策、毛利以薩崎軍正代之、既而 真広戦死于備中」、一説於孫州林田。廣死、凡自真宗、至真広、合士:代曆数旦二 復高田、居之、数年矣、其後尼王芸已呈利日強、直広傾敗在百歹」、宇喜多直家 子陣、山中鹿筋即時至責法、整散卒、先發冬千月大破城、斬香川等、夏公再 為資本」起、兵相応、進攻高田城、城岳防戦主串不、克死之、残労告為尼 初芳(字五郎)、永禄士 军高田城為香川等|見隋、秋七月貞盛旧授玉事院物

> 浜口平次郎 三浦頓介

三浦弥三郎

島村次郎四郎

島村左衛門

島村孫介 阿比倉左馬

百年一、牧氏家語白

三浦城終于天正四年

桃寿丸 以其寒新寡才色艳。倫、強而納之撫育见、為白子。 碳余生男秀家 永禄八年乱牧菅民術扶直勝之妻子、道子備則国、貞勝己卒、宇立多直思 直家龍幸益去, 天正十年桃寿间 秀家 謁秀吉公、 同士 年龄 洛避 地震

雜記中高田城事迹

争 略

以高田戦為二元龍元年之事、「韓茂作永禄士一年」未、詳執是、矣 所以書席為正真是見著伝統有一信者也、又本州牧氏家有一冊子 今按二記大同小異、多々良配置後太平配一、亦一本為 残太平記」比判 行于世一、毛利家軍記見 渡辺不能震藏、基章不度浮虚高田事亦与居民之說符合。今併經備参考,但以系遣下

三浦家家臣

牧氏 累集室也 氏族聚形詳 近藤・石井・宇野・白石 州、未,即冀偽、近藤天在上河内中村,相供、以上四氏従三浦夏泉,自関東,来作

牧管兵衛、群見下、及等畑真木城等可、併見、其末在八世村。 牧兵庫、賞振寺細坡、後巻巻兵被廣、此時借降古稀、小阜川降於

> 牧藤左衛門、孫原置、到此故家信、住天雄郡五窟城、主著多滅後紀五十牧藤左衛門、兵庫夷、三浦に後仕主喜多道家、真意候以此妹、且于龍字、初 牧河内 縣東谷城,後世半葛夏家、与片山木工元在院庄城。 之、与天祓如真為一公郎身,巡封内 同郡湯本村一、本源君入。州之初出而見

牧 牧 牧式部衛門 牧 牧 菅介藤を削子 藤蔵四男 玄蕃 采女 大膳 松寿 牧 牧右馬允 牧 牧六郎左衛門 牧重兵衛 牧 道市 近江 牧三十郎 牧 牧彦十郎 牧宗兵衛

貞広家臣 牧 牧左馬助河内三翼、勇弘體表、後往本源君、詳天庭郡 氏見審之 源内舊多產節 牧源承三神五後此主多 江川小四郎 死一手朝鮮 篠向城、役

藤介原母子子

右十三人亦三浦臣也、其姓名処々出」之

堀内 三船十郎左衛門 三船次郎兵衛 内田源左衛門 小瀬与五郎 内田市介 福富久右衛門 寺江田源太 舟津木工允 椎原三郎五郎 化生寺 以下寺庵 石井源三兵衛 小島 富田 永源寺 有安喜二郎 宇野市郎右衛門 竹内与次 小牧又三郎 舟津孫九郎 舟津左兵衛 石井与兵衛 瀧泉寺 宝泉寺 草加部平内 御調 松浦 玉養庵 安養寺 竹内四郎次郎 笠原帯刀 淀口衛門兵衛 田中治兵衛 舟津与三兵衛 金田備中 字野菅丞 美甘助右衛門 難波 小谷出雲 宝幢寺 洞遵 春宗

> 長善 威春 善瑞 遵賀 正全 威存

春察

元林

以上貞広家臣及檀刹帰仰之徒也、 本書社村美甘

福島右近隆主夢 兄弟也 氏家蔵 福島源太雅華 福島三十兵衛

金田六郎左衛門大郎左衛門後住。宇喜多 石井助五郎 福島玄蕃後出生多 松岡源兵衛 竹内四郎次郎 石井次郎右衛門 宮川源左衛門 松井又去衛門 松岡藤次 石井与三郎

水ノ手 西下丸 松ケ段 おくび 三丸 松之段上 本段出張 牧大膳 草加部平内 牧藤左衛門 江川炊助 福富久右衛門 牧道市 牧河内 同弐百石取 同弐百石取 同弐千石取 同弐百石取 同五百石取 同弐百石取 同三百石取

同向

石井与平

荒々写置申候、

右本書損ジ申、

委キ訳相知レ不申候へ共

同百石取

小屋ノ段

牧兵庫

弐千石取

浜口平次郎

三百石取

直家

同同同同同

此弐行損シ申相不訳ス

船津杢之丞

五十石取

江川小四郎

百石取

牧惣兵衛

五百石取

本丸 牧藤左衛門 二丸 牧菅助

三丸 妹尾縫之丞

おくび 牧式部左衛門

松ケ段

牧馬之丞

| 上スガた | さたもり | イワウ名 美甘村 | 行とう

其来一作州

也

未」詳,所由」焉、

盖貞宗者明徳・

一山地 一つねとう

被仰付候となる。
のは、
の

二 作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城

大総山城 四年使, 广大塚丹後, 代中各務上、大塚父子五世在 岐守·同勘介·木下斎之助等守|護之|、慶長八年 附備前一者数人上為一之留守一、黄門秀秋時、 」之居」之、 死」何宇喜多氏併, 備作二州, 、 毛利輝元使」月田城主楢崎弾正忠元兼」、遷而保 名,大総山,、両山交有,坂、 十間、周十六町、其南為, 二廓, 、是曰, 勝山, 、合 本源君鎮、州、以、各務四郎兵衛、為、守衛、、同十 八分各有」池、三浦氏十三世住一此地、三浦亡後 天正十三年三月、八郎秀家遣—三浦之旧臣依 遺跡尚存焉、夫三浦氏者東関豪家、武門魁雄、 在||高田村||、本城日||如意山|、山路百| 名」須井乢」、両山上 |新訂作陽誌||三 、服部隠 元兼傾

識者正」之
「「龍家記」、「採」士民説」、「贅」録于此」、事跡恐今摘「諸家記」、「採」士民説」、「贅」録于此」、事跡恐

三浦氏十三世家系

行車 | 号選等、法為實資清

1

号」武城守」、横部村同、父有、墓

迎基 | 号下野守、法名主鉴案

- 貞明 - 多遠洋 、法國於嚴重累勝

- 貞俊 初号孫次郎、後後、田羽守

(Ta) 号 駿河守、 答攻 篠向城、 殺 山名右近尧、

中記子 与"麗雅"、東政自殺 与"連"、表示、年卒、法名。金融寺殿德岩良賢 多繁盛节、居麓城、天文在中 号繁盛节、居麓城、天文在中

女子

興国 二郎、続丹治家

In section than a relative description of

·良当 之役扶, 貞勝, 有,功、其余軍務頗多

応永中人、至, 真広亡, 幾乎二百年、其間興廃既多

従是南化生寺領内 北ハ高田村分御林山

十一番御林山

十二番権現林 一一従是南化生寺領内 西・北ハ高田村分御林山

林山・権現林

従是西・南化生寺領内

東・北ハ高田村分御

十三番権現角

十四番権現林神前より西一従是西化生寺領内(東・北八高田村分権現林)

権現林、南ハ田畠在で見る。東・南ハ高田村分、東ハー従是西化生寺領内で東・南ハ高田村分、東ハ

以上膀示十四本

眼寺」、以上非一寺領之地一除」之お元禄元年冬、杉村平次右衛門・桜井治右衛門・文一時、文平岡惣左衛門・石川左五右衛門巡検、立」榜、文平岡惣左衛門・石川左五右衛門・桜井治右衛門・

参考史料

一 作州高田城主覚書 下岩牧家文書

ヲキ国トテタジメ殿ムコニナリ、 テ (多語語) (情) 二男ハ 享禄二年迄之城主也、同三年より 其時より三浦貞勝城主也、牧右衛門尉ヲ 御エイヲ作、三浦不入、飛驒ヲ守候様ニト(※) 病宛被致候、其時分より尾山飛騨 直家ノ御代ニ御成侯、中納言殿ハ其後ノ御子也 貞勝御代ニテ候ヲ、牧右衛門尉引取、其後 松山ノ家チカトムネヲ合、貞勝ニ腹ヲ切らせ 三浦ノヒクハンニテ候へ共、心替り致し備中 河内『御なし候、永禄八年十二月』金田ハ 飛騨ヲ責、大合戦侯テ城ヲ渡シ退申侯 建立二テ候へ共、永禄二年三月二三浦貞勝 尾山飛騨ト云人取出貞久ヲ責 城主、天文十三年八月、雲州より 作州高田大づふさ城主 城主也、弘治二年二化生寺二玉雲野 天文十三年迄三浦貞久城主也 大合戦候処二、 貞久者籠城之内ニテ 御取候、三番目ハ貞尚トテ岩屋ノ 三浦貞国卜云人、大永七年過 (ヨノ間、一行戦等アリカ)
文亀元年より永正六年迄ハ、 其時、備前中納言殿御代節大方ハ 則タジメヲ

のふさ山ハ八鳥勘助ニ被 仰付候 高田ニ居申候ヲ、牧ニ渡シ候へと直家被 何付、天正十三年三月ニ牧高田ニ入候て 保証を (保証を) は、中納言殿御代ニ成、人直ニ付 居申候処ニ、中納言殿御代ニ成、人直ニ付 と直家被 のかさ山ハ八鳥勘助ニ被 仰付候

一貞久

一貞勝

一貞守

右四代之内

一貞広

二丸次 細田久右衛門 同弐百石取二 丸 牧官兵衛 知行千石取

明暦元年(一六五五) 大塚守周、高田城下の熊野大権現社を修覆する

熊野権現棟札写 高田神社

真庭郡誌』全

奉修覆熊野大権現城内安全満願成就守護 明暦元乙未年九月吉日 大願主 大塚監物 天下泰平武運長久領分安穩五穀成就 旦 五郎左衛門 守周

主 木村越中

延宝三年(一六七五 大塚可明、森家を退去する

森家先代実録 巻第九

延宝三乙卯年制一正月十一日、 塚田ヲ以御時服・御箱肴被下、只今御構ハ、乍憚 半右衛門・目付後藤安兵衛伏見へ差登られ、右之 より差下され暇ヲ給ひ、塚田三郎兵衛ヲ使者とし 覚悟ニハ相違仕候とて、翌年四月江戸へ下り、段々 旨申渡けれハ、大塚返答に、御使者ヲ以御暇被下、 然る所、同三月三日、大塚奉公御構として、湯川 て時服・箱肴ヲ給ふ也、各務ハ段々首尾能被留也、 永の暇ヲ願し所、大塚ハ原田半右衛門ヲ江戸 「岡山県史」 津山藩文書 大塚左門・各務兵

> 美作略史 利

去森家全盛記 大塚左門・三村伊織、

減省スナ禄及ビ社寺領ハ、延宝三年五月、国ニ就キ 侍ト為ス、其家ヲ継グニ及デ、刑部左衛門ノ資格 長義嘗テ江戸ニ在リ、横山刑部左左衛門ヲ以テ近 ヲ進メ、枢要ヲ委任ス、長義乃チ之ト謀リ、己ガ スレドモ聴カズ、二人遂ニ辞シ去ル 嗟ス、重臣大塚左門_{五百石}・三村伊織_石 騁馬·放鷹·漁猟等、奢侈至ラザルナシ、 賂百方、国用窮竭ス、於」是、士禄及ビ社寺領ヲ 叙任ノ昇進テ希ヒ、数々閣老ヲ其邸ニ請待シ、賄

貞享元年(一六八四

高田村の免定に古城山番が見える

真島郡高田村当免定之事 松浦円明氏文書

同弐石五斗 古城山番五郎左衛門給米

化生寺境内に三之丸・勝山本丸の地名が見える 元禄元年(一六八八)

作陽誌 附録 作陽誌十六箇寺境内牓示 玉雲山化生寺

切,諫長義、不、納、遂致禄 『美作略史』

数々諌争 士民怨

七番三之丸

八番勝山本丸

九番御林山 一從是南化生寺領内 北ハ高田村分御林山

一従是南化生寺領内 北ハ高田村分御林山

番門之脇

玉雲山化生寺

従是北・東化生寺領内 市郎右衛門薮 南ハ高田村分塚谷屋

一番竹藪

従是北·東化生寺領内 市郎右衛門薮 南ハ高田村分塚谷屋

三番竹薮

一従是北·東化生寺領内 谷屋市郎右衛門薮 西・南ハ高田村分塚

四番竹薮

一従是東・北化生寺領内 右衛門薮 西・南ハ高田村分忠

五番竹薮

一従是北・東化生寺領内 衛門薮 西・南ハ高田村忠右

六番古浄土寺屋布

一従是東化生寺領内 西ハ高田村分安養寺墓所

林山

一従是東·南化生寺領内

西・北ハ高田村分御

岡山大学付属図書館所蔵池田家文庫

〇大塚丹後若名 同

丹後氏次若名 合同 同 主膳三俊者名 内膳者名

△長尾隼人共一芸名 監物氏重音名 同

年人勝明若名小一郎作 左門可明景次郎

司

武家聞伝記 巻第六 美作国御代々御執権之覚

慶長十三年申ノ冬ヨリ同十七年子ノ春迄 岡山大学付属図書館所蔵池田家文庫

(中略)

大塚丹後

寛永元年子ノ夏ヨリ同十六年卯ノ冬迄 大塚主膳

十六年

(中略)

正保弐年酉ノ春ヨリ慶安弐年丑ノ夏迄 五年 大塚丹後

元和六年 (一六二〇)

高田町が焼失し、街道が付け替えられる

高田荘町人面々世代集 巻末別記

町家・寺院共不残焼失作兵衛ト云、依之同年十一月三 新町出来、夫·往還道卜成、其頃長役之者新町二致屋 入用銀半分 御公儀、半分町場出銀成就之上、 日、津山表江相願、岩瀧下夕片原町之所加瀬渕埋上、 □□往還道者、 檀坂寺前通行、元和六年四月大火、 真庭市教育委員会架蔵 町続

> 敷取、承応二旦地均帳有之名前左二記、 ハ持来屋敷ニ戻申ト相見へ候 此余之長役

大塚三俊、高田城下の熊野大権現社を葺替する 寛永七年(一六三〇

能野権現棟

札写

高田神社

『真庭郡誌』 全

天下泰平国家安楽風雨順環

奉上葺熊野大権現社城内安全如意満願成就条

武運長久領分静寧五穀成就

寛永七年九月吉日 大願主 大 塚 主意

膳

神 主 Ш 花 太 夫

美作国内の諸城館が破却される 寛永十五年(一六三八

作陽誌 苫西郡古跡部 神戸郷 院庄城

|新訂作陽誌||七

(中略

院庄城

塁跡」、尽為。田畝、今壕塹纜存而已 兵 所,相屠而拠,焉、是故院庄亦無,累葉之城主,、 其間歳余以 院庄 為 仮居処 、寛永十五年壊 其 本源君領 州牧 、国府不、愜 賢旨 遂城 于津山 天正末片山木工允・同左馬助者居」此、慶長八年 凡当, 争奪之世, 、作州諸堡多為, 播備因伯雲芸之

> ○元和元年(一六一五)の一国一城令を受けた津山藩領内 寛永期の領内における破城を示す数少ない史料といえる。 の諸城館に対する措置は未詳。本史料は次掲史料と併せ、

古事御改書上写 東作誌 吉野郡讃甘庄宫本村 古跡

分 当村在家中に構屋敷跡御坐候、 御公儀より御意にて取崩し申候 古へ宮本武仁住居仕候由、 三拾間四方にみへ申 石垣は天草一揆の時 (後略) 『新訂作陽誌』七

○「森家へ書上写」とあり、内容から元禄初年、 書上を元に記されたもの 編纂にあたっての書上と考えられる。次掲の記事はこの

東作誌 吉野郡讃甘庄宮本村

|新訂作陽誌||七

宮本武蔵屋敷

三十間四方、石垣は寛永十五年天草一揆の節自公 儀命ありて取崩すと云々(後略)

正保の国絵図に古城・勝山が見える

正保二年(一六四五

正保美作国絵図

『江戸時代の地図づくり』

〇古城山とその前方に勝山が並ぶ様子を示すか。これ以前

勝山

古城

押へすこ~~と留る者ハ侍程之者ニハ有間じく 而高田之侍追付共可参、此者共儀私躰留申迚、中夕 城内六口之御門々ニ物頭弐人ニ組ノ足軽四拾人相 夫辦左衛門伯父也、四郎兵衛、 扨、大塚丹後為下知 翌朝十五日、 所二死ス、四郎兵衛屋敷ハ長沼郷只今ノ御屋敷也 弓ニ手矢ヲ取添二階町之御門へ参、爰ヲ明よ~ 川ニて息ヲ乗切、歩立ニ成テ土俵空穂ヲ脇ニ付、 申候ハ、可通と大塚被申也、然処へ同十五日午刻 被押へ居申者共二てハ無之、其時ハ打果可申哉と 添、誰人ニても御門・内へ一人も入申間敷ト堅申付 方相果ル、細野左兵衛は千石是もさへ具足二被切 聞せ、此文躰二て能候やと被申候へハ何れも御尤 明と也、此節忠政公ハ御在江戸「候へハ、以飛脚 そう二仕候所二、高田侍追々十騎計懸集、只門ヲ 実ニ門ヲ不明ハ一矢参そうと矢筈打ちかへはや射 左様申ハ今村・長沼か、同名之喧嘩!!是にて被指 と呼懸る故、此門ハ大塚堅申付誰人二ても通シ申 二各務吉左衛門正保一番馳来、馬ヲハ院庄ぬめり 相伺候へハ、随分差留見可申、其上二ても留り不 ル、長沼太吉・今村九蔵寛永十年 なと被申渡候間、外之御門へ被廻候へと申候へハ って江戸へ之書状相認、 言上可仕迚御家中物頭、其外諸役人中、大塚屋敷 打破レとどうづきを

懸狼藉仕候故、無了簡門ヲ為 一奉存由申候、 /御門二番従大塚被申渡候へハ、両人返答二、定 四郎兵衛切腹ス、各務家来佐藤作大 其文躰ニ日ク 物侍中へ大塚文を読せて

> 去ル十四日午刻、右三人之者喧嘩仕、 申候へハ、小身者名ハ玉木と申仁末座之推参、乍 座候、其上其身腹を被切候へハ、腹を切せ申と被 恐四郎兵衛ハ 公方様へ御目見へ申上たる仁ニ御 両人ハ則即坐二て十四日ニ相果申候、四郎兵衛ニ 切腹不仕ハ介可申ものと御意共承ル 遊それハ誰人切らせ申と御尋候ハヽ、腹を切らせ 万迚書状認直したると也、忠政公も四郎兵衛儀へ ハ如何可有御座と申候へハ、大塚を初何れも尤千 て御座有間布候間、只其身腹を切り申と被遊候で ハ翌朝腹を切セ申由書状相調、此文能候哉ト再三 細野・小沢

森忠政、 森(大塚)丹後守に高田村等を加増する

森忠政知行宛行状写 蠹簡集残編 五 『天日本史料』第十二編之五 百々清次郎蔵

加増之地

六百九拾四石六斗八合 高田村

弐百八十七石一斗四升七合 西分本郷

弐十三石八斗九升三合 屋敷分

百拾壱石八斗二升六合 正吉村

四十一石一斗五升四合 九十三石九斗五升 岡村 芝原村之内

拾参石二斗四升九合 畑村

七十弐石七斗三升八合 竹原村

九拾石八斗七升四合 五十四石九斗四升八合 菅谷 和気村 谷

> 百六十九石弐斗弐升 四十二石四斗九升八合 百三石九斗 右為加増宛行畢、 合千八百石 全可令知行者也 星山村 具 見 村 横部村

慶長十三年 十一月朔日 忠政 (花押影)

森丹後守殿

森忠政、大塚丹後守を高田城番に命じるという 慶長一四年(一六〇九)

美作国中古城之覚 武家聞伝記 巻之

同十四乙酉年春·大塚前丹後息相続五代抱之 岡山のアーカイブズ』1

慶長一七年 (一六一二)

大塚丹後守死去し、高田城下に葬られる

作陽誌 真島郡寺院部 浄土宗 本然山安養寺

新訂作陽誌三

寺内有,大塚丹後墓,、法諱雲照院花岳芳春、是本 田大総山城 源君長臣也、 慶長十七年七月十一日卒、嘗領,高

大塚氏の歴代

武家聞伝記 巻第六 御代々御組頭中

九月十日

宍廿四郎左衛門とのへ

川端丹後守とのへ

宍甘太郎兵衛とのへ

小瀬中務正とのへ

明石四郎兵衛との

中吉平兵衛とのへ 沼本新右衛門との

延原六右衛門とのへ

牧藤左衛門とのへ

宍甘太郎右衛門とのへ

慶長六年(一六〇一)

小早川秀秋、木下斎之助を高田城番に命じるという

美作国中古城之覚 武家聞伝記 卷之一

慶長六丑ノ歳・ハ金吾秀秋陪臣木下斎之助抱之 『岡山のアーカイブズ』1

小早川秀秋、化生寺に寺領を寄進する

杉原紀伊守・稲葉正成連署奉書美作化生寺文書

寄附候訖、弥於神前、国家安全·武運長久御祈念不 美作国真島郡高田村之内拾五石之事被成御 『岡山県史』家わけ史料

慶長六年

可有懈怠之旨被 仰出候也、仍状如件

六月五日

稲葉内匠頭 (IIR) 杉原紀伊守 (花押) (花押)

高田大明神

慶長七年 (一六〇二)

西部五左衛門、化生寺の寺領を安堵する

西部五左衛門寺領安堵状写 作陽誌 真島郡寺院部禅

玉雲山化生寺

前々令寄附候畢、 為当寺領、敷地·田畠并手作分合拾五石以高田領如 全可為寺領状如件

慶長七年

西部五左衛門

十一月吉日

判

化生寺

慶長八年(一六〇三)

森忠政、各務元峯を高田城番に命じるという

美作国中古城之覚 武家聞伝記 巻之一

『岡山のアーカイブズ』1

同八癸夘年·各務四郎兵衛相抱

武家聞伝記 巻第六 美作国御代々御執権之常

岡山大学付属図書館所蔵池田家文庫

慶長八年卯ノ夏ヨリ同十三年申ノ冬迄 各務四郎兵衛

慶長九年(一六〇四

森忠政、化生寺に寺領を寄進する

森忠政寺領寄進状写 美作化生寺文書

慶長九年 三月十一日 忠政 (花押影)

為当寺領、敷地田畠并手作分合拾五石令寄附状如件

東大史料編暴所影写本

化生寺

森忠政寺領寄進状(折紙) 美作化生寺文書

(封紙ウハ書)

東大史料編纂所影写本

領知之状如件 為当寺領、拾七石余敷地并山林共令寄附畢、 全可有

慶長九年

十一月二日

化生寺

忠政 (花押)

慶長一三年(一六〇八)

高田城番の各務元峯が闘死する

武家聞伝記 巻第十四

一同十三申歳十月十四日午之刻、久米南郡之内八伏 智 也相手小沢彦八/ 相 智 也喧嘩シテ双也林為忠相手小沢彦八/ 知行千石、忠政公喧嘩シテ双村ノ谷奥石山二て、各務四郎兵衛十石、高田城預り村ノ谷奥石山二て、各務四郎兵衛 歳三十七歳、知行八 岡山大学付属図書館所蔵池田家文庫

完〆四万弐千五百拾石五斗 右弐千五百五十石 千石慶五ヨリ無役引 山内半役分引

宇喜多秀家、不破内匠を高田城番に命じるという 美作国中古城之覚 この頃か 武家聞伝記 巻之

右之城ハ、天正年中・宇喜多家臣不破内匠抱之 〇年未詳であるが、しばらくここに収める。 『岡山のアーカイブズ』1

宇喜多秀家、 慶長五年(一六〇〇) 高田城番小瀬中務正等に人質の供出を

宇喜多秀家直状写 岩国徵古館所蔵沼元家文書

「人世町史」 資料編

第一卷

急度申遣候

此表之事、赤坂之敵陣へ諸口より取寄候故、 関東之儀ハ家康領内へ三日他行申候、景勝より切 中々内府可罷上覚悟夢ニ無之候、あわれ上り候へ ろたへ候ではやく敗軍可仕躰と相見へ候、 候て有之事候間、 ゆる所天下之御弓箭此時隙明事態も入度所へ敵参 日中二吉左右可申遣候、可御心易候、てんのあた 入候で関東諸所みたれ候で無正躰由上々注進候故 壱人も不残可討果事眼前之事 垂 敵う

ハー度ニ打果度候車

大津之城輝元より城をかり可申よし被申候へハ、 可有宥免やと存候、此段このついて二一段可然成 大坂より被取詰、本丸一ツニ罷成候、 行候間、可心易候事 **八質遣申うへハ城を渡事迷惑之由被申候へハ、則** 余之儀ハ定

岡山在番之儀ハ宍四・宍太御座候間、此両人人質外聞候間、其方面々人質之儀被差越光候 其元番等之儀、此刻肝用之候間、 こい候て差越尤候、 此表へ差越尤候、然者河内守ニ申候て一人案内者 子差上尤候事 子無之候ハ、不及是非候、お子之候へハおとこの 上可申候、我々そは二召遣へく候間、一刻も差急 之儀早々差上尤候、四郎左衛門事むす子を早々差 ハ各手前うたかい候て申遣にてハなく候へ共 太郎兵衛人質之儀、 不可有由断、 おとこの 為 然

常山在番丹後事、是又慥候人質差上尤候、 小串在番新右衛門事ハ、せかれ爰元ニ有之事候へ 共、今一人差のほせ尤事 子無之候て養子成共差のぼらせ可申事 自然実

広瀬宍太郎右衛門・牧藤左衛門両人事、七郎右衛 小倉長田右衛門丞事、左近、越中守所二有之事候 門外にせかれ於有之ハ早々差上可申事、宍太郎右 衛門ニハむす子有之由候間、早々差越尤候、不可 へ共、今一人せかれ於有之ハ、此方へ差越可申事

赤穂平兵衛・六右衛門事、 是又せかれ於有之ハ

> 差上、早々可差上候事 早々差越可申候、六右衛門ハせかれ有之由候間

自就人質差上可申候、自然於無之ハ右之姿ニ可申 造成 高田中務事、助六弟於有之ハ早々差越候可申候、 そはへ可召寄候事 其方より能々入念候で申越候ハヽ、其上を以我々 有之様二申候、是ハわれ~~一切不知候、此段ハ 一人も人質として差出尤候、何誰所ニー人奉公仕 自然於無之ハ右之姿三可申

各人質取候へハ、家来能ニハ不及事ニ候へとも、 無用候間、可有其心へ候事

右之通、早々何待及、むすめ子なとハ差上事、

以其上又かわち所より致注進候へと申遣事候也 候ものを取集候て、岡山へ差越尤候、是又不入事 兄弟又親にても差出尤候、此通堅可被申付候、小 各内にて知行かたをも取申もの之人質之儀、是又 子ハ陣へ差越尤候、先岡山より大坂迄相計候ハ、 子ハ於大坂ニかわちニ渡尤侯、 可有由断候、是方へ差越候共、河内所より人をこ あらす候、先此刻如此申付候事ハ何かと結句わき 候へ共、為人寄候間、如此候、久しく留置候事に 尤候、女房とむすめとハ出事無用候、 家中能を取集、岡山四郎・太郎兵衛両人所へ相渡 い候て差越无候、各尤之人質、十二三よりしたの より申候へハ悪候間、 給之者ハ不入事、悪心をたくみ候てもいかゝと存 此上二可被申付候、 十二三よりうへの むす子又ハ 少も不

相渡、 然間為替地、於備中国都窪郡西庄弐拾石差 中

文禄四年

十二月吉日 岡市丞とのへ

宝宝

泉

寺

(黒印力)

宇喜多秀家黒印状 美作化生寺文書

『岡山県史』家わけ史料

化生寺領之事

作州真島郡

一高拾石也

高田内

六斗ハ

田畠

右如書付之、田畠之上中下ヲ引合、化生寺之本願可 九石四斗ハ

相渡、然間、 為替地、於備中国窪屋郡西庄拾石差遣

文禄四年

岡市丞とのへ

十一月吉日

(黒印)

〇以上、高田城関係のもののみ掲出した。

備前国四十八ヶ寺領并分国中大社領目録写 備前金山寺文書

宇喜多秀家所領預状秋元興朝所蔵文書

猶以至只今荒地之所、 付事肝要候、已上

従来年令開発候様二可申

『久世町史』資料編

第一巻

宇喜多秀家、戸川達安に高田周辺の地を預け置く

慶長三年(一五九八)

「岡山県古文書集』第二輯

備前国四拾八箇寺書立之事次第不同 (備前国四拾八ヶ寺領 并分国中大社領

争 略

作刕山内・高田近辺五千百石之事『緑別紙、預ケ置訖、

四十八箇寺之外御寄附寺領之事

間、三ヶ年者先半役可相勤者也

彼地百姓等相寬様二加撫育、田地不荒様可申付、然

争 略

弐十石

九月九日

秀家(花押)

戸川肥後守殿

拾

石

一化生

寺

争 略

〇この年八月に豊臣秀吉が没している。秀家の措置は没後

以 Ŀ

御分国大社之事

中 略

宇喜多秀家士帳 慶長初

『備作之史料(五)金沢の宇喜多家史料』

摘できる。

って両国境目を固めるための修築が行われた可能性を指 の混乱に備えたものと考えられ、高田城も戸川達安によ

高田宮大明神 拾五石

惣以上 三千石也

丹不可有怠慢者也 右雖異神仏、祈願念相同、茲武運長久国家安全懇

一戸川肥後守

此内 七千石

文禄四年十二月吉日

御判在之

四千九百七拾石

慶四加 慶三加、

(中略)

五千百名

山内分

尚 市丞

三千百六拾石内

五百石 文三加

慶三、高田城領

都合四万八千六拾石五斗内 与力分弐万弐千四百六十石五斗 自分弐万五千六百石

弐千石城領加

《四万六千六拾石五斗 肥後守分

- 66 -

慶三御加増 文三御加増 弐万五千六百石

霜月廿日

信正 一(花押)

天正一七年(一五八九)頃か 宇喜多秀家、服部隠岐守を高田城に置くという

作州高田城主覚書 下岩牧文書

中納言殿御代二成、 人直に付つふさ山ハ八鳥勘助に 『久世町史』 資料編 第一巻

〇字喜多氏領国では天正十七年に破城が行われた形跡があ り、服部氏の在番も諸城の破却そして岡山城を中心とす る支城体制の整備と関係すると考えられる。

岡山藩士服部弥三郎奉公書

高祖父服部隱岐守、大坂御陣之時 御城方二而同 所於川口討死仕候由承伝候 岡山大学附属図書館池田家文庫

曾祖父服部藤内儀、隠岐守嫡子二而御座候、宇喜 足軽四拾人、伊賀ノ者弐拾人預、美作国高田城預、 城代二居申候、秀家卿逝去已後ハ浪人仕、 田中納言秀家卿之従者二而知行千石給、弓鉄炮之 ○享保四年(一七一九)の書上。隠岐守の子、藤内を高田 上道郡浦間村二住居、同所二て病死仕候 備前国

服部カ隠岐守社役安堵状美作岡田家文書

城代とするが訛伝による事跡の混同か。検討を要する。

雖可被申付候、万一違乱之儀候ハト急々注進可申候 被申之通承知候、左候間、西郡之儀ハ注連保等之儀、 作州西郡之社役之儀、前々其方存知之儀候哉、就其 『高野神社の文化財』

恐々謹言 「永和三年」

十一月十五日

隠岐守(花押)

注連大夫殿へまいる

○付年号は後筆で、文言や体裁などからかなり降るとの指 摘がある(湊哲夫氏の御教示)。服部氏の発給文書か。

高田城主服部隠岐、中島本政に脇指を与える

中島本政覚書 第五条 西島氏文書

同笹吹城下ニ而はさま九郎兵衛と申者、牧修理と 助兄弟子供迄存知、其子細ハ其時牧左馬助・室六 内・津々能存知候、右之手負申候後九郎兵衛と申 三郎兵衛と申仁刀くれ、御内池田加右衛門・左馬 城主服部隠岐と申仁脇指くれ申候、同宮ノ城主市 せ申候、其時兵庫介より知行くれ申候、同国高田 申者を切候而おち申候、某迄かけ呼返し切合仕ふ 名中島与右衛門と申候事 者ハ同呰部野々上と申所ノ者ニ而御座候、此時某 備中国阿賀郡鈴木次郎兵衛・同三郎左衛門・室左 右衛門と申者、深手負申候、作州之事者不及申、 『倉敷市史』第一冊

ここに収める。

文禄三年 (一五九四

を命じる 宇喜多秀家、高田商人の岡山城下移住にあたり措置

宇喜多秀家直状写 備藩古文書 卷一 二日市町小松屋

宝次郎所蔵

作州高田一養事、岡山在城可仕候旨申承候、 相越候やう可申付候也 無異儀

東京大学史料編纂所架蔵

文録三

十一月十五日

(花押影)

角南太郎右衛門とのへ

○「右作州高田青木一養ハ小松屋宝次郎先祖ナリ」と記す。

文禄四年(一五九五)

宇喜多秀家、高田村の給人岡市丞に替地を与える

宇喜多秀家黒印状 美作化生寺文書

『久世町史』資料編第一巻

宝泉寺領之事

作州真島郡内

高田牧原

高弐拾石也

壱石弐斗ハ

右内

拾八石八斗ハ

右如書付之、田畠上中下ヲ引合、宝泉寺本願ニ可

〇年未詳であるが、この頃のことと思われるのでしばらく

三浦貞勝の子桃寿丸、 京都で圧死するという

家系 三浦貞勝子桃寿丸 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世

桃寿丸 、同十二年詣、洛遭、地震、圧死 (中略) 天正十年桃寿同,秀家,謁,秀吉公 |新訂作陽誌||三

○「作州高田城主覚書」に桃寿丸のことは見えない。ある

いは次掲の事件と関係あるか。

宇野主水日記 天正十四年二月条

廿一日、此比千人ギリト号シテ、大坂ノ町中ニテ 云々、世上風聞也 シテ其血ヲネブレバ彼病平愈スルトテ此儀申付 大谷紀ノ介ト云小姓衆悪瘡気ニツキテ、千人コロ 人夫風情ノモノあまたうちころす由種々風聞アリ ||石山本願寺日記|| 下巻

今廿一日、関白殿ノ御耳へ入テ、如此之儀今迄申 付、関白殿ハ御上洛也、午刻終ヨリ さぬ曲事ニ候間、町奉行衆ヲ生害させらるべき事 十枚可被下之由、高札ヲタテラル、也、此儀被仰 追籠

墨、此

然人

申上

二お

きて

ハ、

御

襲

美

トシ

テ

金 なれバ、命をバ御免なさるゝトテ、町奉行三人被

盗人事、人ヲキル事、博奕事、酔狂人事、 徒者

此五ヶ条ヲ高札ニセラレテ、金十枚ヅヽ其高札ニ 打ツケラレテアリ、金ハ二枚ノ札ニ廿枚アリ

> 喜多次郎九郎生害ノ衆也 五人生害、大谷紀介所行之由風聞一円雑説也、宇 十一月廿七日廿八日之比現侯、三月三日四日ノ比 右之千人ギリノ族アラハレテ、数多被召篭云々、

多聞院日記 三十二 天正十四年三月三日条

一近般於大坂并京辺千人切興行、五六十人モ既被切、 数二万計ノヲクレ也ト、内輪衰反也、実否ハ不知 日於住吉表生害、 之処、令才学処、大名衆究竟ノ仁共七人搦取、今 金子廿枚ノ高札ニ被打置、町奉行曲事トテ被追失 依之塩干ノ神事モ無之云々、人 増補続史料大成 41 『多聞院日記』四

多聞院日記 三十二 天正十四年三月八日冬

害了云々 大坂ニテ千人切悪行衆、大名衆ノ息タチ四五人生 増補続史料大成41『多聞院日記』四

牧家信、 天正一四年(一五八六) 勇山寺領を安堵する

牧家信書状 (竪紙) 美作勇山寺文書

(塩塩炒計ウハ麦)

牧藤左衛門尉

|岡山県古文書集||第三輯

以上 大寺様参御同宿中

> 御存分之侭二難致分別候、 申候様にと尤無余儀御理候、 当地領知仕候ニ付而、先規之筋目を以、 同名菅介可申候、恐惶謹言 高弐拾石之所令同心候、 雖然子細有御寺之事二候 可有其御心得候、委細 乍去少身之儀二候条、 御寺領相立

天正十四

七月十二日

家信、

〇次掲史料は年未詳であるが、しばらくここに収める。

牧家信書状(モト折紙) 美作岡田家文書

申候条、可御心安候人、 も至今日ゆめ~~不存儀候間、則只今人ヲ遣指留可 御折帋令拝見候、仍而此間野原二神楽仕候哉、 不存候て不及是非候、又明日ひの上ニ仕之由、これ 恐々謹言 『高野神社の文化財』

家信 (花押)

十一月廿日

市又次 まいる御返報

牧信正書状(モト折紙) 美作岡田家文書

申事候、於向後□疎意有間敷候、恐惶謹言 様"思召之段迷惑申候、次、日之上"神楽仕之儀、 御懇忝拝上申候、然者野原二神楽御座候へ共、此方 しめ之大夫呼不申候ハ、先々相延候へ之由、家信被 無其理仕候間、少茂其儀不存候、定而我等如在之 「高野神社の文化財」

今日まてハ名人二て候、明日之不慮ハ不存候、 成なとにてハ成間敷候、日本を手之内ニまわし候、 もつき、城をも責候て被存候、又少事之儀ハ、 候間、此両人を言つめにもさせられ、蜂彦・黒官 申仁ハ御座有間敷候、秀吉ハ弓矢と被存候ハヽ、 程御相手二御成候てハ如何と存候て、誠夜も日も 者一ケニても、又乞食をも仕候て被存候仁か、申 候て、世上操をも又弓矢をも手二取候て、鑓を 大なる事ハ、近年信長之下ニても、羽柴~~と申 分別候へは成事と思召候、一円之御不覚悟二て候、 談専一ニ存候、自最前、安国・林木、使なと不届(@B) (@B) 可被下候、早々分別行候様二、境目御調簡要二存 ならは、芝田時引切御弓矢ニさせられ候か、さま 不明やうに我等ハ存候、定而座敷之内にて、是程 御操ニてハ破可申候、 二七八人ハ可有御座候、それも尤候、乍去、今之 大分限小分限ニよらす、境目江打出、短束をも被 十日之内ニ可被出候、左なく候共、来廿日比ニハ 、今もさせらるれは成事なとゝ被仰仁も、十人 其御調之趣者 左候時、 五日十日之内二、 4

人可召具由候事

備中内郡御残候て、 作州之事速二御渡之事

右分御渡候でも、露塵ほとも被申懸候所成候する 伯州八橋三頭御残し候て、諾城御渡之事 と芸州之贔負をも仕候へなとゝ被仰、安国寺分別 とハ不存候、備中新見から松辺、被仰さまによつ て可有分別候哉、最前・林木工・我等ハ此申分二て 其段申候へは、 言はつめにさせられ候て、ち

> 作伯無残相澄、何之所成共、一所、 作伯不澄内ニ可有御理と思召侯者、 別者同道可仕之由被申候、林杢・一任、両人間 様御上せ可然之由、 相副候之条、前後不存可然仁一人つゝ、従御三家 嘩かまへにて、何之御座敷よりも毎度罷立候 仕候へは成事と思召候間、無申事候てハ及晩 て候者、蜂彦可罷上候、是も前後不存口才なる分 被申候事 従両人使者可 北二八橋計二 喧

高田・岩屋・宮山・高仙江自是申遣侯儀、 專一二存候、毎時長文進上申候間、 成候条、従其方可被仰遣候、遠国ニて候間、 御相談ハすミ申ましく候、 候、其内に此方被見廻之由候、むさくくとさせら 其故、秀吉下向可為近々候、二月ハ雑賀立と陳触 候ハて、被入御精、此状御覧候て御分別専要存候、 此上二ても、下々御弓矢二させられ候て可然と思 てハ可為大曲事候、能々御遠慮此時候、正月御礼 れ候て腹を立させられ候てハ如何ニ存候、 召候者、無申事候、以大躰之御分別可被見合事、 於日不被仰遣候者、秀吉下向之内すミかね可申候 先上風ニめされ候て可然存候、 恐惶謹言 例之事と思召 大酒上句の 御侮候 曾以不 継夜

安国寺

恵瓊(花押)

(東正十二年) (東三月十一日 (東三月十一日 (東三月十一日 (東三月十一日 (東三月十一日 御申之

<

宇喜多氏、

楢崎元兼が退去した高田城に牧一党を置

家被仰付、天正十三年三月二牧高田二入候て居申候実後右ならさき高田二居申候ヲ、牧ニ渡シ候へと直は後右なが。 作州高田城主覚書 下岩牧文書 処二 (下略)

作州高田城主覚書

第一巻

直家

牧 菅 菅 財 左 衛 門

二丸

次丸 牧惣馬

おくび 三丸 牧式部左衛門 妹尾縫之丞

牧藤助

松ヶ段

牧馬之丞

社村不残 新庄村 / イマイ 山地 下スガた 上スガた イワウ名 美甘村 行とう つねとう さたとう さたもり

此間も少々損ジ相不知ジ

〇社村以下の諸名は、牧藤助の所領か。「作陽誌」に拠れば、 菅助(介)は「藤左衛門子」、藤助は「河内長子」とある。

十二月十八日

林木工

就長

(花押)

任斎

恵瓊

(花押)

草苅城是又可被入念事

伊賀与三郎城事、入念可請取事

虎倉・升形城請取由、

尤候事

旧冬廿六日、同廿八日書状両通

令披見候

城々何角申候て、自然不相渡所をハ、其許之人数

を以取巻、帰鹿垣を結候て、干殺候之様可被申付

佐与三左御申之

楢崎元兼、高田城下の熊野大権現社を造修する

熊野権現棟札写

奉造修能野大権現御宝殿如意円満祈誓成就 天下泰平武運長栄国下安全百姓出生五穀農年

城中安全天願成就

天正十一年未十二月吉祥日 大願成就 楢崎弾正忠元兼 婆多朝臣彦四郎

〇本棟札は神主木村越中により本殿扉へ彫刻された写

真島郡神社部 熊野三所権現社

|新訂作陽誌||三

天正十一年十二月楢崎弾正忠元兼修,造之,棟札

羽柴秀吉、高田城の毛利氏保有を許容せず 天正一二年 (一五八四)

羽柴秀吉書状(折紙) 小早川家文書

『大日本古文書』家分け第十一 小早川分署之一

『真庭郡誌』全

高田・松山・児島・八橋等事、只今又可侘言由、

得候

永々逗留、苦労令察候、上洛候者茶を可振舞候 儀無油断可被申付候、 寒天時分さそと存候、小袖一重宛遣候、 方可召置候条、只今兎角申候段、却而祝着候事 第二仕候て、安国寺二佗言可被作候、然者本へ立 帰候て、最前従彼方仕出候任誓紙旨、国五共ニ此 沙汰限事候、重々相究儀候を、右様ニ申候者成次 恐々謹言 尚々其許

筑前守

秀吉(花押)

正月二日 蜂須賀彦右衛門尉殿

黒田官兵衛尉殿

安国寺恵瓊書状(折紙) 毛利家文書

請取候所も少人数入替躰候条、錯乱之趣少も無御 諸城之儀引渡申候、 去十四日之御書、 『大日本古文書』家わけ第八 致頂戴候、先度遂注進樣、 乍勿論、至川西聊無其煩候 毛利家文書之三 外郡

一虎倉・岩屋、其外作州衆之儀引付之段、種々雖申座候(中世紀)(中世紀)

届、片崩二仕候者、罷退衆も可致述懐候、 条元俊・春良・渡石・児三右へも重畳雖申候、 城々の儀、 作州江可打越之由侯、 操候、曾以無分別候、先虎倉之事、急度請取候て 吉田之御意しか~~不承之由候、此上三て不被仰 高田一城被相残、 先書二如申上候、早々作州 被成御渡候事專一二

高田・松山・児島、其外奥郡之儀 成御澄候 可被思召侯間、御三殿 御 切候者、ケ条之内ニて候へ共、公私事新やうに俄 意ハ澄申間敷之由、内々被申候、此儀又重而被申 之儀候、 今一往御侘言とハ被仰候、 御間之御談合、内々可被 今度之両人底 川東之内過分

筑州来正月廿日二ハ必下向と被申下候、少も虚言 二て御座有間敷候、自然佞人なと我等おとし候て、 当座申候なとゝ申候共、不可有御許容候、境目之 被相澄と被思召、其時之無御仰天事、乍恐肝心ニ 儀も、川切之内分別有間敷候、筑州も罷下候で司

就夫、蜂彦・黒官も、御渡候処をハ多分請取申、 御礼をも不申、御料人をも請取申候ハて被下候上 郡・作州・児島江かけ候てむさ~~と仕くさし、 上之由候、筑州被下候て、外郡はかり請取申、内 至中途罷下、御礼儀相調、御料人様請取候で可罷 こてふたくと候て、いかゝと申事候

一正月も何も入不申候、御三殿様御打合候て、御相

自藤四郎殿殿様、 見え候之間、くり言なから申上候 者を御見こなし候、是も飯田殿道かたの御恩二て けにとは京都五畿内之儀ハ不及申、日本半国者見 も入不申候、いかやうなる分限者も、 候、唯今之世上ハ、男も衣装も言便さハやかなろ 之正慶小僧か如此申候事、口広申事ニて候へ共 下さま、能々可被聞召侯、此由可有御披露侯、 数召具候、不入事をのけ候と相見え候、仏の前之 説経って候へ共、 って公用をかなへ申候、出陣之時者、分限辻之人 然共、芸州の御旁ハ底慢心御座候て、世上之 世上不被御覧衆之御目とハちと違可由 余 公私当時之御分別相違と相 以ケ条被仰下候儀、桂民太被申 かけ馬一疋 恐

十二月十五日

安国寺

(花押)

林杢允

呉々此一通之儀、早々新庄様・沼田様・福原殿な 非大形候、不可有御油断候、人の姿を不申候、 とへ被遂御談合、専一ニ奉存候、無届と被思召敷候、 月朔日より可有御相談候、只今世上ハ、人の短束 重而上之返答到来之上ニて無御仰天事、正

伊但

の正念を用候時代候、

為御心得候人

佐与三左

福原殿 御申之

安国寺恵瓊・林就長連署書状(折紙) 毛利家文書

分別と、天地相違仕候 至林木所以一書如申候、 (see) 由、如此被申下候、先書両度致進上候、 急度申上候、追々従秀吉、境目請取渡延引曲事之 上之由候、非虚言候、かしく 今之分二所々澄不申候者、 『大日本古文書』家わけ第八 秀吉分別と御国上下之御 両人共二可罷 毛利家文書之三 昨日

秀吉者、於岩崎陣互以誓紙申定候之辻、今以可為 どうたまり一廉申懸度候へ共、重而安国寺被指上、 態不載 本意候、 兄弟契約を仕候間、被副御力、御入魂候者、可為 同前之由被存候、雖然、秀吉諸所気遣之砌、 を明候間留置申候、 安国寺申放候処、重而林木工被指上候間、 不申候、秀吉よりハ五ヶ国編後・養信作と申定候へ共 御佗言候之条、備中河切二申定候、其時之条数大 伯州三郡充と申定候、其段をも種々被仰、秀吉手 備中外郡切取候城下二郡、備前・作州之内無残、 由申出候キ、又其後及三ヶ度、安国寺被指上候間 神文、其時備後・雲州之事者放手可申之 信長御果候後、更以血判申談候辻相見え 今月来月と被作候間、去年正月五日以 はや天下存知候之条 内々の 手前隙

備中川切内郡未相澄候

伯耆三郡充未済候

御一人御指上之事 人質之事

児島之事、未済候

御縁辺之事未済候 来島之事未済候 以上、此辻二て候

今度外郡諸城引渡候付而、公私之御分別事之外相 芸州各様御分別ハ、於岩崎陳被仰定候者、信長被 時者御澄候ハて、只今御行あたりのやうに見え申 まて無之事、 之事も右之分に候、今又対秀吉候てハ御約束もさ 出と申二付候てこそ被作たる御神文にて候、国切 所々への御触、御心持専一二存候、可預御披露候 御悦ニて、御両所上を被申候、 州三郡・備前・作州無抜にと被申定候、其時ハ各 候、去夏林下之節者備中・作州・伯州三ヶ国無抜 違候、去年二郡ニて備中相澄、伊賀・中村引付候 可成程之儀をハ被仰理候て、可有御覧候と思召 利家人質共出し候て、御懇望共ハ無是非事と思召、 上より事新申にて無之候、 候て種々申理、 日出勢候て、一弓矢可仕之由被申候、其後安国上 二渡給候ハ、和平可仕候、其段無御分別、 へ、こなたにハ終無御請付と上下思召、殊更自 約束之内:て候、此段を上さまに能々御納得候て、 又々其内をもと、御欲出来申候、毛頭 国切川切之事ハ、自彼方こそ申懸候 御両所御上之上に備中川きり、伯 高田も松山も児島も御 御あいしらひ共よ 八月朔

(表へ可差出候、暫時之儀候、猶重々可申述候、恐々彼表へ可差出候、暫時之儀候、猶重々可申述候、聽而物等取越候ハん間之儀、先々新見之下市ニ当座之宿物等取越候ハん間之儀、先々新見之下市ニ当座之宿人橋・尾高之間へ只今差出儀いかゝに候条、諸城荷人橋・尾高之間へ只今差出儀いかゝに候条、諸城荷

極月十一日

元春

御判

駿河守

(墨引)

元春

経高進之候

安国寺恵瓊・林就長連署書状(折紙) 毛利家文書

『大日本古文書』家わけ第八 毛利家文書之三

態申上候

侯然、如此させられ、向後堅固之御調、一儀二相極然、如此させられ、向後堅固之御調、一儀二相極備中外郡諸城之事、悉引渡申侯、無是非存侯、雖

厚ーニ子矣 「作州江一両日中」、蜂彦右・黒官可罷越之由候、片作州江一両日中」、蜂彦右・黒官可罷越之由候、片作州江一両日中」、蜂彦右・黒官可罷越之由候、片作州江一両日中」、蜂彦右・黒官可罷越之由候、片

にと雖申候、尽善美佗言雖申候、一任無面目事、可 にと雖申候、是も無分別候、やう/~来廿二三日 にと雖申候、是も無分別候、やう/~来廿二三日 にと雖申候、是も無分別候、やう/~来廿二三日 にと雖申候、是も無分別候、やう/~来廿二三日 にと雖申候、是も無分別候、やう/~来廿二三日 にと雖申候、是も無分別候、やう/~来廿二三日

荷物以下無相違之様二可引退存候申様無之候、責而十七八日之比罷越、其身之恙

児島・松山・高田之事、 乍恐専一二存候、年改候者、御公事も新罷成、上 左候てハ、重市之御操ハ成申間敷候 て、弓矢之ふり替二御あひ候はぬやうにと存候 相聞え候、自然又今之分之ねり公事ニさせられ候 候、内々此御議定、 切候時、重而御佗言候共、見苦敷御仕合たるへく 候、中にも児島之儀共ハ、曾分引仕間敷由ニて候、 辺之弓矢も、二月ハ四国・雑賀両口へ可被仕懸と 左候処ヲ、大服ニ被仰懸、 山城領所共二可被仰理候哉一つ、此三つ二て候、 つ、高田・新見江かけ候て可被仰理候哉一つ、松 以書立被申懸たる所者、多分可請取と相聞え 一所二底意被縮候て、可有御佗言候哉 御三殿様・貞俊御間之御相談 ちと多過たる御愁訴ニて 一度二不相澄返答被由 (福原)

来島之儀、最前書立『載被申入候条、何之道』で も本渡させ可申之由候、無御分別候時者、来島一 様、御破『で候、従土州申分』へ、阿讃之儀放手 で申之条、与州をハ土佐江可被付之由、佗言半候、 で度書立『ハ不載候へ共、言渡しに芸州様へ付可 中之由被申候之条、土州へ之返答、今まてハ被申 切候、然共、来島無御分別と墨付被下候者、其分 可申上之由、黒官申事候

申合候か、不然者、宇喜多兄弟共之内数多候条、候、是ハされ言なから、此方之を被打置、豊州と被「海渉」のでは、秀吉書状被指下候之間、進上申「御次御縁辺之儀、秀吉書状被指下候之間、進上申

こて、可為御長久候、誠鉢ひらきのやうなる此間

いまた六七ヶ国御たもち候間、

当時此方 公私之御心中見懸申候に、去年以来数 年芝田・滝川気持たてにて即時二打負候、 又只今の天下を見こなし候て、甲斐武田殿、 事仕勝候、大友殿三百性のやうなる龍造寺仕詰候、 土紀・細川・朝倉なとのやうなる衆、大名たてに 義隆之儀被思召出候事、無是非存候、山名·赤松 時之上風ニあひ可申候、目出度事ニても無御座候 御取出、尼子与州之被取出候時之御まね、 御存知、又可有御仰天候、御三殿様・貞俊・元俊御 南北一口にも互二成申間敷候、此以後も児島・松 去年南表、冠山・宮路山貴落、高松二重三重二取 崩候時分の御まねをハ先々御止候て、日頼様弓矢 内談、乍恐此時候、正月も何も入不申候、 山・高田辺之儀無分別之由申候者、書立之内と乍 共、五十日三十日之内ニハ著陣御座有間敷候、 罷出候、芸州之儀ハ、御三殿様中途まて御打出候 又当年来年と候ても、上衆ハ十月十五日之間ニ可 巻候後、やうり 候と思召、上下御朦気候、雖尤之儀候、さりとて 度之出入ハ御忘却候て、於于今者、無故境目御渡 之由被申候時者、さのミ御手間も不入御事候か て跡もなく被失候、眼前二、河野殿二長曾我部毎 不入之やうに請取、御次へハ筑州したて候て可渡 被申合候者、弥世上六ヶ敷可罷成候、 ハ鳥執取詰候時、北口之衆御後巻も不成申候、又 →猿懸・河辺あたりまて御打出候 殊更御造作 又

天正九年 (一五八一)

岡本秀広・牧左馬助、 ち取る。また宇喜多直家、 じ寺畑城を夜討させる 高田近辺の通路で鷲見氏を討 左馬助と市三郎兵衛に命

牧左馬助覚書 第十一十二条 社村牧九郎左衛門所持 美作国諸家感状記 大庭郡

『久世町史』資料編

第

巻

作州高田二毛利衆被居候を路次を留候而、 権之丞・某を被遣候刻朝待仕候処二、岩見之銀山 鷲見源之丞と申者通候を某と名乗合太刀打仕、 源之丞首討取、某も弐ヶ所手負申候 岡本 則

毛利衆寺畑を責詰、陣を居候時、直家より毛利陳 散々切乱手負・死人三拾四人有之、 相延候とて牧源之丞・某二被仰付、 刀一腰・所領目木村二而給候事 江夜働仕候得と市三郎兵衛江被申付候処、何哉覧 其時為褒美太 則弐人夜働仕

ことと考えられる。

〇年未詳であるが、この頃のことと考えられることから、 しばらくここに収める。

牧左馬助、 高田神代で楢崎元兼の家臣を討ち取る

牧左馬助覚書 郎左衛門所持 第十四条 美作国感状記 大庭郡社村牧九

作州高田神代二而朝待仕、 奈良崎家頼を討取申候 「人世町史」 資料編 第 巻

> ○年未詳であるが、この頃のことと考えられることから、 しばらくここに収める

高田表で羽柴秀吉の使者が磔となる 天正一〇年(一五八二)

福岡 (草苅) 重継書状 毛利家文書

持せ下候、 其後又従 ○本文書に見える羽柴秀吉の使者下向は、天正十年初頭の 返下候間、二今所持仕候事 はたもの二被成御上候、大閤様御神文をハ私二被 申候処、作州高田へ被引上せ、楢崎弾正二被仰付、 召置侯蔵田与三右衛門ニ黒岩土佐守を相添渡進上 即の相搦、一大閣様、一 『大日本史料』家わけ第八 毛利家文書之四 智行之御書立・御神文両通被 御墨付等添候而、 御検使二被

福原元俊、 天正二年(二五八三) 草苅氏への対応のため高田表に赴く

児玉元良書状写 閥閱録卷三十四 草苅太郎右衛門

『萩藩閥閱録』第一巻

相鮥之处、 同十八日河端居城於山下防戦、 籠付而御難堪之由、無余儀被存候、然者貴城程近 具遂披露候、去六日備前衆罷出、両城取付之人数指 去十八日之御状到来令拝見候、 御人数被差下、宗徒之敵数輩被討捕侯、 其表様子御紙面之趣 軍忠状一見被仕之、

> 封裏被進候、 御賢略専要之由被申事侯、 又福原元俊、 至高田被指上候間、万事被仰談候、 両度御勝利之段、誠無比類被存候、 委細直被申入候間、 弥 将

重筆候、 恐々謹言 九月一日

元良 判

草苅殿参 御返報

児玉三郎右衛門尉

草苅殿参 御返報 元良

美作国内諸城の引渡しが話し合われる 羽柴秀吉と毛利氏の和睦交渉の過程で、 高田城など

吉川元春書状写 吉川家中并寺社文書十

從吉田、渡石見 (養河県) (養河県) 尾之儀、早被相渡之由候、伯州之儀茂両城之儀者残 急度令申候、今度京芸和談之儀二付而、南北分目之 手蜂須賀一所之者一人差下候、左候へハ、彼者之儀。 日向・二内蔵・井木工差出候、 渡間敷との儀候、自余之城之儀者可被渡との儀三て ・児市差出候、重畳此間中申談之由候、 3 完治・天少五・湯民、従爰元、森越・ 粟彦 ・山形 ハ、児島之常山・松山・高田之儀、何と被申候共相 備中外郡之儀茂、庭妹・松島・幸山・宮山・妹 其後可渡置との申合侯、就夫、至八橋国衆にハ 其外ハ可相渡之由申遣候、乍去荷物等悉取越候 渡石見・児三、従隆景・我等、井又左(渡河県)(児玉元県)(小県川) ・東田被差下候条、年間、至岡山蜂須賀・黒田被差下候条、 従隆景・我等、井又右 然者伯州諸城為請取 然者於南表 第一巻

(小川元族) (海原養児) (海原養児) (海原養児) 与門兵

吉川元春書状写 吉川家中并寺社文書士

從高田一左右次第二可被罷出之通、 着之由候、然者我等之事茂急度可打廻内意候、左候 筆令申候、仍御本陣之儀、近日至高田表可被成御 《^{金百曆云} 為其申進候、 □部方計可有出陣之由申遣候、 『久世町史』資料編 御助言可為本望 内々支度候で、 第一卷

九月十七日

経高進之候

元春 御判

毛利輝元、一両日中の高田陣替を報じる

毛利輝元書状写 閥閥録八十九 臼井勘左衛門

『萩藩茂閲録』第二巻

判紙三枚遣之候

弱之由候、 被打立候、愈其許不可有油断候、 兵粮追々至山内差出候由肝心候、 爰許一両日に至高田陣替候、 、祝山之儀、 其方短息心遣之段 隆景は昨日 殊外相

十月十九日 市 市

中々令察候人

輝元 御判

毛利輝元、 高田城から山見に出陣、高仙築城を命ず

小早川隆景書状写 閥閱録一百 児玉惣兵衛

『萩藩假閱録』第三巻

近日者不申承候

山陣、 此表之儀、去四日自高田、二山近辺迄輝元被成御 り之有無二より候て、祝山之儀者善にも悪にも年 典 段可有御推量候 て社候すれ、急度一行被仰付候ハて不叶儀候、其 心安候、乍去上二此境迄御打出之事候条、前後二 内可相澄候、左候共草苅其外成其覚悟候条、可御 可成程之可被及御行段、至伯州重畳相談候彼打廻 多分敷付たる趣にて候、城督之事三沢方可有馳走 前以来之首尾候条、元春是非一とをり於御打廻者 深在所と申、無勢にて此方行等難相計候、就夫最 雖取付候、城中之儀今日迄ハ堅固候、雖然一入雪 被相抱条是又肝要候、 被取付候、普請悉相調候、一段之在所山柄と申、 岩屋之向城葛下への此方伝、其外当国西郡之事共 被申付而被成御頼可有在番旨相澄侯、手強可 所々山見等被仰付、先以岩屋尾頸高仙一城 祝山之儀敵数ヶ所相城重々

豊筑表之儀、先度甲田被差上彼是承候、又申候つ、 北口之儀、鳥取堅固被持堅候、羽衣石・岩倉数ケ 自上被仰出之由候、 春可被申下候条、こま~~不及申候 所相城被取付之由候、 其以後之趣無相易儀候哉、某元年內可有御逗留段 寒中弥御辛労之程致推量候 何篇彼表之儀者、 定而従元

> 事相談候、於樣躰者万々従彼方可被申候、 此境如形被明御隙候、外郡打出又御方も於御上者 去年不能面談候条、一入御床敷候、可為御同意候 必於途中可懸御目候、 侯、恐々謹言 内蔵太爰元在陣之事候条毎

十一月廿三日

児 周まいる 申給へ

指示する 毛利輝元、 要時には高田へ連絡するよう枡形城将に

毛利輝元書状写 藩中諸家古文書纂十五

中達候、恐々謹言 田於御注進者即出張不可有遅々候、 承之、此方在陣所中間二一勢残置候、何篇之趣至高 之儀可申付候、 其面弥堅固之御心遣相極此節候、敵及行候者即加勢 急度企使者候、祝山之儀、 □行為可差急、先以置申達令陣替候、其境□左右可 随而爱元之儀宮山付城相調候条、来 福田其外被退候、 「人世町史」 資料編 猶志道左馬助可 然上者 第一卷

右馬頭公

輝元公御判

極月廿七日

吉田源四郎殿 森脇飛騨守殿

九月七日

吉川元春書状写 閥閱録五十一 小川右衛門兵衛

行示合儀迄候、兵粮等之儀是又追々差上候条可心安 見·高田之間可為御着陳侯、隆景事者急度高田被罷 切無緩候、既輝元御事去三日吉田御打立候、頃漸新 中間三郎兵衛被差越候、去二日之紙面并口上具承知 着由候、我等事茂山内通彼表可打越覚悟候、何茂諸 (産業) 何ヶ度申候而茂今度之儀、各無比類粉骨申茂疎 雖不及申候、其內弥堅固覚語專一迄候、万吉 呉々其表江加勢之儀者、南北共二少茂無油断候 彦事頓上着之由尤可然候、於加勢之儀者一 『萩藩假閲録』第二巻

九月八日

元春 御判

吉川元春書状写 閥閱録五十一 小川右衛門兵衛

『萩藩閔閔録』第二巻

知候、弥行不可有緩候~~、兵粮・銀子等之事 如此申候処、従某元之両使只今下着候、趣具承 是又心得候、差上申候!

悟被指堅候段、誠無比類次第候、就夫加勢之儀無緩 急度申候、 何ヶ度申候而茂某許之儀、各以無二之覚

矢野孫六殿 同九郎三郎殿

吉川元春書状写 東作誌 東南条郡苫田郷東一宮村東山方 農茂右衛門家蔵矢野氏

|新訂作陽誌| 四

從中途可申之条間、 勢、御本意眼前候、弥旁被仰談御馳走肝要候、万々 入魂之至、一切不可有忘却候、急度至高田打廻令加 今相堪候段、 彼謀叛人悉立出し、盛雅并此方番衆被仰談差堅、于 今度直家其口差詰、種々申噯付而、為始猪俣備前へ申(甲基金) 合搆逆意候、既当城及落去候処、各以無二之覚悟、 九月十一日 **寔無比類御粉骨申茂疎候、併対当方御** 閣筆候、恐々謹言 花押

上書

表に 矢野孫六殿

中御着陳候、追々御陳易之由候条、不日高田可為御

既輝元御事去三日吉田を被成御打立、至備後山

着候、隆景事者不及申候、我等茂来十六日山内迄し

同九郎三郎殿

元春

(墨引 駿河

裏に

吉川元春、九月十九日に高田着陣という

申候、迚右日限陳易之事候間、無別条候、万吉、恐々

九月十日

元春御判

少も (

不可有御短心候~~、

御待付肝要候人

小 (海屬 書) 告

進之候

雖不及申侯、其内之儀弥堅固之御行肝心侯、具雖可 景中談、行之儀不可有油断候条、旁々本意眼前候 かと打立候、十七日二者高田可打廻候条、輝元・隆

『萩藩茂閱録』第一巻

備中庄·多治部、楢 弾頓爰許可罷出由被仰渡、 隆景樣頓可有御打出候処、元春樣高田御打越被聞 候、乍去貞俊昨日高田御着候条、堅可被仰渡候、 高田着候、此表江之儀楢 弾被申分在之付而延引 仰越候、少も~~日限不可有相違候、 かと山内江御陳替候而、十九日高田可有御着由被 召合付而、成羽御逗留候、然者元春様十八日ニし 今日益形罷帰候、某許儀御堅固段、更以無申計候 御同前可有御着候人人、可御心安候人人 ハ大事存候へ 両日中可有上着候人、申談何とそ可及行候人 、乍去迚悉此表御上着之儀候之条、あふなき事 勿論隆景様

扨も~~可被開御運候条、目出度候~~、随分罷 下相催候、廿日内高田御着たるへく候、御着候ハト 恐々謹言

元貞判

九月十五日

小早川隆景書状写 閥閱録五十一 小川右衛門兵衛

眼前候、 今者事多不及申候、万々彼方·可申談候、殊元春伯州 日輝元出張候、其外追々二高田可令着陳候条、 至于今当城堅固被相抱之段更無比類迄候、 爰許出張延引二付而、児玉善右衛門方被差出候、 其口被打廻候条、打まるミ可及行候間、 猶児 善口上二申候条、不能一二候、 『萩藩閥閔録』第 仍明後 於于 恐々

謹言

九月一日

可有曲候、随分人

一御分別候て、御短東専一候、恐々

左衛門佐公

隆景公御判

御覚悟たて二て此条被召、左候ハヽ~~にて候、不

分□相調儀候条、少□旁御手前相違之儀有間敷候、

]少成共属可□籠□従至高田・升形□所之置兵

〕弐百三百之間是非可被差籠候、軈而於高田過

八月廿四日

小介塩 (湯湯 (湯原素質) 古 豊 豊 豊 豊 豊

隆景 御判

吉麗森 香麗松 源 照 飛 差 源

御番所

小早川隆景書状写 藩中諸家古文書桑十五

候、去廿八日輝元途中出張候間、弥路次等無滞着陣候、福三并番衆中重畳無比類覚悟之段、更不能言悟 併其国弓矢之可為太利迄候、恐々謹言 日重畳申遣候、何と様ニ茂行之待付候様、弥御才覚、 至其許片時茂□被罷出、 可□□□五日貞俊打立候、松源其外彼方在陣衆中、 之儀追々申下候間、 就祝山之儀、至高田被仰越候通、 合候間、同日高田 **軈以不可有緩候、吾等事元春申** 旁被申談可有短束之由、 |着陣候間、則きれて其内為 『久世町史』資料編 第一巻 追々到来慥令承知 昨

從高田追々可申談候、恐々謹言

八月廿四日

御判

(湯原春綱)

今度之被抱樣、無比類申茂疎候、於此上行肝要迄候 分茂無之候、堅固ニ行可被待届事肝要候、さて人 猶々於于今者はや悉被打立候儀候間、

小早川隆景書状写

閥閱録五十一 小川右衛門兵衛

「萩藩茂関録」第三

外儀内儀之由

九月二日

祝山衆於覚悟者、更無残所迄候、然間、兵粮之儀此

小早川隆景書状写

藩中諸家古文書景十五

『久世町史』 資料編 第

小 右まいる

小早川隆景書状写 閥閱録五十一 小川右衛門兵衛

可有曲候、委細從蔵 与所可申候、恐々謹言 申談候、吾等事軈而高田可令着陳候条、其内之御覚 而も某許旁御覚悟之段無比類候、先書ニ如申、備中 悟肝心候、迚も各打立候儀候間・其内不慮候てハ不 内郡之衆中悉到舛形、楢 端 去二日之御状、昨日五日到来令披見候、 弾相添差出候、於趣者可 隆景 御判 **『萩藩閥閱録』第一巻** 何ヶ度申候

(小児教) (表) まいる 九月六日 (福田盛雅)

吉川元春書状写 閥閱録百十五之一 湯原文左衛門

申候 従此口茂令加勢候条、 左候而加勢并兵粮之儀急度可差籠之催半候、隆景事 我等籠置候鉄炮放為使罷越候、殊外手堅趣之由候 茂、今度堅固之段太慶迄候、 対左馬助被申越候趣承知候、 頓高田着之由候、貞俊ハ一昨日五高田江被罷越たる (世) 又一入之一種到来候、則賞翫候、猶桂左可申候 勿論御本陣之儀茂不日彼表被成御着之由候 恐々謹言 彼城衆弥本意迄候、 其以後打続之、昨夕茂 仍祝山之儀幾度申候而 『萩藩閥閱録』第二巻 猶重々可

駿河守

- 56 -

隆景公御判

(青田瀬四郎)

御番所

湯原右京進殿

小早川隆景書状写

内之養性之儀付而、一段日夜辛労にて伽候之由

乍勿論、於我等祝着無申計候、 元長・元棟被仰談

候て、羽衣石への行之儀、

重畳談合申、

一行可由

小田草之城取付隙明候者、至富田打廻

付候、其段者追々可申下候間、

不能申候

りハおち申候のよし候へ共、

春以来之気相むさり

何共無心許さ、申疎

猶以可被付御心

日も早々被取直快気候様、

御短息干要候、

おこ

〜の上も、か様ニ被相煩事、

於御養性者不可有緩候へ共、

候事、頼入候~、元長・元棟へも以書状可申候

〈共、軈而一人可差下候間、

此之由を被相心得候

て可給候人

恐々謹言

(編奏明月次八書)

駿河

元春(花押)

元春

経言まいる

申給へ

閥閱録百十五之一 湯原文左衛門

申候而茂日夜之軍労更無申計候、猶追々可申候、恐々 御短束肝心侯、軈而可罷出侯条、 先一勢被差出候、此節各被指堅、無異儀被相拘様二、 通路不輒候哉、曾無御左右候条、無心元候、至高田 所之不慮不及是非候、灘手切之相動、於于今者為始 今度因州表為手合、備前之者共其境与風打越、二ケ 直家多分打入候条、 不可有珍儀候、両度雖申候、 勝利眼前候、 『萩藩閔閱録』第三巻

(天正八年)

六月九日

隆景御判

湯原右京進殿まいる

小早川隆景書状写

提閱録五十一

小川右衛門兵衛

小早川隆景、

まもなくの高田着陣を報じる

始直家、多分打入候之条、不可有珍儀候、 恐々謹 幾度申候而茂日夜之軍労無申尽候、猶追々可申述候 今度因州表為手合、備前之者共其境与風打越、二ケ 候樣二御短束肝心候、軈而可取出之条、勝利眼前候 高田先一勢被差出候、此節各被指堅、無異儀被相抱 通路不輒候哉、曾無御左右候条、 「萩藩閥関録」第一巻 無心元候、至 両度雖申

堅固御才覚干要二侯、

岡山衆東郡蔵敷口打出之由候

為押諸警固今日乗浮候之条、甲斐敷人数難打出

定而事々敷申響、

所々可及武略候、被得其心、

高田口急度一勢被指出候

態令申候、元春陣替以来其境同篇候哉承度候、

毎事

小早川隆景書状写

閥閱録百十五之一 湯原文左衛門

『萩藩茂院録』第二巻

六月九日 小河右衛門兵衛尉殿 進之候 隆景 御判

隆景 御判

五月廿八日

於時儀者可被仰談候、 何篇手堅御覚悟専一候、

猶追々可申承候、

恐々謹言

毛利輝元書状写 閥閥録巻百十五之四 湯原文左衛門

申候 当分堅固之由候間肝要候、 不申遣侯、 〈共、此時之気遣千万——肝心候、通路不輒候条節々 可有油断候、 爰元之儀茂隆景被被越候間令相談、其口心付之儀不 則此者遣之候、趣可申候、至高田者頓口中指出候 先度者乍御返事、 恐々謹言 仍銀子三枚進之候、 城内彼是之様躰具可申越候、不及申候 其表之様躰具申下得其意候、 兵粮之儀以銀子差籠候、 音信計候、 輝元 御判 『萩瀋閥閱録』第三巻 猶重々可

六月十五日 湯原豊前守殿

小早川隆景書状写 **閥閱録百十五之二** 湯原文左衛門

備前衆其表江就打出二、追々御注進到来披見候、 間 様、 打立候間、 書二如申、 旁御才覚肝要候、 可有演説候 郷市高田可上着候、何ヶ度候 而茂無不慮 諸警固之儀浦辺差廻及行候、爰許之儀悉 吉事追々可申候、恐々謹言 委細蔵 与申含、舛形差上候 萩藩閥閱録』第二巻

湯原報 等湯 備

隆景 御判

- 55 -

安西軍策 巻第五 美作国所々ノ城没落事

城ヲ明テ篠吹へ落ケルヤ(下略) カタク先引退、其後仕寄ヲ間近付ケレハ江原兵庫助 城中へ三十人計入ケル者跡ヲ顧招ケル、吉川衆味方 出タルヲ、宇喜田カ加勢富山半右衛門制留ケレハ、 岸へ著、是ヲ見テ吉川勢モ急切岸マテ寄タリ、 中二反逆人出来、高田ノ城ニ居ケル楢崎弾正ニ相図 勢早懸付数十人討取ケリカ、リシ処ニ、大寺畑ノ城 人カト思弥攻寄レハ、城兵是ヲ見テ矢先ヲ揃散々ニ ヲシテ城中ノ固屋ニ火ヲ懸レハ、楢崎一番ニ懸付切 」甲降人二出ル、廿六日大寺畑ヲハ仕寄ヲ付テ攻ケ 仕寄ヲ付攻近付ケレハ、敵不叶トヤ思ケン小寺畑脱 勢ヲ入置城々ヲ取囲マル、同九日大寺畑・小寺畑へ 領国ヲ攻取ント、二月初旬輝元・元春・元長・広家 天正七年、宇喜田直家、 レハ、此由ヲ聞テ砥石山ノ城ハ不」攻明退ヲ、吉川 ノ兵トモ稠射立防ケルカ、皆落ントヤ思ケン門外へ ・隆景其勢三万余騎作州へ発向シ、宇喜田カ所々ニ 味方モ手負多カリケレハ、当城ヲ攻落コトナリ [张思] 「改定史籍集覧』第七冊 信長二一味セシカハ、渠カ 通記類

作陽誌 大庭郡山川部 久世保 陣山

『新訂作陽誌』三

六町、安世比嶁為,本陣, 伝言、寺畑之戦敵屯,此、陣山 在, 久世原方村, 、伝言、寺畑之戦敵屯,此、

慈恩寺内陣書付 武家聞伝記 巻第七

表之儀者可御心安候、 国候ハ、高田表二押寄芸州衆悉討捕高名可仕候、 畑籠城二罷成、依難儀御現形候へ共、難相続候之処、 抑此弓箭之成行、芸州当国至高田表被成御打出、 仰候共、御本堂の御心持可然御狼籍共ハ御無用ニて 各至備中・備後御在陳之御用意可然存候、左様二候 於後陳者岡平内殿·富川平右衛門殿御在陳侯、 先陳者宮山小瀬修理衝・市三郎兵衛・新身平内丞被 虫喰 原又四郎殿・真木菅兵衛殿御退候、 急度 上虫喰 日々の送り無油断候、若又此本堂誰人か御陳所可被 兪々能敵と渡相太刀打を仕分捕申度事無申限候 旨 悉及大破候段、中々不及是非次第候、当寺無事之姿 へハ於石州金山一所可被仰付由内存二て候、いかに 五年拾年者成ましく候、芸州衆近日至院庄表陳替ク 当寺御富貴之由申候得共、 其沙汰候、左様二候者及一戦実否可仕覚悟候 ケ様ニ書をくものハ五畿内近所之者候 〜こくち御たしなミ専要ニて候、 虎口ニてハ分 岩屋之儀長船又左衛門殿堅固二被相践候 近日二羽柴筑前守御出勢候 備前衆永々御在陳二付、 『久世町史』資料編 作州 第一卷 於 寺

かしく候人と限ハ少身之者も同前にて候、乍恐可仕覚悟無極候お

天正八年三月下旬

申候、十日之虫喰、留仕候得ハ可致帰陳候当寺一段見事ニて承及虫喰、松見物仕はや~~あき

房頭覚書 第四十三条

(重要) 『広島県史』古代中世資料編Ⅲ(重要) 『広島県史』古代中世資料編Ⅲ(重要) 古代中世資料編Ⅲ(重要) 古代中世資料編Ⅲ(重要) 「成島県史」古代中世資料編Ⅲ(重要) 古代中世資料編Ⅲ(重要) 古代中世資料編Ⅲ(重要) 古代中世資料編Ⅲ(重要) 古代中世資料編Ⅲ(重要) 古代中世資料編Ⅲ(重要) 古代中世資料編Ⅲ(重要) 古代中世資料編Ⅲ(重要) 古代中世資料編Ⅲ(重要) 古代中世資料編Ⅲ(重要) 古代中世資料編Ⅲ(重要)

吉川元春書状 吉川家文書

帰候之間、先帰申候、重而御打出之可被召連候条、申候処、則被仰付、御出誠御造作之至候、高田打方十人程先走之者被仰付被差上候者可為祝着之由今度我等賀茂罷出候付而、人数余短息之故、自御

仰越候通尤二存候、何篇御思惟肝要候、 城之儀も□□□差籠堅固被□付候由、可然候、因 質等之儀を被仰遣候て、 往不及御届如此候段、更以不能分別儀迄候、 州之儀者至今日不相替趣候由、是又専要候 弥彼表之趣被聞召切可被 鹿野・鬼

備前表之儀、境目一二ヶ所要害取付之由候、 之儀をも諸牢人取付候由候条、左候へハ高田□之 之儀申付候由候哉、自高田も其分二申越候、 由、尤肝心候、盛重之罷出可取付候由被申候哉 通路相□□□然間、従是元彼伝之一城可被仰付候 被仰越可申入候、 の儀候、下野守国吉表罷居候て、右之一城之短束 寔短束之段不浅候、自此方も彼伝之一城可取誘と 追々自□元も人数等遣之、於様躰者重畳 猶期万吉候、恐々謹言 月田

輝元 御判

九月八日 元春御返報

天正八年(二五八〇)

吉川元春書状写 閥鬩録百十五之三 湯原文左衛門

吉川元春、一両日中に高田表へ陣替と報じる

肝要候、当城儀乍勿論堅固段、一入太慶候、弥無御去五日之御状到来披見候、仍某許無相替儀之由、尤 四畝一着儀者先状申候、 油断福 三被仰談、 無異儀様御才覚専一迄候、此表 一両日中高田表令陳易、寺 「萩藩假閱録」第三巻

> 追々可申入候、 弥無緩作州表可及行条、其城本意不可有程候、 畑・宮山儀則時可討果候、御吉左右軈而可申入候、 恐々謹言 吉事

正月九日 湯右まいる

御判

蔵田元貞書状写 **閥閱録百十五之一** 湯原文左衛門

此表四畝一着之儀者、頓盛雅申入候条、可被仰入候、 畳可申入候、 披露可申候、 可被進之由候、可御心安候、弥又重而可被仰越候、 百五十石被遣侯、在所坪着儀者、彼表落着之上二而儀定候、仍御申儀随分申候而相調進之侯、於伯州二 一両日中高田表被成御陳替、寺畑・宮山儀可被討果 恐々謹言 御使如御存知涯分入魂申候、 『萩藩関閱録』第 御吉事重

「蔵田与三右衛門事也」

正月九日

元貞判

湯 右まいる

吉川元春、近日中に高田陣替と報じる

吉川元春書状 閥閱録百 児玉物兵衛

呉々児 周至笠岡上着候て、気遣之段可有御推 綿貫宗右衛門尉差遣申談矣 「萩藩閥閱録」第二巻

尼崎番衆中悉被罷下候処二、御方之儀岩屋堅固二依 筆令申候、 其表長々御在番申茂疎候、 殊諸警固并

> 之由、 在番、 令省略候、 可被及御行之由候、吉さ右追々可申述候、 (厳当・推奏版) (厳当・推奏版) 表之儀四畝之事者頓落去候て、至備前内賀茂御陣易 被差上之由候条、 所要害被申付、近日至高田陣易候而、寺畑と申敵城 弥堅固其表御短束肝要候、為始冷泉院方、 大坂・尼崎・花熊之儀、無違儀大坂衆被相抱 其方当城被踏堪候故候、 恐々謹言 御易候で可有下向哉と可然候、 誠忠儀之至候、無比 此 各

正月十七日

児玉内蔵大夫殿 進之候

吉川元春、二月三日に高田へ陣替したと報じる

吉川元春書状写 吉川家中并寺社文書十

申聞候、 之儀候、就其用段之儀申候て、此者進之候、万両人 急度申入候、 委細可申入候、 昨日爰元至高田陣替候、然者兵粮闕如 猶任口上候、 『久世町史』資料編 恐々謹言 第一卷

御判

月四日

今田上野介殿進之候

身自鏡

廿三ノ歳ハ、例ノ宇喜田め亦敵ニ成、 備中·作州·

十二月十三日

元長御判

上野介殿御返事 上野介殿御返事 墨引

治部

市三郎兵衛殿

吉川元春書状写 吉川家中并寺社文書十

逗留候、一両日中帰城候する条、自新庄追々可申遣候 我等事も廿六日可打出候者、五日吉田へ出候て于今 爰許各出張之事候条、諸口同断之儀、不可有油断候 之趣自是重畳可令申候、年内承候趣、是又承知候 追申候、御折紙披見候、上口無異儀趣、自高田茂被 て肝要候、此表出張之儀、来廿六日必定候、 先以不能巨細候、恐々謹言 可然候、三星之儀堅固之通信瀬源二郎申候 『久世町史』資料編 第一巻

(天正六年z) (今日経商) 今上 進之候

元春 御判

鈴木氏が宇喜多方に属し、高田・松山間を封鎖する 天正七年 (一五七九)

宇喜多直家書状写 美作国諸家感状記 真島郡関村鈴木

九右衛門所持

鈴木名字一類中并庄官衆、 此方有一味、松山・高田 「

「

人世町史」

資料編 第一巻

> 之間通道可被指切之由、然者水田七百貫之事一円可 相計候、此由可被相達候、恐々謹言 九月五日 花房助兵衛殿

ける 吉川元春と小早川隆景、 高田表の儀につき連絡を受

許能々輝元へ御申肝要候

吉川元春書状(折紙)

小早川家文書

『大日本古文書』家わけ第十一

候で被申候、自此方も一人、自尾高も一人相副尚々、蔵田事、羽衣石・山田事を爰元二て被聞 (端裏切針ウハ書) 隆景まいる 駿河守

此儀肝要候 行候処、彼仁堅固之以覚悟切抜、至鹿野罷退候 其取沙汰迄候、羽衣石儀先日如申候、山出可討果 差下候哉、其趣具承知申候、其御事候、爰許にも 高田表之儀付而一々被仰越候処、従安国寺内状被 差上申候、誠無比類、能被上候と申事候

対此方無別儀由、 引候て彼使指返候、南条人質歴々之者芸州にも罷 此方にも山内一城為可申付候間、先以東之儀を請 内証ハ相澄候而、申組候衆中調相待候敷、又ハ手 前之覚悟為可仕候哉、此方をあやつり候と聞候、 者差越、重畳申分候、雖然、彼申様更不及分別候 血判之以神文、広瀬若狭守与申

> 彼両所之事、被仰越候様ニ可為必定と存候、自某 御人数上へ悉被差上、某元御小者一人之仕合ニて 御気遣之由、察申候、 居候、彼者共捨置候て、如此儀不及是非候 為御出張候、追々御催促肝要候、吉田御出張御延 惣一一の衆も不罷出候、御油断之儀候と 従吉田茂於于今者、御調可

此表相談之趣、其分目をも不申入様被仰越侯、 候、乍去、彼御両所二頓御返事申談候て、差返申 其気遣可有御察候、 任候て、丹々之儀ハ不能申候、但州之儀も捨置候 右両人さへ如此候時ハ、因州儀も如何可在之候哉 不及申候、此方儀者、從某元蒙仰旨二何茂 猶樣躰追々可申述候、恐々謹

九月七日 隆景まいる 御返報

毛利輝元書状写 藩中諸家古文書景士

此方無別儀候由理等申越候て、如仰御方様江も一 山田至宅所南条自身押懸之腹を可切遣之行候処 以山田、豊続被仰遣候処、不能許容、結句者朔日 前々馳走之段淵底致存知候、然者今度重人質之儀 之趣具被仰越令承知候、 去五日之御折紙到来、今朝拝見候、 存候、左候へハ、自豊続至其許只今被申様ニロハ、 山田以手柄父子共切抜、 至鹿野罷退之由、誠肝要 寔山田事、 『久世町史』 資料編第一巻 (元巻) 先以南条家中

中の手に余る者を某一人参り退治せば一家の面目た 是非決し難しといふ、秀長いふは、いやとよ美作国 を、御辺一人行向ひて、退治は思ひも寄らぬ事なり、 よ、条々申越したれども、国中の輩の手に余る溢者 門前に人数を立て、蔵人門櫓へ上り扇を以て招く 集めて出馬す、舎弟三尾寺の宥善法印へ使を立てけ 返事せられよといふ、秀長は斎田の城へ帰り人数を く曲者いかで遁し候べき、明後日は参着すべしと、 と申さば是こそ誠に一家の恥辱なり、主君に弓を引 らず、第一御辺の外祖父の災難を頼み来るを、いや り、又仕損じて某討たれ候とても一家の恥辱には佳 馳せ出す、弟の法印は長刀を以て脇に添ひたり、蔵 侍一人乗寄せければいひけるは、是へ向ひ給ふは、 られ候故、先へ参りて候とて笑ひけり、此法印、 合ひ、秀長に向つていひけるは、 候といふ、則ち用意して美作指して行き、先にて出 ば、必す追ひ来るべからずとなり、法印、其意を得 るは、御辺は武勇を好み、いつも某が跡を追うて来 使者還りて秀長に告ぐ、秀長いふは、汝等は是に 抳 給へ、某も一人出でて、相手組の勝負をせんといふ、 疑なし、某生前の大慶なり、願はくは、唯一騎来り 備中の植木殿と見えたり、中黒に橘の紋の旗靡く条 刀を以て数度誉あり、高田に着きければ、二の丸の ひたり、勇を振ひ鑓を靡かせて暫く戦ひけり、 つて見物せよ、必す弓鉄炮停止すべしと、いひ拾てく **八門を開かせて一人歩み寄る、** 法師には似合はず、殊に今度は大事の軍なれ 弟の般若坊、脇に添 追ひ来るなと仰せ

> えたり、 といふ者を家老とす 扨蔵人が一族をば迫懸けく誅伐し、元兼は福島右近 も使を馳せて、向後は書音せしむべき由言通じけり、 度秀長が力戦を聞きて称美しければ、江原兵庫より 木左馬助・同源丞・福島玄蕃・桶山新助などいふ者 肩を双ぶる大名なり、勇士には兼田六郎左衛門・真 て本丸へ請じ入れ、饗応引出物して帰しけり、 かんずらんと人々謂ひたり、元兼は秀長が手を取り 方にて斯様の働侍らば、京童、扇のばさら絵にも書 伏せ、両人ながら頭をも捕らず引入りけり、天晴都 彼安保・秋山が京都にて力戦せしには、弥益つて賞 方の見物、迭に汗を流し拳を握つて気遣し心を労ず、 大場郡に篠吹の城主江原兵庫といふ人あり、元兼と 数十度の場を踏んで他の勇を誹る輩なるが、 終に蔵人討たれぬれば、般若坊をば法印突 同玉

↑「作陽誌」は、三浦氏と同じく高田城主であった楢崎元

高田城に忍びが付くという天正五年(一五七七)

吉川元長・元春連署書状写 吉川家中并寺社文書十

余弱々敷、羽柴被申談候、無曲次第候、然処垣屋上勢下□ 打下、但州表之儀、大田殿舎弟逆意上勢下□ 打下、但州表之儀、大田殿舎弟逆意去八日之御状今日十二到来披見候 ま八日之御状今日十二到来披見候

候、定為指儀ニてハ有間敷候を高家事、至作州被向之由候、其段如何候哉、無い許のでは、が被聞合可被申越候、直家衆於何之境目のに、其段如何候哉、無

供間、御方可然被存候者、可被相着候 一石蟹・伊達両人事、淡州岩屋二在番候哉、彼表無 事之由、可然候、石蟹方毎事某許被付心入魂之由、 事之由、可然候、石蟹方毎事某許被付心入魂之由、 於珍儀者追々某許江可被申越条、注進肝要候/ 於我等祝着候、以使者礼可申候、先乍次書状認進 於我等祝着候、以使者礼可申候、先年次書状認進

一井又右、自松山之折紙披見候人

つるか、相替儀候ハヽ、可被申越候一去比作州高田へ忍共付候哉、城内ちと油断之様候

宥恕帰」之三浦陣」、衆徳」小早川 隣一古希一、小早川隆景以二其自レ少荘著一武名」、

け渡す 三浦貞広、 宇喜多直家の仲裁で高田城を毛利氏に明

毛利輝元書状写 閥閱録六 毛利伊勢

落去候、 神山之儀ハ委細申候キ、作州高田之事、 態可申入存候処、広頼ヨリ預御飛脚候間令申候、 吉左右追々申述候、 私部二・三之丸迄什□之由候、 於于今者無残所申付候間、 尚期万慶侯、 『萩藩閥閱録』第 可御心安候、 恐々謹言 はや可為 去十一日令 巻 因 天

少輔太郎

輝元 (花押)

正頼参御宿所 九月十四日

作州高田城主覚書

即真広ヲ入、七年程之城主ニ侯処ニ、芸州衆渡シ侯への通、原立ヲ入、七年程之城主ニ侯処ニ、芸州衆渡シ侯への道・東時藤助ト号の「久世町史」資料編(第一巻) 時牧一とう直家御施ニ而湯山なとニも居申候 と直家扱被成、十月二ならさきへ渡シ候てのき、 太こう様 尤此所大分損ジ申故相知レス || はりまノ林田ニテ煩死被成候、 高松陳へも 其

属し備中高松陣に出陣したのち林田で病死したと読むべ で戦死あるいは播磨の林田で病死とするが、羽柴秀吉に 「作陽誌」は破損の多いこの記事を受けて、貞広は備中

きであろう。

三浦貞広、 天正四年(一五七六) 牧菅兵衛尉に高田下城時の気遣いを謝す

三浦貞広書状写 下河内牧家文書

之上者、 去年高田下城之刻、 公私無恙被退之段、 五月十八日 久清芳恩之儀可存進候、於向後も機遣可為 恐々謹言 其方機遣之故、江兵父子被遂入 本望難忘子細候、 『久世町史』 資料編 第一巻 貞広判 必以本意

牧菅兵衛尉殿

この頃か

備前伊賀氏の侵攻した地に高田が見える

虎倉記 類暴虎倉記二

采地、 田・尾谷・矢原・平岡、備中ノ内吉川・田土・竹 野々口・小山・宇垣・赤阪郡ノ内吉田・土田・伊 甘郷弐拾ヶ村、勝尾・日応寺・菅野・栢谷・吉尾・ /庄八ヶ村・有漢郷・水田郷・中津井・宮地・呰 備前ノ内長田ノ庄三拾八村、建部ノ郷・字 吉備群書集成』第三輯

久隆賣取分

作刕ノ内上山・栗原・一色・関・大井手・鹿田・

此外処々有之候得共、分二覚不申候、 上・旦土・吉村・垪和・シロノシマの辺迄不残。 真島・久瀬・高田・井原・月田・目木・田原山ノ

う 楢崎カ元兼、 備中植木氏を頼み同名蔵人を討つとい

別通先祖覚 第九条 植木唯助所蔵

作州高田三浦本兼方へ植木下総やとわれ、同蔵人 と申者下総討取申覚

西国太平記 巻之三 植木秀長、三浦蔵人を討つ事

定めん為めに是へ参りたりといふ、高資、さればと 馳せ来りて退治を冀ふ所に候、某は老衰なれば制止 手勢を以て攻むと雖も利なかりけり、一族の中も同 きて、元兼殿より頼み来る条、 らんと案じ煩ふ所に、秀長潜に此事を聞き松山へ行 力及ばすといふ、高資の母は元兼が娘なり、 力の悪僧なり、御辺より頼み遣し、植木下総守秀長 じく取籠を、其中に蔵人が舎弟華荘寺の般若坊、 主君元兼に恨あらて高田の二ノ丸へ引籠る、元兼、 より、備中松山の城主庄高資へ一封の書を馳せたり、 彼家老三浦蔵人、剛強にして武男人に勝れたれども、 天文廿一年の頃かとよ、美作国高田の城主三浦元兼 国史叢書『西国太平記・毛利秀元記 風聞に候故、

されじと引返す、家人共は両将の緜噛を取て押出し 鎧の袖を押しまくり、已に脇指を抜かんとす、 候へば遠路の御供成がたし、是迄こそと云ふまゝに、 中間加介は元親退出あれども不り知由にて夜廻りせ と数百尋の岩石片時の間につく、元親は細道よりす んことは期しがたし、先途は此時ぞ、しばし止れと 屹と見て弥介が右の腕をひしと取り、 くと甲を脱て彼所に捨て、跪て申けるは、某年考い 降人に出て妻や子供を尋ねよと兼光の刀を遣せば、 内田は数多の妻子を打捨て、是迄の比類なき働也、 天道吾をすつるか、 踵を一文字に踏切り一・みも不」叶、元親・を流し、 口深く切りかたけり、又素足にて有りければ、 けり、二町計を行く所に又太刀の鞘走て、右の膝の 内田主従六人、高橋川を打渡り阿部山差して入りに 手を引立て肩にかけ、児阿弥・加介・弥介・石田・ にこそは成りにけり、 急ぐ落路の闇に、元親は早息絶えぬと見捨て、 す、一族付慕ふ者共も、跡より敵の進み来ると心は べり落て、大石に当て右の肩をつき正気已に絶んと 二十余人取次になつて、五月二十二日闇を返路の幸 けると、元親取て返し本丸へ上らんとす、久式抜か 有りければ、無 是非 仰に隨へり、久式塀に手を縣 よとて、加介に国光の長刀を賜はる、石田が親は敵 奇特もあるまじければ、松山へ還て各一身をも立て いつの間にか追付きけん、つゝと寄て元親の 頼寄る方も有るべしとて暇を給りぬ、 汝等四五人は従ひたりとて何の 年頃召使ひける同朋児阿弥・ 我遠路を凌が 散々 左の

事の候、 り足へ摩でさすれ共、 還行く、今は児阿弥・弥介両人残り、元親の手を取 三人一同に涙に咽び御返事申さゞりしが、何となく 二世までと慕ひし者共も、却て比興の魁しける所に、 明れば二十三日辰の刻に、元親気色少し快くなり、 付慕はんと、誓ひし事も虚ら言にて、阿部山迄も不 す由にて終に捨てゝぞ返りける、舞の弥介は是を見 れば、犬死して何かせん、落行かばやと思ひ、二十 くましくして、吾等最後の働をも御覧ずるにあらざ の項羽が責し時、 び給へと云へば、 るべし、其間に中津井口を目にかけて高田の方へ忍 たしと存ずる故、更に命を不」惜、 我二代の御厚恩を蒙る事誠に以て不」軽、 汝一人残り居たる覚悟の程こそ浅からぬ、弥介承り、 に欠落仕る由申す、元親心細く思ひ、我世に有ん時 如何に弥介、扨児阿弥はと御尋あれば、 に語り伝はれば、元親存命の間は可」付慕」と思定む 太光家が木曾義仲に先達て自害せし事、詮なきやう 」来と独言して徘徊せしが、又思ふ様、 て自害すべし、比興成る哉御家人等、 て無」便思へ共、 て弥深藪中へ引入れ、 ~と泣居たり、 児阿弥つく~~と案ずるに、 一日の戌の刻に側なる小山にかけ上り、四方を見廻 我身の疵多く露命続き難し、 某は松山の岸根に上り、元親と名乗て腹切 心弱くて叶ふまじ、 紀信が諫に相似たりと感喜更に不 元親聞て、昔前漢の高祖の城を禁 人の心地もなければ只さめど 膝を枕にさせまゐらせ、 斯く云ふ間にも 爰に存じ出せる よしく 死出の山まで 昨日戌の刻 昔越後の忠 気色正 〜爰に 胸よ

> 子細に不」及唯疾く殺せと云ひ、二十六日の辰の刻 の由来を尋ねたれ共、本より思ひ定ゆたる事なれば、 城せよ、消えかゝる露の身の置所なきに付ても、益 明れば二十四日の早旦に又弥介を召寄せ、 を頼むぞと再三進むれども、兎角の返事も不」申 申す、尤也、 命助らん為にたばかる様に心得、言の下に可、誅と 殺す敵を迎に行く事候まじ、たとへ罷上り候共、 上り検使を乞へ、腹切るべしとあれば、正き主君を 如何なる下輩の手に可」懸も不」知、汝は急ぎ松山 は無かりけり る真中へ行き向へば、即時に搦取て彼の印と鬢の緊 幾度思返しても君を殺害の使難」心得」、所詮敵の中 物御形見の鬢の髮をとりそへ、高橋川を渡りしが、 なき日を送るぞとて、理を分けてぞ口説き給へば、 に終に空敷成にけり、 へ

> 馳入り

> 討死すべしと

> 志し、

> 敵陣数百人の

> 待懸けた |於国危|と云へば、 は鬢の髪を可」遣、 誠に敬は隨へとこそ申候へとて、 其印には袂を切り可」遣、 心の操正き下臈かなと感ぜぬ人 若亦不」帰来」ば供仏施僧の営 松柏は彰一於歳寒」、 又老母の方

牧尚春、 小早川隆景の捕虜となるも許されるという

作陽誌 牧兵庫 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏家臣

|新訂作陽誌 三

牧兵庫 嘗保,寺畑城,、 後為芸兵被廣 此時歯

(@#2) (@#2) (##2)

天正三

三月十八日

貞広判

牧菅兵衛尉殿

陽誌 大庭郡山川部 久世保 寺畑堡

小早川隆景、三村元親の高田方への逃走に備える

小早川隆景書状 (折紙) 備中莊家文書

三村勝法師之事、於其表被懸留、三村孫兵衛尉手之『岡山県古文書集』第一輯

とて上下一度に座敷を立つ、中にも舞の弥介は、暫

置き、岸より立帰り腹可」切と決定して、去らば

悟にて数人の命を失はん事も不便也、一先久式を落

第千万頼存候、恐々謹言 程、更不及言語候、後入魂之段、軈而以使者可申述 悟、更不及言語候、後入魂之段、軈而以使者可申述 悟、更不及言語候、後入魂之段、軈而以使者可申述 悟、更不及言語候、後入魂之段、軈而以使者可申述

土師新右衛門殿 津々加賀守殿 (東里)里 上師新右衛門殿

隆景 (花押)

卸反股

備中兵乱記 巻之中 元親落阿部山事

短冊一つ取出す、元親一覧有所に、早馬酔木より鼻 世はなきかと宣へば、芦雪と云ふ盲人計り懐中より 軽部・布施・三村・大蔵右京亮・石川久式・雄西堂、 り、残り留る人とては、吉良常陸守・同七郎左衛門 寄せ、腹切らんと座敷を作り盃を廻し、如何に各辞 生の事は申に不」及、死出の山迄御供申すべしと誓 梶屋織部・舞の弥介・同甚六・児阿弥、総べて勇兵 其外八田・木村・楽々尾・山口・内田・八木・上田・ 日月末」落」地と喜悦の色を顕せり、扨新席并衣裳を ひしかば、元親笑を含みて、君臣の道、忠義の誠。 五十騎計なり、中にも二十四人は一間所に集り、今 五月二十一日の暮方に、馬酔木勢籠ヶ檀の兵飜るを 懸落する者共を留る由にて、是も同く落失にけ 渡辺市郎兵衛尉、 其外南江・山川両家の者出 吉備群書集成一第三輯

> 同に口を揃て諫言す、元親倩々思案して、一人の覚 ば忽ち命を失ふ、所詮一先引落し、山下に見失ひた 主君の腹切らん時見捨てんも口惜かるべし、義思へ 為」誰にか命を惜むべき、八幡も御照覧あれ、 因丹を催し、重て本懐を遂げられば草葉の影にても 親聞て、左もありぬべし、乍」去某においては其儀 ざ笑て、遠き味方の頼みも此時節は無い之、 切らんと計云ひける所に、久式押留め、一先遠島 る様にして散々に可」成と心底に思入れ、久式と一 も引まじく候と高声に諫むれば、元親の家人どもゝ、 憤りを散ぜんと、心強く辞すれども、久式色をかっ なし、御辺は一先讃岐の方へ忍び落ちて、阿州の役 の時を存じ、飛渡りの使をも求置候へと云へば、元 めしはあらじ、是より船際迄は御供申すべし、自然 乍、去名を万代に残すとも、 屍の鬱憤を散じたるた 返す~~も口惜しかるべしと宜へば、久式、仰尤也 日は天下の主と成るとても、流石清和の始を汚す事 如」昼成りにけり、元親は只疾く敵近づけかし、腹 辰巳より吹きける風即時に吹きかけ、麓一里四方は て、御為を存る故、某居城をも捨退き一所に籠城す、 誓紙をも御守り候へかしと強て申しければ、元親あ も落行き給へ、天神・高田堅固にあれば落処の頼み の丸へ火を懸け、大手より障子ヶ瀧へ焼上り、 も候也、先一身を保ち給ひて、信長の兼約、 一足

石与衛 進之候

岡本氏秀書状写 下河内牧家文書

猶々先度ハ岩屋衆被成御行、数人被打取之段心 地能存候、 弓削衆ハ罷帰り候でも一両人打果候 『久世町史』資料編 第一巻

無心元、仍信長爰元加勢之事依令議定、神太郎為迎 年甫之御慶申納候、近日者御方表相替儀無御座候哉 之事此表へ通路就不自由、 申越候、 阿州衆之事も長閑二成候条、至児島可有渡海候由被 申入侯、因州衆被仰談筈相侯様二御行御計策肝心侯 存候、日限等追々可有其外聞之条、自是以使者可被 至堺去晦日二被罷上候、然時ハ彼出勢弥可為火急と へハ寔可相聞候、此御返事ニ委可預示候、難路之儀乍 為催促馬場右近太夫被付置候、次二松山表 此頃之趣不聞申候、 *御方

恐一紙令申候、恐々謹言 一月七日 氏秀判

(有女子) (在一年大年) (在一年大年) (在一年大年) (在一年大年) (在一年大年) (在一年大年)

まいる

石与 御宿所

山中幸盛、 美作境出勢について三浦氏に誓紙を送る

浦上宗景書状写 下河内牧家文書

二月十七日

秀庫判

第一巻

謹言 其首尾神太郎事去晦日二差上候条、弥不可有油断候 内々被仰越山鹿至其堺取出候事、既以神文候申之条、 智略此節候、当表之儀も子細候条、彼動筈ニ相候様 寔不可有緩と大慶侯、併各御堅慮故侯、猶以方々御 喜悦候、委細猶御同兵衛令申之条、不能多筆候、恐々 今少之御辛身候間、各被仰進御粉骨、於宗景も可為 随分可申付候、次二信長此方加勢之事申調候、 以

由誠二珍重存候、

弥御行等不可有御行候条、

仍以御約諾首尾山鹿至境目出張之

二御取成簡要候、

久敷被致無沙汰之条、

為御音信井次被進候、

可然様

「<u>人世町史</u>」 資料編

第一巻

(牧管兵衛尉)

石井紫萱

恐々謹言

然樣可預御披露候、万々任御上々候条、不能多意候 可御心安侯、御方抔御道敵猶以矢手候、貴殿江も可 眼前候、宗景満足不過之候、此面之儀無相替儀候条、

進之候

岡本秀広書状写 下河内牧家文書

手柄、御辛身故侯、更無其隱侯、尤簡心之刻、山鹿因付、度々勝利之旨重々被聞侯、因茲為始貴所被擢御 期其節候、恐々謹言 仰越候、是又簡要存候、然時ハ諸始末相汰候条、望 州表江明隙、至其表急度可被打出之旨、様子段々被 克様二御心得所希候、 御疑心有間敷、貴殿并兵庫殿へ以一書可申入候得共 就通路不輙其後不申承誠二相似疎略候、仍其表無恙 二御本意不可有程候、上辺調候儀も首尾無変化候条、 愈堅固之趣、珍重二存候、猶万方御行等無御緩被仰 咄頓而可遂御見参候条、万々 『久世町史』資料編 第一巻

三月朔日 御宿所

秀広判

牧氏等、真木山城を夜討ちして伊賀勢を逐う

三浦貞広書状写 下河内牧家文書

り申遣候、於実儀者趣具可申越候、恐々謹言 茂此由可申達候、未注進候得共余不審候間、 候者、満足不過之候、辛身粉骨無申方候、若衆中何 今夜各真木城相動而切取候由、寺畑より申越候事実 三月廿六日 『久世町史』 資料編 第一巻

三浦貞広感状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

まいる

岡本秀広書状写 下河内牧家文書

と覚ゆる所に、流石洞済両家の禅意をも問尋あれば と云へ共、某は聖人に非ずと、少し心にもや懸らん ぞ思ひ合せける、翌日八日の早旦には、 某実検すと見つる事こそ不思議なれ、聖人に夢なし 給へ共、本より不」知事なれば、左右答へる事もな ひ、女子童迄集め養食を与へ、人々言ひ様など問ひ 掻落す、痛ましき哉、落城前の日中余り覚束なく思 伊勢の入道走り向ふ敵の弓手の腕を切て落し、無手 に夢物語りをぞせられける、今曉の夢に、某が頸を れに篦深に立て臥す所を、備後の住人東江平内首を 切らんと見廻す所を、遠矢に射ける鋒矢、咽輪の外 と云へ共、爰に残て候也、我と思はん人々は最後の 勢の入道は果にけり、扨元範は太刀を抜きからく と組ける所に、後より安原顔左衛門に組伏られ、 も可」遁か、早く参候はんと寄手我先にと差向ふ、 疾く石蟹口へ退きしか共、落延び給はん間、 し、誠に負薪の言廊庿の語と、黄石公が書にも有と む兵を一人切伏せ、三人に手を負はせ、其透間に腹 働き見よやと云へば、吾先にと進み寄る、手本に進 と打笑ひ、只今伊勢の坊が事をちんじ、松山へ退く べしとて、我々四五人残居て候也と云へば、各とて み出、大昔にて云けるは、元範此岩の中に籠り給ふ 暇乞候とて、腹かき切て失にけり、根古屋千番以下 或は太刀を打折て引もあり、然所に伊勢の入道は進 は切て出て、或は敵と引組て差違て死するもあり、 ても即時に四人射ふせたり、扨元範の前に跪き、 斯く手痛くは責るか、元範は松山を心懸て 近習の者共 踏堪ゆ 伊 御

成れに取なして大笑なして云く、如何様存命の程久しからじと、女中へも暇乞とて重代の太刀などを送り、其外近習の者共まで、馴染たる言葉の末も今日までとこそ覚ゆれとて、盃二三返巡しける、折節敵までとこそ覚ゆれとて、盃二三返巡しける、折節敵を則輝元の陣に送りける。夢の前表こそは不思議なを則輝元の陣に送りける。夢の前表こそは不思議なを別輝元の陣に送りける。夢の前表こそは不思議な

牧菅兵衛尉等、宇喜多勢の陣所多田山を夜討する

三浦貞広感状写 下河内牧家文書

本意之上可宛行其賞者也、仍而感状如件本意之上可宛行其賞者也、仍而感状如件体、其方以心遣若者共引卒被罷出、即時彼陳被切付候、其方以心遣若者共引卒被罷出、即時彼陳被切付候、其方以心遣若者共引卒被罷出、即時彼陳被切付候、其方以心遣若者共引卒被罷出、即時彼陳被切付候、其方以心遣若者共引卒被罷出、即時彼陳被切付候、其方以心遣若者共引卒被罷出、即時彼陳被切付候、其方以心情。

天正三

正月廿七日

真広判

牧菅兵衛尉殿

村菅納善二郎所持 美作国諸家感状記 久米南条郡下神目

無比類候、弥忠儀肝要候、恐々謹言去廿二日、高田衆夜討仕候処、手前粉骨之段、忠節去廿二日、高田衆夜討仕候処、手前粉骨之段、忠節

<u>一月</u>日

家職

神納三郎右衛門殿

九郎左衛門所持 第四条 美作国諸家感状記 大庭郡社村牧

作州高田之城主三浦被居候を備前浮田直家賣被申作州高田之城主三浦被居候を備前浮田直家賣被申田山『居候を、高田より牧源之丞・石井源太・某田山『居候を、高田より牧源之丞・石井源太・某三人其外侍とも夜中『働仕、鑓下『而首壱討取候、三人其外侍とも夜中『働仕、鑓下』而首壱討取候、三人其外侍とも夜中『働仕、鑓下』而首壱討取候、

る 浦上宗景、織田信長の上洛と備前表への加勢を報じ

浦上宗景書状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一巻一筆令啓候、近日其表如何被仰付候哉、承度候、諸方急度可被相救候由『て早上洛之由』候間、可得本意急度可被相救候由『て早上洛之由』候間、可得本意志之儀者仰無異儀堅固『申付候、可御心易候、信長表之儀者仰無異儀堅固『申付候、可御心易候、信長表之儀者仰無異儀堅固』申付候、可御心易候、帰門、本意、後、

淮上

宗景判

二月七日

申付之由承候、尤之儀候、何様無油断、 可令顕然之条、可御心安候、猶御使僧江申候間 恐々謹言 被相催候之

○次の封紙は本書状のものか。

志賀丹波守

牧兵庫助殿

まいる 御報

二月七日

牧兵庫助殿御報

志賀鑑信書状(切紙)

石見牧家文書

去年閏十一月之御状、当年正月中旬到着、令拝見 当年之御吉嘉、幸甚々々、猶以不可有際限候 尚々、至公私、 も相応之御用等候者、可蒙仰事、所仰候 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二 拙者其取合、無疎意候、於向後

御手前方々御堅固被仰付之由、尤珍重候 防長両国御調略之儀、当春相調候、為始両田原、 使可有演説候 貴辺御本意眼前候、 外豊筑之諸勢、至赤間関口、被差向候条、以其響 御事候、 就夫一国之儀同意之由、 以御武略、被成執御一味中之由、 御道も此節候、 御賢慮之故候 於旨趣者、 可然 御 其

因州之儀、手堅被申付由、 被仰談事、肝要存候 爱元ニ茂其聞候、 弥可

彼御使僧、 候、殊更爰許御行等、具被仰聞、 牧兵庫助殿まいる 御報 二月七日(英語)等) 能折節□差下候而、 恐々謹言 御返事等早速相調 被差上候間、 (花押) 珍

志賀親度書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

(封紙ウハ書)

志賀安房守

其表之立柄、以御口能、 此節一稜可被申付之通、被用直書候之間、不及口能 候、如仰、宗景·当方之儀、別而被申談首尾候之条、 細砕衆儀同前申入候之条、書面不詳候、恐々謹 牧兵庫殿御報 御入魂之趣、各申合具申聞

牧兵庫助殿御報

一月七日

親度 (花押)

備中兵乱記 備中讓葉城主三村元範、 天正三年 (一五七五) んとする 落城に際し三浦貞広を頼ら

卷之上 新見譲葉城落之事附流刑之事

明れば天正三年の元三七ヶ日も打過ぐれば、去らば すと云へ共、 此譲葉の城主三村元範は元親の弟也、縱へ松山は落 年始に新見の城を責て、新年の慶賀せんと押寄たり 此城は不」危、其地理は天より釣たる 了三備群書集成』第二輯

具ひしくと堅めて、元範と一所に死を決する覚悟 助・曾爾・八田以下忽に飜て、正月八日の巳の刻ば と云在所へ一里計引退き休らふ所に、芸州の武士多 と云ひ、夜中と云ひ、分明に人の知る事有るべから 尽て息を継て居らるゝ所に、伊勢の入道と云ふ古老 残る兵十人計に討成され、元範も終日の戦ひに精力 せたり、中には甲を脱て降人に出る者も有り、漸く 成にけり、元範の郎徒或は手負或は疲れ、大半死失 にて出立たり、元範弥々心強く思ひ、扉を開き討て 丸に詰めしかば、元範少も不」屈、各々我に忠義を かり、敵を諸丸に引入れ、端丸に火をかけ、一同本 然るに元範、一人当千と頼み思はれける富屋大炊之 に不」異、人の登る便りなければ、無数の名城也、 指て持たれば、打番ひ好曳て兵と放ち、真先に進み 弓を得たれば、火急の退口なれ共、塗籠縢の弓の曲 と名乗て荒武者一騎進みけるを、三村左馬助は平生 ひらめかし喚き叫べ共、 峨々たる岩なれば、可、押入、様なくして、鎗長刀を 御迎に不」出事はあらじと、気色を背て諌め、石指 ず、又夜明る迄は難」堪、一先落給はゞ、定て三浦 の義を存する者立寄て、腹を切給ふ共、打込の人数 たる石州の住人大田源八が太股を射通す、残る矢に 高なるに、当国に逸る国重が鍛へたる鋒矢五つ箙に 治部雅楽頭五十余騎にて押寄たり、上は雲に聳え 貞広は年来の御知音なれば、此火さきを見て途中迄 存ぜん者は今此時ぞと云へば、勇士七十騎ばかり物 鑓を合し突崩す事両三度、 静り返て居ける所に、太田 漸く其日の戌の刻に

三浦貞広等、豊後大友氏に備作情勢を報じる

大友宗麟書状 上利文書

親被仰合、敵不抜足様御才覚此時候、元親兄弟江令 任申談首尾、防長行無余儀存候砌、芸州之者至備中 諾、弥無別儀之通承候、寔御頼敷存候、仍連々宗景 閏十一月十三日之御音問今月十六下着、具遂被閱侯、 表取出之由候条、此方出勢急速申付候、然者三村元 城之由、無是非候、雖然貞広対宗景、累年甚深之契 其堺之儀、宇喜多依逆意、所々令違変、浦上宗景籠 達肝要候、猶田原近江守可申候、 **書音候之条、向後別而入魂可為祝着之趣、能々御伝** 正月卅日 大分県先哲叢書『大友宗麟』資料集第四巻 恐々謹言 宗麟(花押)

三浦次郎殿

大友義統書状 (切紙) 石見牧家文書

中表江取出候芸州之者、可被討果御才覚肝要候、 之旨候、猶田原近江守可申候、 矢根十国重送給候、祝着候、自是茂鈍金壱端進之候 其表立柄示給候之趣、具令承知候、防長行無油断申 付候条、浦上宗景・三村元親其外諸堺目被申合、 牧兵庫助殿 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二 恐々謹言 仍 備

大友義統書状(切紙) 石見牧家文書

『岡山県史』家わけ史料

被申之条、不能書載候、

恐々謹言

牧兵庫助殿御報

毎事堅固之御才覚肝要存候、

於様躰者、

田原親賢可

牧彦十郎殿

是茂鈍金壱端進之候、猶田原近江守可申候、恐々謹 矢根一手国重送給候、遠方御懇志之儀、 祝着候、自

正月卅日

義統 (花押)

牧彦十郎殿

○封紙は福岡市立博物館所蔵の原本で補った。

吉弘鎮信書状(切紙) 石見牧家文書

(封紙ウハ書) 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二 吉弘加兵衛尉

来喜之時候、恐々謹言 可有緩候也、併衆談之続、細砕各可有入魂候間、 日御音書、近日到来、令披見、本望此事候、自宗景茂 及委筆候、爰元相応之儀、連々不可有疎略候、猶期 御同意示預候キ、此節為当方、於関表一行之儀、 依遠路、相過不通、心外候之処、去年閏十一月十三 牧兵庫助殿御報 鎮信 不 不

牧兵庫助殿御報 二月二日

鎮信

(花押)

吉岡鑑興書状(切紙) 石見牧家文書

正月卅日

(花押)

牧兵庫助殿

茂行等無緩被申付候之条、可御心安候、雖無申迄候、 其表立柄、 以御口能示給候趣、具令承知候、従爰元 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

田北鎮周書状(切紙) 石見牧家文書

(封紙ウハ書)

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二 田北新介

難儀之由承候、寔無曲候、雖然、無油断於賢慮者、 毎度御音札恐悦之至候、 直被申入候之条、不及口能候、事々期後喜候、恐々 不可有異儀候哉、爰元聊不被存心疎候、於巨細者 宇喜多逆心增長、無正儀候哉、当時之事者、宗景及 牧兵庫助殿御報 然者、其表立柄之儀、 鎮周

(美里里里) (美里里里)

牧兵庫助殿御報

佐伯惟教書状(切紙) 石見牧家文書

(封紙ウハ書) 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

牧兵庫助殿御報

意之通承候、誠御賴敷存候、然者、従此表行等可被 尚春御事、代々宗景被仰段首尾、于今無相違、御同 第候、併五六ヶ城堅固被仰付之由候之条、尤珍重候、 事、依宇喜田和泉守逆心、被及気遣之由、 其表立柄為可被仰越、預使札、得其意候、 浦上宗景

牧尚春、豊後大友氏に硯を贈り、煙硝・鈍金の進呈

浦上宗鉄書状(切紙) 石見牧家文書

銘々以状被申候、 儀候間、 猶以彼一種之儀者、節々可差上申之由候之条、不可 由候、為宗麟茂満足被存候、仍塩硝一壺申聞被進候 至宗麟・義統、 之事候間、陣中諸方之調、御芳情珍重候、猶湯浅方 存候、直以状申入候、仍硯一面令拝受候、 過賢察候、何様従当方、一稜可被加力事、不可有別 山候、誠之無比類覚悟、不及言語候、爰元公私之悦 毎事御入魂可目出候、随而山中鹿介方、如其意、越 有緩之儀候、宗景別而被仰談間之事候間、無御隔心、 寄々相応之儀者、非疎略候、自然之時ハ憑 御音問之段、具申聞候、祝着之段 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二 珍重候、随而其境堅固之御才覚之 近々出頭

江申候、恐々謹言 十一月十八日

宗鉄

(花押)

牧兵庫助殿御報

○次の封紙は本書状のものか。

浦上左京入道

牧兵庫助殿御報

大友宗麟書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

其表立柄銘々示給候、得其意候、浦上遠江守被申談、 牧兵庫助殿

言

堅固之覚悟案中存候、弥無油断才覚専一候、 合事専要候、 井鹿介至其堺在陣之由候、是又肝要候、毎事可被申 一壺進之候、補寸計候、猶浦上左京入道可申候、恐々 仍硯一面送給候、祝着候、 従是茂塩硝

十二月十三日

可真 (花押)

牧兵庫助殿御宿所

(天正元年) 十一月十九日

牧兵庫助殿

大友義統書状(切紙) 石見牧家文書

預音問候、祝着候、向後可申談之条、本望候、 (対紙ウハ豊) 牧兵庫助殿 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二 仍硯

上左京入道可申候、恐々謹言 一面送給候、喜悦候、従是茂鈍金一端進之候、 十一月十九日 義統 (花押)

原田可真書状(切紙) 石見牧家文書

牧兵庫助殿

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

原田隠岐入道

(針紙ウハ豊)

牧兵庫助殿御宿所

追而至宗景被進候之条、今五三日ハ可致滞在候 重々可申通候

委細彼方可被申達候、 從義統純金壱端被進候、書状湯浅方被請取候之条 依湯浅七郎右衛門尉方下音問、 每事重畳可被申承候、 宗麟塩硝壺壱 恐々謹

宗麟(花押)

を乞う

山中幸盛、

豊後大友氏に高田城の堅固を報じ、煙硝

大友宗麟書状 橋本文書

人分県先哲叢書『大友宗麟』資料集第四巻

追而

作州高田城弥堅固之由、 壺弐進之候、委細此使可申候、 尤肝要候、 恐々謹言 仍塩硝之事承候 宗麟 (花押)

十一月十九日 亀井鹿介殿

天正二年 (一五七四

宗景に与同し所領を宛行われる 浦上宗景と宇喜多直家の対立にあたり、三浦貞広は

浦上宗景書状写 下河內牧家文書

眼専要二候、恐々謹言 今度備作雖無正儀候、 進置候訖、 併旁前々無御別儀故候、然両村上跡職之事 段銭共御領知不可有相違候、 、貞広無二之御覚悟誠以無比類 『久世町史』 資料編 向後弥御入 第一巻

浦上

宗景判

卯月五日

牧菅兵衛殿

至宗麟、 候条、御同前可目出候、事々期来音之時候、 事相応之儀、信可預御入魂事所希候、尚春別而申承 候之条、珍重候、於向後者、節々可被申談之条、 被仰入候之趣、具申聞候、祝着之段直被申 恐々謹

六月廿七日

宗鉄(花押)

牧彦十郎殿御報

田原親賢書状(切紙)

石見牧家文書

引候、猶期来信候、恐々謹言 硯一面送賜候、芳情之至不知所謝候、依遠方御報延 固之御覚悟之由、尤干要候、弥不可有御油断候、 得其意候、何様無緩候、可御心安候、殊其堺堅 芸州衆及行候哉、就夫防長表計略之段示給 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

牧兵庫助殿殿御報

七月廿八日

(花押)

山中幸盛、尼子勝久を奉じ因幡で毛利方の城を攻略 日野衆・牧尚春等はこれに協力するという 元亀四年・天正元年(一五七三)

大友義統書状(切紙) 石見牧家文書

預音問候、祝着候、於向後者節々可申談候、 腰・馬一疋・鳥子百枚送給候、令悦喜候、 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二 仍太刀 自是茂

> 恐々謹言 太刀一腰·純金二端進之候、猶浦上左京入道可申候 八月十一日 牧兵庫助殿殿 義統 (花押)

立原久綱書状(切紙) 美作米井家文書

(端裏ウハ書)

いなはわけ

原一まいる

(紫原) 保証 の形仕合候間可心安候、日野衆候て在居仕候、如形仕合候間可心安候、日野衆 然存候 一我等事去六月二至因番罷渡、幸盛得救持 其後者久敷候、一其元于今在身候て仕合共能候而可 ・牧兵なと不相易馳走候間本望候 なを――女房衆へも心得[一女房共其

其時それの事ハ左有次第二可被罷越候、如此申候 爰元之趣をも見せ候て、其上にて思安をすゝめ候て も外聞能候へく候、家来事委細存知前候へく候、い 州勝久様御渡海侯、弥当国如御本意可成行侯 かりそめに又太郎を此方へ可給候、様躰直二談合仕 座かんにんの所も涯分可心付候、只今十も廿も召遣 外湯藤無何事候、我等同前二爰元逗留候 つれなり共、先年之老者共跡職一人前可申付候、当 所に不弁候共堪忍仕、向後愁詔等被相達候者、 之儀此方へ於被越者可然候、我等事ハはたはりもな 候者共、たふん新参者にて事をかき候、菟角先早々 く候聞、幸盛可有御抱由候、然者又太郎事ハ、我等 一従隠 一其

> 此時候哉、恐々謹言 共、其方にて仕合共一段能候者、此方之儀ハ不苦敷 知行之儀も随分相定躰候、 にて候間、又太郎事早々可被越候、我等当国にての て候へ共、此表之儀、たゝいまの時分かん用之折節 候、先々手前相つかれ候て可然候、其方も弓矢前に 何も~~向後之思安分別

八月廿二日

『岡山県古文書集』第三輯

久綱 (花押)

岡本氏秀、牧尚春の質問に答える

岡本氏秀書状 (モト折紙) 石見牧家文書

恐々謹言 面被罷出事ハ不可有之候、 次鹿介方事、先日新免進之候時、委細申候つる、 以無緩心遣仕候、成候共不成候共、自是返事可申候、 相放事も不成候而遅々候、何篇拙身事右如申候、 持候へハ、当時彼城其下代をも仕事候間、無事二被 神妙候、我等非油断候、反銭儀ハ置塩へ進納候間 三ヶ条之御存分事、不及□仰越、節々致気遣無油断 亦自能島之折紙両通進之候、此分二候へハ、隆景此 応理被申候ハてハと被申分候、久田事ハ西屋被作 其分候歟、無御心元候、彼是新免任口上候キ 返々、伯州面御動之由、山鹿所より被申越候(当事業) 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号 追々吉事可有之為躰候

岡太

氏秀(花押)

牧兵御返報 九月廿七日

(於趣、具申聞候、被添御心候次第、祝着之由、直被申候、当方之事、赤間関口・同与州表行之儀、堅被申俟、当方之事、赤間関口・同与州表行之儀、堅被申俟、此節宗景被遂御熟談、弥堅固之御才覚、無申之候、仍硯一面被懸御意候、御丁寧之至畏存候、無神後、当方之事、省略侯、恐々謹言

牧兵庫助殿御報

大友宗麟書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

(封紙ウハ音)

「 牧兵庫助殿 宗麟 (花押) 重々示給候、祝着候、殊太刀一腰・馬一疋送給候、 重々示給候、祝着候、殊太刀一腰・馬一疋送給候、 重々示給候、枕者其表之儀、浦上宗景被申談、堅固之才 喜悦候、然者其表之儀、浦上宗景被申談、堅固之才 護之儀候、此方行之儀、門司ロ・与州表同前申付候 条、勝利之趣従是可令注進候、仍鈍金壱端進之候、 季細猶浦上左京入道可申候、恐々謹言 六月廿七日 宗麟 (花押)

大友宗麟書状 (切紙) 石見牧家文書

牧兵庫助殿

牧兵庫助殿宗麟』第五五巻特輯号二

追而

茂太刀一振・鈍金二端進之候、猶浦上左京入道可申太刀一腰・馬一疋并内曇百枚送給候、祝着候、従是

○次の封紙は本書状のものか。

浦上左京入道

牧兵庫助殿 牧兵庫助殿 松々謹言

宗麟(花押)

作陽誌 真島郡附録 月田紙

浦上宗鉄書状(切紙) 石見牧家文書

牧兵庫助殿御報

浦上宗鉄書状(切紙)

石見牧家文書

「 (対紙タハき) 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

牧兵庫助殿

宗鉄

追而

大兵庫助殿殿 御嬉之由相心得可申旨候、是此茂鈍金弐端被進候、 海崎之由相心得可申旨候、是此茂鈍金弐端被進候、 海崎 高崎崎 牧兵庫助殿殿

大友宗麟書状 (切紙) 石見牧家文書

是茂鈍金一端進之候、猶浦上左京入道可申候、恐々御入魂之条、珍重候、弥兵庫助被申談、向後可預馳如音問、未申通候之処示給候、祝着候、貞広事別而如音問、未申通候之処示給候、祝着候、貞広事別而如音問、未申通候之処示給候、祝着候、貞広事別而如音問、未申通候之処示給候、祝着候、貞広事別而如音問、未申通候之処示給候、祝着候、自愛此事候、従

牧彦十郎殿

六月廿七日

浦上宗鉄書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

(封紙ウハ書)

六月五日

惟教 (花押)

牧兵庫助殿御報

田北鎮周書状(切紙) 石見牧家文書

向後不可有油断之由候、随而硯一面被懸御意候、 固之御才覚専要之通、被申候、爰元於寄々之儀者 給候之処、各申談、具申聞候、 不存寄候之処、 丁寧之儀恐悦候、猶期来信候、 六月五日 御札畏入侯、仍就雲伯立柄之儀、 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二 恐々謹言 弥宗景以御一致、 御 堅 示

牧兵庫助殿御報

鎮周 (花押)

○次の封紙は本書状のものか。

田北新介

牧兵庫助殿御報 鎮周

松心軒一楽書状(切紙)

石見牧家文書

其聞候、 寧之儀、 諸軍出勢之儀、被申付候之条、出張半候、定而可有 令披露候、従爰元茂、至海上警固船数百艘、至陸地 儀、宗景被仰談之由候、尤肝要存候、示給候之趣 雖未申通候、預御札候、本望之至候、其表御行等之 所仰候、恐々謹言 畏入候、 随而硯一面被懸御意候、 秘蔵異于他候、 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二 向後每事可申承事 遠方之御志、 御丁

楽 (花押)

牧兵庫助殿殿御報

六月十日

○次の封紙は本書状のものか。

松心軒

一楽

牧兵庫助殿御報

吉岡鑑興書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

被申候、此方之事、赤間関口・与州表、 之至畏存候、猶御使江申候之条、省略候、恐々謹言 申付候、可御心安候、仍硯一面被懸御意候、御丁寧 趣、各申談、具令披露候、別而御入魂祝着之由、直 浦上宗景被仰合、其表御行等無御油断之通、 (封紙ウハ書) 六月十一日 牧兵庫殿御報 吉岡掃部助 鑑興(花押) 何茂堅固被 御狀之

志賀親度書状(切紙) 石見牧家文書

牧兵庫助殿殿御報

(封紙ウハ書カ) 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

猶重々可申承之間、 景被仰合、火急御調略肝要候、委細直被申候之条、 就其表立柄之儀、示預候之趣、各申談、 不覃口能候、仍硯一面得御意候、御丁寧之至畏存候 船渡海之儀、急速被申催候之条、其境之儀、浦上宗 爰元於行者、堅被申付、 六月十六日 牧兵庫助殿御報 閣筆候、恐々謹言 赤間関口并至与州目へ茂兵 志賀安房守 親度 令披露候、 (花押)

牧兵庫助殿御報

志賀鑑信書状 (切紙) 石見牧家文書

(墨引) 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

隱刕江無恙之由侯、亀鹿但州江居住之通侯之条、隱刕江無恙之由侯、亀鹿但州江居住之通侯之条、 從老中被申之段、直家可有伝達之条、令省略候、恐々 諸軍勢被差立候、淵底湯七・御使僧存知之前候、其 数百艘被差渡候、為防長御行、如門司・赤間関口、 添□□被仰合、早速可被遂御本意事、可目出候、 雲伯立柄無是非候、雖御城彼境目候、御賢慮之故 表之儀、弥堅固之御才覚、尤肝要存候、於旨趣者 着之由候、至各も其取合無疎□候、殊与州表□兵船 者尚春御入魂之趣、内々令披露候、丁寧之儀、御祝 無異儀之由、其聞候、千秋万歳候、仍勝久・同諸勢

牧兵庫助殿御報 六月廿日

鑑信

○次の封紙は本書状のものか。 志賀左京亮

牧兵庫助殿御報 鑑信

吉岡宗歓書状(切紙) 石見牧家文書

(封紙ウハ書) 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

吉岡越前入道

牧兵庫助殿御報

浦上宗景以御同意、其表御調儀無御油断之通、 示給

月廻与申、昨夕帰宅仕候間、 候、大事之御一行之間、父子二一人持参可申候へ共、 之候、委曲口上二令申候条、 不能具候、恐々謹言 為其二大町与二郎二進

十二月廿八日 原田蔵人

豊佐 (花押)

牧兵庫助殿まいる御宿所

馬国にありという 昨年より美作国に滞在の亀井(山中)幸盛、今は但 元亀三年(一五七二)

牧尚春書状写 「島家遺事」所収島文書

重而是使者之同前二御助言専用存候、仍硯一面令進 退候、隱州為卜祗今者但州在身候、此節自豊州至防 申付候条、可御心安候、就中亀井鹿介去秋此表被取 此事候、当表之儀者堅固之覚期、伯備中境目無異儀 態令啓上候、当時宗景被仰談之候者、我等式迄大慶 長御進発候者以其響雲伯之儀可及道候分二候、 誠表軽志計候、尚永々可申述候、 『瀬戸内海地域史研究』第 恐々謹言

(SEE)「封紙牧兵庫助トアリ」

尚春(花押影

村上中務小輔殿

まいる御宿所

村上武吉書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

不一候、猶期万吉令省略候、恐々謹言 井鹿介方、頃但州御在身之由候、専要二存候、豊州 (業等) 此口之儀も随分相支候、乍恐可御心安候、就中亀 其表堅固之御覚悟之故、備作無異儀之由候、本望候、 而申談候、然処、芸州不慮之存分共候而、及鉾楯候、 三月十一日之貴札到着、令拝見候、如仰近年宗景別 無二之首尾候者、各可為勝利事、覚前之儀候、 御行御延緩故、諸国之行不相応候、雖然、旁御覚悟 面送給候、遼遠之御懇志云、爰元之珍器云、 卯月八日 武吉(花押) 自愛 仍硯

牧兵庫助殿御返報

○次の封紙は本書状のものか。

牧兵庫助殿御返報

牧尚春、豊後大友氏へ太刀・馬・硯を送り近況を報

じる

葛西宗筌書状(切紙) 石見牧家文書

(封紙ウハ書) 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

葛西掃部入道

牧兵庫助殿

まいる御報

於向後聊不可存心疎候、仍硯壱面大被懸御意候、遠 披閱珍重候、其表御行無御油断之由候、 連々雖承及候、未申通故、罷過候之処、 無緩被申付候条、可御心安候、爰元相応之儀、 当国出勢之 只今預御札

言

使者江申述候、恐々謹言 方御懇志之至畏入候、何様自是可遂御礼之趣、

五月廿四日

牧兵庫助殿まいる御報

原田可真書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

(封紙ウハ書) 牧兵庫助殿御返報 原田隠岐入道 可真

御肝要候、委細彼方可被相達之間、不能書載候、恐々 御油断之儀候、被申調之儀候、弥宗景可被仰談事、 重々預御札候、殊爰許大切候硯一面送給候、寔之御 先年者、 芳情欣悦之至候、仍諸口行之事、于今延引之儀、 備前表迄罷登候付而申通候、本望存候之処、

五月廿五日

可真(花押)

牧兵庫助殿御返報

佐伯惟教書状(切紙) 石見牧家文書

(封紙ウハ書) 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

佐伯

牧兵庫助殿御報

向後者、弥可申承候事候、猶彼方へ令申候、恐々謹 硯一面被懸御意候、不寄存之儀候、一段快然候、於 達上聞候、被仰出候趣、従方分定可被申入候、殊更 未申通候処、御懇札畏入存候、仍御内意続、 各申談

浦上左京入道

得御意候、恐々謹言 申候、仍於私茂硯一面被懸御意候、 存候、一入驚目候、 去春従宗麟被用直書候之処、今度尼子勝久、以使者 被仰越侯、就其御伝書之趣具申聞侯、祝着之段直被 牧兵庫助殿御報 秘蔵此事候、 猶態可申入候、 遠方之御怨情畏 可

牧兵庫助殿御報

八月二日

宗鉄(花押)

真島郡附録 高田硯

高田硯 州之匠」、尚取一備中石」、贋」之、比」真甚殊、 邪然真偽相廝硯工琢。他産、名。高田硯、雖、本 名製珍|蔵于良家|者多、是斯石豈非|我邦端歙 王侯縉紳而下迨 翰人・墨客 、争翫 索之 、古硯 普以作州産物馳 名天下,無、出,於高田硯 一新訂作陽誌。三

者石色多蒼黒瑩沢、堅密、扣」之声清越和以一好愚 波多山尚多、有司封||固石坑|、随、用取」之、又見 固不同、本神庭山出」之、石脈既鑿尽、竹原村卒 神庭瀑潭中一有之石、頗似一良質一、但瀑勢奮擊不 、倍発、其良、与上彼歙石鋒芒多尽墨無、声者上

牧尚春、豊後大友氏から書状を受ける 元亀二年(一五七一)

大友宗麟書状(切紙) 石見牧家文書

牧兵庫助殿 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

馳走肝要候、恐々謹言 残所任案中、防長之行相催半候之条、其表之儀、 去秋染一翰侯之処、懇示給侯、 令喜悦候、 分国中無

三月八日

牧兵庫助殿

宗麟(花押)

浦上宗鉄書状(切紙) 石見牧家文書

「自領ウへ巻 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

牧兵庫助殿御報 浦上左京入道

細勝久御使者可被申達候、恐々謹言 談事可目出候、於爰元相応之儀、不可存心疎候、 其表無別儀御座候之由候、珍重候、宗景毎事可被仰 去秋以直書被申入候、其後無音心外之段被申候、併 委

三月八日

宗鉄 (花押)

牧兵庫助殿御報

志賀鑑信書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二 志賀左京亮

(封紙ウハ書)

牧兵庫助殿

参御宿所

具令披露[罷下候砌、 」殿様へ以直書被申入候、拙者防長へ之 種々御懇之段、畏入存候、 被仰下候趣、

> 出勢為案内者、差留候条、 恐惶謹言 湯浅方計被罷上候、 定而

(元皇三年か) (元皇三年か) (元皇三年か)

牧兵庫助殿参御宿所

鑑信

判による進納を定める 浦上宗景、三浦貞広の知行所段銭につき牧尚春の裁

浦上宗景書状(切紙) 石見牧家文書

貫文毎年可有進納候、自然於無沙汰者、不可有其曲 貞広御当知分所々段銭之事、有尚春裁判、為公用百(**) 恐々謹言 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

元亀弐

拾弐月廿六日 牧兵庫助殿

浦上

原田豊佐書状(モト折紙) 石見牧家文書

心得候、 貴殿可捧書状候へ共、 かしく 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二 定可御事茂之条、 可預御

要之由、能々自我等可申達之由候、可被成其御心得 春三十貫御進納候て、残所之儀、秋早速ニ御収納肝 両太郎左衛門尉書状令進覧候、然者御反銭方之儀者 歳暮之御慶、重畳申旧候、 ハん由申候て認被申候間、定可応貴意候哉、従宗景、 被進之候、文躰等之儀者、岡本如何候で可然候 仍御知行分宗景一筆之事

二及フ、 稷ヲ植ス、草茫々トシテ香川ノ鎗場ト称セショ 継卜戦フ、敵追払、討取首十五六、直ニ入城ス、 継カ玉串ヲ討シ所、無双ノ鎗場トテ一町四方黍 敵勢弱リ颯ト引、又引返ス敵討取コト数々、 其後敵将玉串監物・真木勘兵衛城ヲ攻、 春継遂ニ玉串ト鎗ヲ合セ討取申候処 、戦数刻

三浦貞広、高田城に入るという

作州高田城主覚書 下岩牧文書

名ヲ才五郎殿ト申ヲ取立、元亀元年七月ニ先つ篠向 然レ共牧ハきりぬけ、備中に居ル貞久之御子貞広、 候而則貞広ヲ入 ヲ切取、同年十月ニ高田つぶさ山ヲ責大合戦仕、取 『久世町史』 資料編 第一巻

(中略)

一貞勝 一貞久

一貞広 一貞守

右四代之内

二 丸 牧官兵衛 知行千石取

二丸次 細田久右衛門 同弐百石取

本段出張 牧河内 同弐千石取

江川炊助 同弐百石取 同三百石取

> 豊後の大友宗麟、牧尚春に尼子・浦上両氏との談合 が重要とする 永禄一三年・元亀元年(一五七〇)

大友宗麟書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

其表之堅固之才覚無緩之趣示給候、 浦上遠江守被申談、弥可被励馳走事肝要候、 牧兵庫助殿 喜悦候、 猶浦上

八月二日

牧兵庫助殿

卯月四日 牧兵庫助殿

左京入道可申候、

恐々謹言

宗麟(花押)

松ケ段 松之段上 牧道市 牧大膳 牧藤左衛門 同弐百石取 同五百石取 同弐百石取

浦上宗鉄書状(切紙)

石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

浦上左京入道

水ノ手 西下丸 福富久右衛門 同弐百石取

同向 同下 笠原帯膳 石井与平 同百石取 同百石取

従貞広、

宗麟江御音問之趣申聞候、

殊尚春御怨書

牧兵庫助殿御報

小屋ノ段 牧兵庫 弐千石取

同 浜口平次郎 江川小四郎 三百石取

口 船津杢之丞 五十石取 百石取

等之儀、

不可有余儀候由、

相心得可申由候、猶期来

可申旨候、下目渡口之事者、可御心安候、防長之行 勝久・宗景被仰談、弥堅固之御才覚肝要之段、能々 是又祝着之段、直被申候之条、珍重候、其表之事、

五百石取

此弐行損シ申相不訳ス 牧惣兵衛

冒 同

音之時候、恐々謹言

卯月五日

牧兵庫助殿御報

牧尚春、 豊後大友氏に硯を送る

大友宗麟書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

每事此節可被励馳走事專一候、必以飛脚重々可申候、 仍硯一面送給候、遼遠之懇志祝着候、自是可遂礼儀 先書如申候其表之儀、勝久一意之由候、尤肝要候、 猶浦上左京入道可申候、恐々謹言 牧兵庫助殿

浦上宗鉄書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

ヲ去年ヨリ入置タリシヲ攻ントテ取囲ミ日々迫合無シ当国高田ノ城ニ香川美作守・長左衛門大夫

止

安西軍策 卷第四 美作高田城攻事

テ難守、 同年七月、 三兵衛・遠藤左京・香川左衛門尉・同兵部大輔続テ 間・同名宗右衛門モ鑓下ニ討死ス、城中ヨリ入江与 尾・足立打出敵六人討取ケリ、香川郎等大乃美・材 堪ソ見ケル、香川兵部大輔九州ヨリ上リ芸州ヨリ家 高田ノ麓へ押寄放火シ城兵懸レト待カケタルヲ、生 程経ケルヲ兵部自身討果ス、敵是ヲ聞テ同十月五日 ト云大剛ノ者心変リシケルヲ討手ノ者トモ見余シテ レ共追払々々無難城へソ入ニケル、又佐伯七郎次郎 人八十余人ヲ引率シ兵粮ヲ入ケルニ敵打留ントシケ 志アリケレハ兵粮蔵ヲ放火シ敵陣へ逃入程ニ城中難 シテ日々城下二働ケル、城中二ハ熊野入道等尼子ニ 兵衛二五百騎、 郎太郎ハ幼少ノ故叔父同民部大輔ニ五百騎、 沼木新右衛門四千余騎差添テ当国へ出張ス、芦田五 田ノ城ニ被差籠、 左衛門尉ヲ美作守ニ成、 浦ノ一族動レハ城ヲ落サントス、然間城中小勢ニシ 立十兵衛・国衙隠岐守先年ヨリ被置ケレ共、 宇喜田ニ加勢ヲ乞ハ長船紀伊守・岡信濃守・ 大将一人被籠宜カラントテ、去年七月香川 美作ノ国高田城ニハ牛尾太郎左衛門・足 、玉串監物ニ八百差副備前勢ヲ後詰ト 去程ニ当国ノ住人三浦・芦田・市 嫡子ヲ左衛門尉ニ被成 『改定史籍集覧』第七冊 当国 植野勘

> 玉串味方ニ五六段許進テ馳来ル香川薄推分出ルヲ見 ルカ多勢ニ突立レテ引退、爰ニー村薄ノ枯立前ニ迫 共既二城へ乗入ント見ケレハ大将美作門ヲ開キ討出 多ノ敵ヲ突伏終其ニテ討死ス、其外返シ合セ防ケレ 引退香川右衛門大夫ハ討死シテ味方ヲ助ケント踏留 尾・足立幾度モ引返トモ三千余騎ノ大敵ナレハ無力 名乗懸互ニ鑓ニテ渡合、玉串カ艸摺ヲカケテ細腰後 テ敵誰ト問、香川兵部大輔ト名乗レハ敵玉串監物ト 田ノ有ケルヲ究竟ノ処ナリト追来敵ヲ待カケタリ、 大輔ハ宗像三郎左衛門ト云郎等相具シ郷中ニ打出ケ レハ嫡子左衛門尉ハ早山八分ニ下シタリ、二男兵部 ヨリ突攻ケレハ城兵散々ニ敗軍ス、敵頻追懸レハ牛 足立等纔ノ勢ニテ起シ合切結ケレ共、 レハ相図ノ太鼓ヲ打三所ノ伏兵ヲ起シテ一度ニ四方 植野兼テエミシ事ナレハ弱々ト引退ヲ、城兵追懸ケ レケルヲ見テ、城中ヨリ吾モ我モト馳下ス、玉串 カ、寄手、城兵ノ伏を知伏兵ノ真中へ切懸ル、牛尾 懸出レトモ、敵早引退、 頸ヲ捕、 同六日互ニ伏兵ヲ置敵ヲ欺ントシケル 香川郎等三宅追縣敵一人切 猛勢ニ突立ラ

香川家軍功略記 吉川家中并寺社文書二

『大日本史科』第十編之三

光景 美作守

成侯
成侯
、玉串監物・真木勘兵衛等攻メ、伏勢ヲ置、
侯、玉串監物・真木勘兵衛等攻メ、伏勢ヲ置、
妖外ニ欺出シ戦ヒ、大崩ニ相成ヲ、城中ヨリ光
が会。
、大崩ニ相成ヲ、城中ヨリ光

へ突貫ハ小膝ヲ折テ倒タリ、跡ヨリ大勢続テ頸取間

春継 兵部太輔

(中略)

八十騎ヲ具シテ高田ニ趣ク、路ニテ伏兵出、春流思ニ逼ヌト聞へ、急ニ春継モ赴クヘシト、減既ニ逼ヌト聞へ、急ニ春継モ赴クヘシト、減既ニ逼ヌト聞へ、急ニ春継モ赴クヘシト、

及り進引退ケリ、又モヤ寄ント待処ニ品川市右衛門

堪敗軍ス、先陣ノ大将討レケレ

ハ後陣ノ備前勢モ不

突立兵部ニ声ヲ懸タリケリ、扨玉串打レケレハ敵不

石見守ハ向ノ尾ニテ植野カ勢ニ渡合二人ナカラ敵ヲヲ一人ハ猿渡、一人ハ宗像突倒ス、香川佐渡守・同置鑓提デ立タリ、香川カ郎等猿渡走来敵二人来ケルモナケレハ兵部突伏タル識ニサスカヲ抜テ玉串ニ刺

被抽御馳走之由侯、 其表任存分候者、一廉可申談候、委細先書申候、 重畳期吉事候、 其儀御内衆被相勇、 誠御入魂之段、更不及言語候 堅固御覚悟肝要候、 頼入候、 猶 以

七月廿一日 、恐々謹言

輝型元 (花押影

(花押影

安立十兵衛尉殿

「吉川家中并寺社文書」では料紙を「半切」とする。

蔵田元貞・香川光景連署起請文写香川家文書

日本国中大小神祗・八幡大菩薩・天満大自在天神 於此方少茂疑申儀有間敷候、若於偽者 殊更御息御女中之儀俄不慮之儀付而、 今度爰許御籠城、別而御馳走被抽御粉骨之段無比類 殊厳島大明神可蒙御罰者也、仍神文如件 一篇被差切無二之御覚悟不浅、然上者乍勿論 『山口県史』史料編 中世2 雲州牢人雖取

七月廿一日 香川美作守 光景(花押影

永禄弐年

蔵田与三右衛門尉

元貞(花押影)

安立十兵衛尉殿

○「吉川家中并寺社文書」は廿八日付けで、料紙を「竪 白紙熊野牛王継合」とし、花押部分に「血判」とある

毛利元就·同輝元連署書状 備中原家文書

> 歌景忠父子〈可被相心得事、可為本望候、猶香川弥景忠父子〈可被相心得事、可為本望候、猶香川弥皇之候、後妻と、太慶候、 仍於其表一所可進置之候、骨不浅段、太慶候、 仍於其表一所可進置之候、 今度作州表諸牢人乱入付而、 長·蔵田与三右衛門尉可申候、 殊御方事、高田在城候而、別而馳走之由、 八月廿日 貴殿預御入魂候、 、恐々謹言 輝元 (花押) (花押)

原太郎左衛門尉殿

長就連・国弘高実・香川光景連署起請文写

香川家文

『山口県史』史料編

中世2

「礼紙ノ頭折紙ノ上書

若此旨於偽者、可蒙 申候哉と思召候而者、口惜候、毛頭致取沙汰間敷候、 之趣、互晴胸中候て本望候、自然此儀下陣なとへ可 而可有御上国候、於御進退族ヶ間敷取沙汰候間、連々 今度至下口雇申差下候、 無御等閑印二存知当通申談、乍勿論、無弐之御覚悟 安達十兵衛尉殿此紙表二朱印ノ形チ見へ金 御愁訴等、 彼是以無疎心可申分覚悟候 乍憚使者一篇之儀候間、 軈

島大明神、天満大自在天神御罰者也、仍神文如件 日本国大小之神祗、八幡大菩薩、祇園牛頭天王、 永禄十弐年 厳

八月廿一日

香川美作守 光景(花押影)

> 森脇覚書 九州御陳之事

敵六人討取候、翌日戦ニ香河右衛門大夫・門田弥二 (当年後) 大、其外加番被置候、加番之内、雲伯衆熊野を初而夫、其外加番被置候、加番之内、雲伯衆熊野を初而 替仕候、 郎打死候、玉越監物物頭ニ而参候を、香川兵部鑓下 退候付而、香川兵部を被遣候、備前岡本・長船・赤・ 鹿介申談、番所二火を懸、二丸兵粮前悉焼はらひ罷 て候、是も高田城番仕候が、鹿介より内通候で、 にてつきふせ討取候、又佐伯と申、鹿介あねむこに 大乃美修理・香川宗右衛門・財間新左衛門討死候、 斉藤頭三而取懸侯、十月五日、山下二而一戦侯、其時、 一作州高田之城二八香川左衛門尉光景・長左衛門太 討手のもの仕損候を、香川兵部討果候 一戦国期中国史料撰

安西軍策 巻第四 雲伯近国侍属尼子事付雲石兵多帰国事

倉ノ城攻取、又美作ノ芦田・三浦・市カ一族モー味 其勢六千余騎ニ及タリ、赤松カ牢人馳集テ伯耆国岩 尼子勝久雲州ニ入ショリ以来、城ヲ掠取事十五城、 『改定史籍集覧』第七冊

国弘隠岐守

岡山県古文書集』第二輯

高実 (花押影)

長左衛門尉

就連(花押影)

〇「吉川家中并寺社文書」では料紙を「竪牛王之裏」とし、 「巻封ニシテ上書」に「安達十兵衛尉殿」とあるとする。 安達十兵衛尉殿まいる

毛利元就·同輝元連署書状写(切紙) 香川家文書

可令申候、先聞懸二申計候、此由宇山方へも可被相 就今度高田表之儀申付、 方分捕一所衆等粉骨之次第、祝着千万候、何様追々 各被申談悉被討果候、殊御 『山口県史』史料編 中世2

二月廿六日

輝元

元就 (花押影) (花押影)

安達十兵衛尉殿

○「吉川家中并寺社文書」では料紙を「半切」とする。

毛利元就·輝元連署書状写 小川右衛門

就今度高田表之事申付儀、別而令心遣、悉討果之候 寔以悦入候、殊其方手江数輩討捕之由、感悦之至候、 一所衆中歷々被疵之由候、粉骨之段祝着候、能々可

『萩藩閥関録』第一巻

(花押影) (花押影) 申聞事肝要候、謹言

二月廿六日

小川右衛門兵衛尉殿

作州高田城主覚書 下岩牧文書

永禄十一年二月十九日二芸州衆、長・川・志ん三人 『久世町史』 資料編 第一巻

たはかり貞守二腹ヲきらせ申候

する 長就連・香川光景、注連大夫に高田領の社役を安堵

長就連・香川光景連署書状 美作岡田家文書

『高野神社の文化財』

之在所之儀、於両人者不可有余儀候、恐々謹言 申之通承知候、左候間、 作州西郡之社役、自前々其方存知之儀候哉、就其被 高田領之内当座ノ我等裁判

十月廿三日

光景 (花押)

香川

長

就連 (花押)

注連大夫殿

これを賞し所領を宛行うとする 牧菅兵衛尉、金田氏等の敵対に随身せず。三浦貞広 永禄一二年(一五六九)

三浦貞広感状写 美作国諸家感状記 大庭郡久世村牧家

諸給人別相除之、百貫前之事宛行候、弥可抽忠心者 今度金田源左衛門尉敵心之処、不組彼衆中、到此方 罷退之段、誠神妙侯、為其忠儀、月田惣領分之内、 『久世町史』 資料編 第一卷

永禄十二

六月八日

仍状如件

真広

牧菅兵衛尉殿

作州高田城主覚書 下岩牧文書

ヲ切取 名ヲ才五郎殿ト申ヲ取立、元亀元年七月二先つ篠向 然レ共牧ハきりぬけ、備中二居ル貞久之御子貞広、 『久世町史』 資料編 第一巻

力で高田城を攻める 美作牢人衆、尼子氏を支援して蜂起、浦上宗景の合

毛利元就·同輝元連署書状(切紙) 香川家文書

こて一所可進之候、弥忠儀肝要候、尚香川美作守可 気口惜候、此節其表之儀以馳走相拘候者、静謐之上 骨之段無申計候、仍雲伯忩劇付而在所辺相破之由朦 態申候、某元之事、 各堅固之覚悟誠大慶之至候、粉 『山口県史』史料編 中世2

申候、恐々謹言 七月廿一日

^(金)輝

(花押影)

元就 (花押影)

安達十兵衛尉殿

進之候

○「吉川家中并寺社文書」では料紙を「半切」とする。

毛利元就・同輝元連署書状写(切紙) 香川家文書

其表之儀御人数普請已下、不準自余別而 「山口県史』史料編 中世2

追而中候、

為替知と有岡弥兵衛分まいらせられ候、 」出入有間鋪候、 、弥二而奉公肝要候、恐々謹言 於此儀

六月廿六日

貞吉判

河元

宗左衛門尉

貞秀判

○次掲史料は年未詳であるが、しばらくここに収める。

松井又左衛門殿

三浦貞広書状写 船津家文書

何れ二て成共見合候而可遣候、委ハ草平申渡候、恐々有岡弥兵衛分之儀、田壱町無之候ハヽ、牧原か又者 『久世町史』 資料編 第一巻

三月十五日

貞広判

松井又左衛門殿

高田衆が目木村の神森、次いで篠向城下で岩屋衆と 中尾名

馬渡名 家重名 重延名

一松本名

一鞍縣名 一於路名

真尚 (花押)

大庭郡久世村中山

三浦貞広感状写 美作国諸家感状記

以上

[久世町史] 資料編

永禄十年

八月吉日

牧兵庫助

尚春 (花押)

美甘助右衛門尉進之候

如件

無比類、

太刀一腰送訖、

弥可被抽軍忠者也、

仍感状 高名就 第一卷

今度神森合戦之砌、入江主計頭被討捕候事、

永禄十年七月廿六日

中山三郎兵衛尉殿

牧左馬助覚書 第三条 美作国諸家感状記 大庭郡社村

牧九郎左衛門所持

明年大庭郡篠向城山岩屋衆取懸候時、岩佐勘ケ由 同人より感状給候事 与申者与某罷出、山下ニ而首弐ツ討取申候段、 『久世町史』資料編 第一巻

恐々謹言

八月三日

牧兵尚判

有等閑候、委曲宗蔵へ申候間、具二可有御物語候 送給祝着申候、仍而存分之事承候、我等事少も不可 御うとし、敷折節、御左右承本望候、

殊二樽代拾疋

『久世町史』資料編

第一巻

える 牧尚春、 太河原貞尚の所領書立に加判し美甘氏に与

〇年未詳であるが、しばらくここに収める。

美甘御宿所

太河原貞尚·牧尚春所領書立(竪紙) 美甘文書

|岡山県史||家わけ史料

(前欠力)

守(盛)も自刃するという

三浦衆等、小早川勢に討たれる。三浦貞広の祖父貞

永禄一一年(一五六八)

小早川隆景書状写 吉川家中并寺社文書四

[天日本史料] 第十編之三

其外逆意之輩、被討果候、 御心仕推察

今度三浦衆、

頓相調者本望候、

時儀弥可承候、

恐々謹言

二月廿六日

隆景公御判

安立十兵衛尉殿

進之候

- 33 -

牧尚春書状写 美作国諸家感状記 大庭郡社村美甘平十郎

并従弟喜兵衛・長五郎三人所持

〇本文書は検討を要する。

貞広

之業」、郡郷共発、撃壌之歌」、仍短札如、件 于、時永禄九年丙寅五月十八日沙門宝月房謹書

三浦貞広、浦上宗景の計らいで所領支配を継続し、 斎藤親実から配慮の誓約を受ける

斎藤親実起請文(竪紙) 石見牧家文書

国中大小之神祇、殊二者当国三社、八幡大菩薩・天 就夫吾等式事、貴殿御近之儀候条、彼御進退之儀 満天神 愛宕大仙可蒙御罰存候、 随分無如在分才之可致気遣候、若此旨於偽者、日本 高田御家之儀、宗景被得御意、御調之由可然存候、 閏八月廿五日 (a)上。 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二 仍神文如件 親実(花押)

(モール無切針タへき) 牧兵庫助殿参

斎藤玄蕃允

(墨引)

牧兵□助殿参

三浦貞広、山内表など諸境目に出陣する

三浦貞広カ感状写 美作国諸家感状記 大庭郡社村 甘平一郎并従弟喜兵衛・長五郎三人所持 美

寺社領諸給除候て、相残而四分一分可当行候、弥忠 付而者随分忠儀可仕之由申候間、為給知、社村之内 儀可致者也、 爰許就逗留、種々懇之段神妙二侯、然者境目取出侯 仍如件 『久世町史』 資料編 第

> 永禄九年 九月七日

三鴨助右衛門尉殿

上之城下ニ而、首弐ツ討取申、右同人より感状給

三浦貞広感状(切紙) 美作美廿文書

今度山内表両度動申付候処、案内者仕、如存分之申 仍感状如件 神妙候、弥致気遣、所々無異儀可申付事肝要候 拾月廿四日 『岡山県史』家わけ史料 貞 (花押)

美甘助右衛門尉殿

三浦貞広感状(切紙) 美作美甘文書

之由、毎度心懸神妙侯、弥可抽忠儀者也、仍而感状 去七日二久田表朝懸申付候処、坂手藤次郎二鑓付仕 『岡山県史』家わけ史料

貞(花押)

十一月九日

美甘助右衛門尉殿

牧左馬助覚書 第一、二条 村牧九郎左衛門所持 美作国諸家感状記 大庭郡社

某十六歳之時、真島郡有為山之城主由井宗四郎と 申仁与及合戦、太刀打仕、則三浦貞広より感状給 【久世町史』 資料編 第一巻

同歳、作州岩屋・高田取合之時、大庭郡樫村高の

永禄一〇年(一五六七)

氏等に宛行う 三浦貞広、闕所とした金田・舟津氏等の所領を松井

三浦貞広書状(竪紙) 石見牧家文書

居分之由候而、于今遅々候、金田蔵介分の為替地可遣 長田之内金田与兵衛分笠原扶持仕候、然八長田衆土 候、此由山禰・入沢所可申遣候、何かと申候共、堅 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

可令異見候、恐々謹言 (株)

真広 (花押) 貞広

三浦貞広知行宛行状写 船津家文書

其方身体二可分仕候、少茂不可有相違者也 舟津与三兵衛分之儀內々望之由候条、我等本意以上、 六月十九日 公皇衛門慰 『久世町史』資料編 貞広判

河元貞秀·草加部貞吉連署書状写 船津家文書

とにてハー色少もふけなしニ相調申候、廿五名之内、 今度舟津与三兵衛分之[人世町史』 資料編]進之候、山内、又さ 第一巻

牧兵庫助殿御宿所

三浦貞広、 高田城を回復するという

作州高田城主覚書 下岩牧文書

右貞勝腹ヲ御切候時、 禄九年九月ニ高田つぶさ山へ直申候、 も貞広ニも祖父ニテ候 牧一とう三浦貞守ヲ取立、 『久世町史』 資料編 第一巻 右貞勝二

じる 三浦氏、 浦上宗景による三星表攻撃の軍勢催促に応

浦上宗景書状写 美作国諸家感状記 久米南条郡下神目

村二郎左衛門所持

被合情者可為祝着候、 余日之条、 御人数之儀申入候処、歴々被指出喜悦候、年内ハ無 御折紙拝見本望之至候、如仰此度者就三星表働之儀 至明春ハ早々可覃行覚悟二候、 委細岡本所·可申候条、 『久世町史』資料編 其節猶以 第 不具

・・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・

< 十二月十二日 三浦殿御返報

宗景

を受ける 牧尚春、合戦に先立ち美甘氏より異心なき旨の誓紙 永禄九年(一五六六)

牧尚春書状(竪紙) 美作美甘文書

申事可然候、此上以弥御取合不被油□存候間、 芳身向後迄、別心有間敷之由候て、宝印飜、血判被 心安候、為後之□筆、如件 二月□日 |岡山県史||家わけ史料 尚春 (花押) 可御

美口助右衛門尉殿

〇当時の状況から考え、ひとまずここに置く。

する 尼子義久、高田衆の寺社建立に私領内の段銭を免除

尼子義久書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

牧兵庫助殿

(墨引)」

聊不可有相違候、恐々謹言 并私領分反銭之事、承候条、令免許候、何茂於向後、 其江契約之地之内、寺社可有建立之由、 得其意候

一月廿日 牧兵庫助殿

義人(花押)

宝月房勧進帳写 作陽誌 真島郡寺院部 真言宗

神村

|新訂作陽誌||三

請」分上蒙二十方檀那助成一造中立美作国真島郡神林寺

本堂、状 当山開闢和銅二年之比、里民弥次・弥三兄弟者入

御堂造営速成也、永禄七年甲子七月十九日不」図火 高田城主平朝臣三浦駿河守貞連付,沙門、投,財産 白河法皇叡聞 , 御志甚重、剰寄, 田代 , 今神毛是 此山,逐」獣、 勧|奉加|、凡諸仏悲願雖」無|勝劣|、誰不」致|誠於 語道断也、故馳,走東西,、覓,修功,、徃,還南北,、 房、依,曩昔善縁、奉、拝,大慈悲尊顔、其時分野言 災、又起而一時成 | 灰燼 | 、爰隣山普善寺新発意宝月 之角」、其後衆僧微力、難、営」修造」、然処文亀之比、 畢、応仁丁亥歳、郡内凶悪之族、於,仏閣,有,干戈 郷之人民等捧,,公物,、毎年不易之舎利会令,,執行 茲前右大将源賴朝、仰一此尊霊験一而当国西六郡十七 也在日名村、従」爾為一個祈願所一、仏閣・僧坊双」甍 大唐,所,求得,之仏舎利,、為,当寺開山,、恭達,後 其後経,|四百八十余星霜|、入唐沙門円誉、以上従 日山·日心 | 、然建 | 一字草堂 | 、安 | 大慈大悲尊像 | 、 儼然、兄弟感淚銘」肝立、発,菩提心,、其法名曰, 遂,周備荘巌,、若、然者結縁道俗開,現世安穏之栄花 、合力貴賎、 微善成,仏道」、小因感,大果、冀以,巨細奉加」、将 |此尊|、耶鉄木不」簡|大小|、絹布不」嫌||尺寸|、 忽有,金色光,、怪而見」之、千手尊像 登,後生善所之宝蓮,、国家久伝,平均

永禄八年 (一五六五)

という 三浦氏の家臣、舟津与三兵衛が讒言により自刃する

舟津先祖之系図 船津家文書

「久世町史」資料編 第一巻

采女 貞供 貞政

舟津先祖之系図

玄蕃 貞吉 左近

貞次

源太 貞家

弹正左衛門貞政

而死去、則下屋敷組村に舟津八幡と祝、 守公之妹、享禄元年六月十五日七十八二 半分より西へより石之雁木口、丑寅之 高サ四五尺ノ築地、北ハ高岸、南向之門 作州真島郡高田大津□□□主、従 三浦 六月十五日、九月十五日村中祭礼仕候 方にお方屋鋪あり、弾正左衛門母ハ遠江 十七八間、東・南・西之三方二拾弐間 十名之内、下屋鋪組村、長六十間、横三 貞宗公、貞国公御代迄代々家老、 知行五

舟津与三兵衛貞家

享禄元年より永禄八年迄、右本知之内廿 二讒言二付切腹、五十歳二て死、法名紅 五名為跡目下被下之、永禄八年七月九日

月宗円、内方法名ハ春岸妙心、三月廿一

祠祭」之

舟津与惣次郎貞平

も二而類火二逢、感状・折紙数通焼失申 十四年九月廿五日七十四才ニ而死ス、法 才ニ而死ス、法名窓嶽道休与号、内方同 致住居ス、寛永元年十月十三日、五十九 候、夫より天正十年二作州久世村へ帰参 名薫誉妙遍与申候 広公松井又左衛門へ被遣候由承候、おか 永禄八年弐歳之時母家来藤井孫平ヲ召 父与三兵衛跡式ハ、従 三浦次郎貞 伯刕おかも藤井弥三郎方へ立のき申

(後略)

作陽誌 家系 三浦貞久女子 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世

新訂作陽誌。三

女子嫁。家臣舟津弾正、弾正永禄初、依、讒誅死、 也 津社是也、祖舟津玄蕃至,|弾正|五代、世三浦長臣 其霊為、妖、貞勝復、其家、立」祠奉、邑、 弾正子曰, || 与三兵衛 組村舟

作陽誌 真島郡古跡部 高田庄 舟津屋敷

舟津屋敷 左衛門旧宅也、永録初遭」讒弃」市、後人憐而立」 二 同 @ 村」、有山小祠」、三浦臣舟津弾正 新訂作陽誌

> し所領の宛行を約束する 牧尚春、久米南条郡原田にあり。尼子義久これを謝

尼子義久書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

(対紙ケハ豊)

年晴久契約之地、不可有相違候、若於差合儀者、雖 不足候、北賀茂可宛行候、以此旨、其堺目知略肝心 于今此方為届、原田在身之由、無比類候、就其先

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ぎ 言 八月廿日

牧兵庫助殿

義久(花押)

立原久綱・森脇久貞・牛尾幸清連署奉書(切紙) 見牧家文書 石

可有御知行候、 北賀茂可宛行之由候、以此上、両所二一方者、是非 候、若相違之儀候者、東郡之内大原・新野、為替地 今度被任本意候者、先年晴久契約之地、 委細福久江申渡候、恐々謹言 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二 必可進之旨

八月廿日

永禄八

幸清

(珠路) (花押)

金原久貞 (花押) (花押)

家系 三浦貞勝子桃寿丸

『新訂作陽誌』 三

〇「作州高田城主覚書」に桃寿丸のことは見えない。

『新見市史』通史編上

三浦貞勝墓碑銘

新見市千屋井原字蓬所在

作州高田城主三浦貞勝

(右面)

炒法文翁院宗順大居士炒法文翁院宗順大居士

(正画)

(裏面) 備中阿賀郡井原村

本願施主

并 蓬草里村并入野

同国同郡新見町 近藤勘兵衛

○この墓碑は自然石で、同地の薬師堂裏にあるとされる。

備中地誌 阿賀郡

古城 麻苧出ル 三浦定勝塚 岡山県立図書館架蔵

山奥村

葛龍畑山古城

〇本書は備中国の地誌で、享保二年(一七一七)成立。

備中集成志 第五之巻 古墳之部

『備中集成志』

一三浦貞勝墓 同郡山奥村二有 帰山東京

〇本書は備中国の地誌で、宝暦三年(一七五三)自序、

同

虎倉聞書 類暴虎倉記二

(****) り遣申候、是秀家公の御母儀のよし つれ備中之内にかくれ居申を、何者やらん直家へと つれ備中之内にかくれ居申を、何者やらん直家へと できまし、高田落城之節、親類江川小四郎与申者、女姓を できます。 できまます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できまます。 できます。 できまする。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できまする。 できます。 できます。 できます。 できまする。 できます。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまます。 できまする。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でする。 できる。 できる

○三浦能登守は、後掲する「渡辺道因奉公書」に拠れば、三浦貞広の受領名とされており、弟貞勝の室は確かに能

虎倉記 類纂虎倉記三

罷越居申候内、土井三郎右衛門ヨリ虎倉伊賀殿へ 福島六郎右衛門ハ、土井治郎右衛門死後跡式受取、 福島六郎右衛門ハ、土井治郎右衛門死後跡式受取、 下土井村木戸ノ屋敷へ罷越、則土井ト改居申候、 下土井村木戸ノ屋敷へ罷越、則土井ト改居申候、 下土井村木戸ノ屋敷へ罷越、則土井ト改居申候、 下土井村木戸ノ屋敷へ罷越、則土井ト改居申候、 下土井村木戸ノ屋敷へ罷越、則土井ト改居申候、 下土井村木戸ノ屋敷へ罷越、則土井ト改居申候、 下土井村木戸ノ屋敷へ罷越、則土井ト改居申候、 下土井村木戸ノ屋敷へ罷越、則土井ト改居申候、 下土井村木戸ノ屋敷へのでは、 で、カスエ田ラ頼

トー所ノ書上、福島ノ系図ハ書上不申候トー所ノ書上、福島ノ系図ハ書上不申候、本名ハ福島ニテ、然共御尋ノ時分土居仕、殊ニ母方ノ守神玉藻明神ヲ尊行イタシ下土井六母ハ三浦能登守娘故、父母先祖慥成筋目書所持六母ハ三浦能登守娘故、父母先祖慥成筋目書所持六母ハ三浦能登守娘故、父母先祖慥成筋目書所持六母ハ三浦になる。

岡山藩士渡辺道因奉公書 医師家譜

師 渡辺道因 號交聖公上長

医

ハ三村修理進源元親知行高ハ不存一自享禄年中至天正二年迄、備中上房郡松山之城主

一同年代下道郡鬼ノ身之城主ハ上田近江守家実 右

同年代美作真島郡高田之城主ハ三浦能登守貞広

(中略)

○貞広の通称は才五郎(道祖五郎)、次郎が知られているが、 三村元親が尾張守と改名したように、最末期に能登守と

九月三日

誠明(花押)

中尾四郎兵衛殿

まいる

永禄七年(一五六四

る 尼子義久、倉敷江見氏を通じ、 三浦道祖五郎(才五郎、貞広)の帰国を認めるとす 高田衆の働き次第で

尼子義久書状(切紙) 石見牧家文書

一岡山県史』家わけ史料

森田大蔵永殿

江見伊豆守殿

小坂田但馬守殿

何分二茂計略肝要候、幸三浦人躰、爰許在身之儀候 追而申候、去年以湯浅、久盛被仰越候キ高田之儀

起別家可宛行候条、不可有違儀候、 彼方於入眼者、即差上可成、則宇山右京亮事、 従是茂可申候、猶相含口上候、恐々謹言 於旨趣者急度示

江見伊豆守殿

二月九日

義久(花押)

森田大蔵永殿

小坂田但馬守殿

〇封紙は東大史料編纂所影写本で補った。

江見久資他五名連署請文(竪紙)石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

卯月五日

仍請文状如件

紙・八幡大菩薩・天満天神、殊者氏神可蒙御罰者也、

分雲へ申理、被成御上国候様、気遣可仕候、以相調 ^{配主養公} 就道祖五郎殿御進躰之儀、御懇状得其意候、涯

向後互入魂可被申、此段偽者、日本国中大小神

田中信濃守 誠口 (花押)

井上右兵衛尉

誠清(花押)

森田大蔵丞

尚盛(花押)

野口与一兵衛尉

誠次(花押

小坂田但馬守

(花押)

法名称名院殿真月宗金

外資(花押)

江見伊豆守

(モト礼紙切針ウハ書)

以下于北部

久資 」

○礼紙は現状では断簡となっており、うち差出部分「江見 伊豆守 の前に置かれている。 牧兵庫□殿御返報 久資 (花押)」は本紙の奥に、ウハ書部分は本紙

三浦貞勝、家臣の離反で自害する。貞勝の室はその 後、宇喜多直家に迎えられその室となるという

作州高田城主覚書 下岩牧文書

ヲ切らせ申候、其時、備前中納言殿御代節大方ハ貞 心替り致し備中松山ノ家チカトムネヲ合、貞勝二腹 永禄八年十二月三金田ハ三浦ノヒクハンニテ候へ共 一御成候、中納言殿ハ其後ノ御子也 勝御代ニテ候ヲ、牧右衛門尉引取、其後直家ノ御代 『久世町史』資料編 第一巻

○貞勝の室はのち直家に迎えられその室となり、秀家を生 も誤り。円融院の院号のみが伝わる。 実名は「太万」「鮮」 「福・ふく」とされるがいずれ

作陽誌 系 三浦貞勝 真島郡山川部 高田庄 大総山城三浦氏十三世家

号|孫九郎|、後改|遠江守| (中略)、歳二十

作陽誌 真島郡寺院部 真言宗 神村山神林寺

上人塚 死者百余級、瘞」首骸於」」此因名」首塚 張||兵於||加那女岐山|、与||篠向城兵||相戦、 孰是,也、又去,本堂,西十二町有,首塚,、寺僧嘗 ||上中山三郎兵衛者||鏦-殺之」、是其墓也、未」詳 貞勝弟也、以其負、武毅、兼田常嫉、之、至」此窃令 八年高田城主三浦貞勝家臣兼田叛、神林寺上人者 在一本堂東一、開山円誉上人墓也、一説永禄

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏士三世

弘治三年(一五五七)

作州高田城主覚書 下岩牧文書

ヲ河内ニ御なし候 渡シ退申候、其時より三浦貞勝城主也、牧右衛門尉 永禄二年三月二三浦貞勝飛騨ヲ責、大合戦候テ城ヲ 『久世町史』資料編 第一巻

○「作陽誌」の「三浦氏士三世系図」には、 九郎、後改遠江守」とある。 貞勝は「号孫

真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏士三世

家系 三浦真久 勝得」利、宇山出走、 (中略) 永禄二年三月起」兵、 此時三浦臣金田加賀於,高田 討字山、大 |新訂作陽誌||三

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 高田川

大奈留川会, 于此, 、其下名, 下尻, 、神代川会, 于 下一町許有 金田瀬 、金田加賀戦死地也、本江村 有| 稱刹 、 因名、 其下有 | 土橋、 長四十二間、 城下有一栃淵、高田村横部村界也、 其下寺淵、 新訂作陽誌三 其 古

宇山誠明、西美作の諸社で造立等を行う 八幡宮在「美甘村」、鳥井牓云、 右衛門、時弘治三年二月九日 勝氏宇山右京亮真明、 真島郡神社部 美廿庄 代官一衣助兵衛并內郡十郎 八幡宮鳥居大檀那 『新訂作陽誌』三 作陽誌

作陽誌

真庭郡久世町大字草加部 『岡山県金石史』続 郷社八幡神社所在 川口|戦死」之

草加部八幡宮棟札墨書銘

O左に掲載。全長三尺三寸六分、幅三寸八分、厚五分、 先高五分。現在は所在不明である

する。またこの時金田弘久が戦死するという 弘治四年・永禄元年(一五五八)か 牧右衛門尉等、三浦貞勝を擁立し高田城を攻め奪回

宝玉癸在神 日供四海水禅光院鍛冶人工清水源長蓋勝源秀総と まるなが がままな に対する こっぴる ころが 二月三日上封

永禄四年(一五六一) 三村家親、

地」、其下曰,奈久止淵」、備前往還之舟着次焉

三村家親書状写 備藩古文書 巻之三 津高郡小森村又 西美作へ侵入し真島郡月田口で交戦する

次郎所蔵

大谷久助被討捕、剰左足之被太刀疵候、重々粉骨之 今度作刕州月田於御頸之合戦、別而之手砕、 励戦功事肝要候、猶竹井宗左衛門可申述候、恐々謹 至、無比類侯、仍太刀一腰進之侯、 尚以、 為褒美と銀子一枚遣之候、 東京大学史料編纂所架蔵 向後尚以、 以上

永禄四年 六月七日 家親 (花押影)

菱川右京亮殿

じることを約束し、通路の確保を命じる 宇山誠明、 永禄六年(一五六三) 中尾四郎兵衛へ美作西六郡の商人問に命

宇山誠明書状(折紙) 美作中尾文書

旨御意候、然者通路等之儀馳走肝要候、恐々謹言 作州西六郡商人問之儀、 御弓箭以御本意上可被仰付 『久世町史』資料編 第一巻

永禄六年

宇山右京亮

建立 当礼宫貴 武運長久 安穏諸人快楽

(裏面

奉

(表面)

艺

→方 宝語家无忌 光速人地旦那宇山右京助勝部誠明本願平木奉行中門四郎衛之時弘治三年

홣

- 27 -

天文二〇年(一五五一)

太河原貞尚、美作に出勢した尼子晴久の先駆けを務

証如上人日記 天文二十年(一五五二)十月条

文中断 郎兵衛へ、太刀・馬代、△大石三郎衛門へ、太刀・ 原孫三郎へ、太刀・馬代此人、尼子刑部少智、(資商) 同子孫四郎へ、太刀・馬代・梅染三端遣之、△大河 書・太刀恒慶、上下五貫計 札・太刀目光田舎作、・馬代黄金遣之、為使僧対馬内兵 太刀にも余慶持之、使僧明朝可立分也、此次二(下 金十弐両出之十五貫金又自然之用心二金五両朱半持之、 部卿、号芳春軒越之、△尼子式部少輔戦歩也、依本以直 左衛門へは第少輔太刀・馬代、△此奥六人へ為馬代・ 十五日 △立原二郎衛門へ、太刀・馬代、△深田四郎 尼子民部少輔至美作令出張之間 · 馬代金十両 『石山本願寺日記』 下巻 △屋葺七

作州高田城主覚書 下岩牧文書

「久世町史」資料編 第一巻

三番目ハ貞尚トテ岩屋ノ城主

尼子晴久、三浦才五郎(貞広)の知行を安堵する

尼子誠久·牛尾幸清連署書状(竪紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

申縮、 調候、此上二牧兵於難渋者、悉不可有其曲候、此等 要候、最前神文牧兵望之由候つれ共、弥晴久前為可 才五郎殿家之儀、今度取扱之姿、弓矢八幡茂照覧候 延引候キ、諸知行出入、既三加袖判、

之趣可被仰達候、恐々謹言 十二月十六日

幸清(花押)

誠久(花押)

(捻紙ウハ香)

尼子式部少輔

牛尾遠江守

大河原孫三郎殿御陣所 誠久

尼子晴久袖判尼子誠久·牛尾幸清連署知行書立(緊

紙 石見牧家文書

晴久 (花押) 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

高田荘并草賀部村

久世保

大庭保惣領分

真島荘

古見・田原但除国領

赤野郷除上原分

垂水郷除国領

関・一色

月田 除国領

井原郷除国領

美甘新荘・本荘除国領

仕候也 右此旨高田衆へ可被仰渡候、 為向後、 晴久袖判被

牛尾遠江守

十二月十六日

尼子式部少輔 幸清 (花押)

誠久(花押)

大河原孫三郎殿

太河原貞尚書状(竪紙) 石見牧家文書

(モト端拠捻封ウハ書カ) 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二 太河原

者、我々事、対才五郎殿申、 就御家之儀、 (墨引) 牧兵庫助殿御宿所 十二月廿一日 晴久前之申縮、 日本国大小神祇・弓矢 既誠久以神文被申候上 貞尚

貞尚 (花押)

宇山久兼、 天文二四年・弘治元年(一五五五)か 化生寺に玉雲権現の像立を行うという

作州高田城主覚書 下岩牧文書

^{常以養} 弘治二年二化生寺二玉雲野御エイヲ作、三浦不入、 飛騨ヲ守候様ニト建立ニテ候へ共 『久世町史』 資料編 第一巻

○同覚書の年次の多くは、他史料との比較から一年のずれ があるとみられる。よってひとまずここに収め、以下の

三浦貞久感状写 下河内牧家文書

下知如件 可申付候、当弓矢於開運者別而可加褒美者也、仍而可申付候、当弓矢於開運者別而可加褒美者也、仍而候、然者当知行并代官所与力等候儀聊以相違、如前々候、然者当知行并代官所与力等候儀聊以相違、如前々

天文十六

牧幸松殿

貞久判

天文一七年(一五四八)

三浦貞久、尼子氏との対峙中に病死し、高田城も落

作州高田城主覚書 下岩牧文書

去するという

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城三浦氏十三世家系 三浦真久

十七年九月十六日貞久病死、法名正法院殿月江良貞久 初号,|下野守,、後改,|上野介, (中略)、天文貞不 初号,|下野守, 後改,|上野介, (中略)、天文

(後略)

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城三浦氏十三世家

三浦忠近

系

久 相戦、軍敗自殺忠近 号 美濃守 、居 麓城 、天文年中与 尼子晴忠近

作陽誌 真島郡山川部 美甘庄 麓城

|新訂作陽誌| 三

矣 " 在, 麓村, 、天文年中城主三浦美濃守忠近、与麓城 在, 麓村, 、天文年中城主三浦美濃守忠近、与麓城 在, 麓村, 、天文年中城主三浦美濃守忠近、与麓城 在, 麓村, 、天文年中城主三浦美濃守忠近、与

○年未詳であるが前掲文書との関連からしばらくここに収める。麓城は真庭氏美甘に所在する山城で、腹切石も河める。麓城は真庭氏美甘に所在する山城で、腹切石も河

作陽誌 真島郡古跡部 井原郷

|新訂作陽誌||三

○年未詳であるが、前掲文書との関連からしばらくここに与」三浦美濃守」相戦而死、柴田及其党六人之墓也等」三浦美濃守」相戦而死、柴田及其党六人之墓也柴田塚 在「岩井谷村」、柴田助丞者於「本村浅井乢」

作陽誌 真島郡山川部 高田郷 大料城

山東面属,|本江村,、山西面属,|神代村,、失『新訂作陽誌』三

大料城

山,、麓有,古墳,、嘗瘞,城兵,地也
"城主姓名,、山高百八間、半腹古道僅通、山上乏,城主姓名,、山高百八間、半腹古道僅通、山上乏

作陽誌 真島郡山川部 高田郷 陣山

有, 屯跡; 本江村、尼子兵方, 攻, 高田城, 、陣, 于此, 山、上本江村、尼子兵方, 攻, 高田城, 、陣, 于此, 山、上陣山, 在, 清田川西, 、此山北組村、東横部村、南

〇尼子氏の在陣はこの時か、しばらくここに収める。

高田城下の妙円寺が再興されるという

作陽誌 真島郡寺院部 金原山妙円寺

年戊申法性院日能再興焉、開基不」詳矣金原山妙円寺者在,高田村,、去」府七里、天文十七金原山妙円寺者在,高田村,、去」府七里、天文十七

三浦貞久の子駒徳丸、没する天文一八年(一五四九)

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏士三世

『新訂作陽誌』三

秀童子 秀童子 天文十八年三月廿日早世、歳七歳、法名源

尼子国久父子等、高田城等を攻めるという天文一三年(一五四四)

安西軍策 巻第二 尼子紀伊守陥美作之諸城事

『改定史籍集覧』第七冊 通記類 (東文十三年) 『改定史籍集覧』第七冊 通記類 (東文十三年) 『改定史籍集覧』第七冊 通記類 に アクミケルカ差捨 デ通リ、頓テ奴田表へ陣替シ高野 アクミケルカ差捨 デ通リ、頓テ奴田表へ陣替シ高野 アクミケルカ差捨 デ通リ、頓テ奴田表へ陣替シ高野 山久代カ人質ヲ捕、同十一月美作ノ国へ打越、浦上 山久代カ人質ヲ捕、同十一月美作ノ国へ打越、浦上 山久代カ人質ヲ捕、同十一月美作ノ国へ打越、浦上 山久代カ人質ヲ捕、同十一月美作ノ国へ打越、浦上 山久代カ人質ヲ捕、同十一月美作ノ国へ打越、浦上 山久代カ人質ヲ捕、同十一月美作ノ国へ打越、浦上 山久代カ人質ヲ 捕、同十一月美作ノ国へ打越、浦上 加雲へ帰陣シタリ

天文一四年(一五四五)

社に社田を寄付するという三浦貞久、中蔵山円融寺を再興する。また王子権現

作陽誌 大庭郡寺院部 天台宗 中蔵山円融寺

|共永観帝所、建也、初号|別宮寺|、天文十四年春当寺者在|上河内村|、去」府四里半、与||王子権現社|

作陽誌 大庭郡神社部 河内庄 王子権現社

三浦下野守貞久再興焉事在一棟膀

『新訂作陽誌』三

鍛冶屋敷

在,同村一、省治工忠光者居」此、鋳,三浦

附社田」、到『宇喜多黄門』而没絶矣
「宮西井』・那智西井』是也、天文年中三浦貞久寄』国司依勅勧請熊野社於。河内庄』、所、謂本宮岩・新国司依勅勧請熊野社於。河内庄』、所、謂本宮岩・新王子権現社 在』上河内西谷村』、相伝、円融院馭萬、王子権現社 在』上河内西谷村』、相伝、円融院馭萬、

この頃か

見える播磨広峰社の檀那に高田城下の下市場・旦の住人が

檀那村付帳 肥塚家文書

『姫路市史』三

しもいちはこもう殿たんこんや

孫三郎

○本帳は播磨国広峰御師による天文中期前後の檀家帳。「しもいちは」(下市場)、「たん」(旦)はそれぞれ高田城下東方の氾濫原微高地と同城南麓の舌状台地上に遺称地がある。後者からは、旦坂方面に伸びる城下町の景観が窺ある。後者からは、旦坂方面に伸びる城下町の景観が窺われる。

鍛造するという
刀工忠光が高田城下の旦に居住し、三浦氏の武器を

作陽誌 真島郡古跡部 高田庄 鍛冶屋敷

『新訂作陽誌』三

麓, 家兵器, 、銘鐫, 自忠光, 者也、且者地名、在, 勝山

代官舟津国之、見明戸村八幡宮を再建する天文一五年(一五四六)

作陽誌 真島郡神社部 建部庄 八幡宮

成就、代官舟津新左衛門尉国之 八幡宮、天文十五年十月六日初、同十一月十三日 文明五年四月十九日、本願平助守、又曰、奉建立 文明五年四月十九日、本願平助守、又曰、奉建立 大幡宮 在, 見明戸村, 祭神三座、当社及金山権現

高田城下に大雲寺が開山されるという

作陽誌 真島郡寺院部 真宗 大雲美

○寺伝では天文十五年(一五四六)の開山とされる。

幸松にその跡職を安堵する牧菅兵衛尉、備中国呰部で討死する。三浦貞久、牧天文一六年(一五四七)

○新左衛門尉の実名「国之」は三浦貞国の偏諱によるか。

□□□也、仍而状如件 弥□節奉公肝要

天文六

七月朔日

貞久判

牧菅兵衛尉殿

三浦貞久赦免状写

下河内牧家文書

仍而為後日如件 て違乱仕候者我々者存間敷候条、面々可相計候者也 而松岡次兵衛一人事者面々為与力可引廻候、此上候 岡藤次、此者共面々侘言仕候間、 石井次郎左衛門・同与三郎・同太刀・同助五郎・松 『久世町史』 資料編 如前々返付候、 第 一卷

天文六

七月朔日

貞久判

牧菅兵衛尉殿

三浦次郎、岩屋城に拠り山下で合戦する 天文九年 (一五四〇)

『久世町史』資料編 第 陶隆房・同隆満・青景隆著連署書状(切紙カ)

播州与其国確執之儀、 不可然候之間、 至

彼国者以観音寺被申拵候、互御存分雖在之、此砌事、

有御堪忍、被和融候者、肝要之通、

以直札、始中終

巻

三浦上野介殿御宿所

弥調略可然候、尚浦上可申候 馳走仕候処、如此候、不便候、旁自是別而可令申候 是非候、仍牧右衛門尉、 去十三日、於岩屋山下被及合戦、始南条治部数多被 (計紙ウハ書) (異年カ) 赤松晴政書状(切紙) 三浦上野介殿 六月八日 誠肝要候、 『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二 御宿所 二浦次郎殿 春以来堅固被相践、 石見牧家文書 四郎討死仕候由候、従最前 恐々謹言

被申候、対庄・三村茂可有助言之由、令申候、 雖出張、既時取懸、被追崩之由候、御勝利無比類侯、 委細申含万勝寺候、 諸牢人事、弥御誘不可有御油断候、 去比村上左京進令敵同意、既一城取誘、 恐々謹言 不及申候、彼是 雲州衆相共 随而

岩屋寺快円日記 岩屋寺旧蔵

観音堂ノ厨子唐様、天文拾年辛出五月三日"指図

『出雲尼子史料集』上巻

始候、番匠同京ノ神左衛門尉

公方様之頭領ナリ、

三浦氏等、美作国へ出勢した尼子氏に敗北する

天文 | 〇年(| 五四一)

隆著 (花押)

(花押)

(花押)

○次掲文書と関係するものと考えしばらくここに収める。 国事、尼子方へ御口入之趣」云々と報じていたとある。 赤松左京亮(晴政カ)からの正月二十六日付の書状に「分 「大館常興日記」の天文九年二月二十七日条によれば、

三浦貞久、牧菅兵衛尉に赤野郷の内を宛行う

三浦貞久知行宛行状写

下河内牧家文書

扶持仕候、以此旨弥忠節奉公可仕事簡要也、 赤野郷之事、諸給人・社家・寺庵差除、諸役免許二 「久世町史」 資料編 第一巻

天文拾年

粉骨不及

七月一日

牧菅兵衛尉殿

貞久判

三浦次郎殿

十一月廿七日

(花押)

没落、追討八百人、築田ノ城三浦殿落去、大勢被

討畢、アサ井ノエキ殿大勢被討畢、尼子民部様

如此御高名、同亀井殿・河本殿ナリ

厨子途侯、院主快円敬白、此砌、作州篠尾中村殿

九郎兵衛、惣而番匠衆十人、又塗師藤九郎、仏壇 同助兵衛尉・当所大工井本六郎左衛門尉并都万并

上方之儀、 (men) 候由申候、千万目出存候、御気遣奉察候 色々雑説申候へ共、御寺家無事二御座

当国事、二ツわかり候て只今取相可為必定候、 申度候、恐々謹言 候へ共、無指儀候間、 預御披露候者可畏入候、将又、若狭殿別帋可令申 何二可成行候哉、子細重而可申入候、無事ニて御 公用等奔走申度候、御祈念奉頼候、呉々以誓文如 於心中聊不存如在候、此趣可然様、上々へ 不申候、 御言伝之由、能々 如

公文殿

六月廿三日

国経(花押)

御宿所

新見国経書状(切紙)

|岡山県史||家わけ史料

東寺百合文書ヤ四三九

畏入候、宗見之儀無是非候、彼跡つき之事、委細 ツ者去年分、三ツ者当年分ニ御請取を給候者目出可 御公用ニ漆指中桶六ツ弐十貫文之分ニ上申候、ニ かさはや中間五郎二郎と申あき人、只今罷上候間 ○ 纂 単)
の御請取下給候、目出存候、路次物忩候へ共、 去八月晦日之御状、 同十七日二到来、拝見申候、

当年者納帋早々上申候処、いまた無沙汰申候、 候、此者舟便宜急候間、重而以好便進之、不可有 年分も路次物念ニ而いまた不上申候、曲事迷惑仕

無沙汰候

京都大乱候処、御寺中無何事無御座候、 目出珍重

孫三郎子共かたへ、御意之趣申聞候、 申候、重而以書状、可申之由申候 畏入候之由

年預様へも御報申上候、可預御意得候

国之事今まて者無事候、雖然大略可為物忩候、重 而可申候

及申候 尼子方為合力、作州表へ干今番衆立置候、大儀不

尼子方者備後山内へ出陣候、于今在陣候へく候 年内開陳あるへく候哉、威勢無申計候、恐々謹言 十一月十日 (花押)

公文殿

〇次の新見国経書状封紙(切紙、さ函一三〇)は本文書の

『天文二癸巳十二月 □日到来

公文殿 新見備中守

御宿所

三浦貞久、牧菅兵衛尉に赤野郷の内などを宛行う 天文三年(一五三四

三浦貞久知行宛行状写 下河内牧家文書

『久世町史』 資料編 第一巻

替地也、仍状如件 面々為給所遺候、全知行可仕者也、但奉行代官職之 赤野郷前々良程之時之給人悉相除候て、其相残分

天文三年

七月廿一日

貞久判

牧菅兵衛尉殿

三浦貞久知行宛行状写 下河内牧家文書

行者也、仍而後日之ため如件、 開田・法界寺分之事、 無相違扶持仕候間、 全可致知

天文三

八月六日

貞久判

牧菅兵衛尉殿

天文六年(一五三七)

三浦貞久、牧菅兵衛尉に真島庄の内を宛行う。また 石井・松岡両氏に所領を返付する

三浦貞久知行宛行状写 下河内牧家文書

今度馳午之相届候段忠儀候、其付而於真島庄遺候、 「久世町史」 資料編

第一卷

「<u>人世町史</u>」資料編

尼子経久、宇山氏に茅部・美甘新庄等を宛行う

尼子経久宛行状(切紙) 長府毛利家所蔵文書

『出雲尼子史料集』上巻

今度遺在所之事 美甘新庄

竹辺本庄・新庄

恐々謹言 やな瀬二口

七月廿六日

享禄五年

経久(花押)

宇山殿

新見国経書状(切紙) 東寺百合文書や函二二 新見国経、美作国での戦いが継続中と報じる

『岡山県史』家わけ史料

難調候、其分可被仰付候、呉々漆桶者、 二不可有相違候、御不審有間敷候、聊尔者不可申 (前欠 少も先規

- 作州取相、于今無一途候而、細々無便宜候、せうし作州取相、于今無一途候而、細々無便宜候、せうし(※#) 当年此方虫損過分二申候、国中之儀候間、不可有 我等も迷惑此事候

こて候、少歓楽気候間、如何ニ申候哉、年預様

者 可然樣御取合可畏入候、 九月廿三日 恐々謹言

(花押)

公文殿

御返報

三浦カ孫五郎、中尾氏に月田郷代官職を命じる

三浦力孫五郎代官職補任状(折紙) 美作中尾文書

『久世町史』 資料編 第一巻

者也、仍状如件 月田郷代官職之事申付訖、於公事等ハ速可有取沙汰

天文元

十月廿一日

孫五郎 (花押)

中尾四郎兵衛殿

○発給者の孫五郎は花押から後の三浦貞久と考えられる。

天文二年 (一五三三)

三浦貞久、牧菅兵衛尉に永富保等の諸役を免除する

三浦貞久知行宛行状写 下河内牧家文書

諸役免許二一円末代扶持仕候者也 面々給所永富保之内助近名、同開田・法界寺分両所 『久世町史』資料編 第一巻

天文二

正月十三日

牧藤兵衛尉殿

貞久判

尼子詮久、新見氏等に高田城の在番を命じる

新見国経書状(切紙) 東寺百合文書や函二五

『岡山県史』家わけ史料

可申承候 尚々当年、于今無音申候、更以非如在之儀候、 慈雲定可被寄年罷候、万せうし存候、目出重而 (※#)

御公用三十貫文但漆指中只今寺納申候、御年貢方之 当年者不得幸便、于今無音申、背本意存候、雖惠 帋・漆其外少々用意仕候へ共、通路大事之由申候 も二十疋并漆二桶令進之候、可然様御届所仰候 誠表祝儀計候、去年漆小桶二進入候、公文所殿へ 儀、自尼子方合力之儀被申候、去年五月より今日 候へ、非虚言候、当国も弥可為取相候、就作州之 去春より御公用可上申心中ニて色々短足仕候へ共 旧候、御慶重畳目出存候、仍二十疋任嘉例令進候 成行候、先以可御心安候 当国も人により敵一味候、然共又、尼子方理運に いたり、子共番替二高田表二立置、大儀不及申候 下仕候間、乍存知罷過候、此申事、大師も照覧 京都・堺・摂州其外海上何方も物念、諸商人不上 伯州東半国与作州一国申合、尼子方二敵と成侯、 一度二者不上申、重而以好便、可寺納申候、

○同家文書の異本では、本文は「仍而為後日如件」と続く。

之由 被仰出候也、 大永六 仍執達如件

十二月十六日

盛亮 (花押影) (花押影)

三浦殿

室町幕府奉行人連署奉書写 木村家蔵一色家古文書

|岡山県史研究||創刊号

慈照院殿并 法住院殿御判以下度々御成敗之旨、 美作国久世保事、先年三浦依有申子細、一旦雖被成(富)。 元被返付之訖者、早守先例、可被全領知之由、 公用之儀、不及其沙汰、 仍執達如件 一向無音之条、 所被 如 任

大永六年十二月十六日 右衛門 (松田奈敦) (花押影) (花押影

いう

一色七郎殿

この頃か

現社に社領を寄進するという 三浦貞国、子息貞久の疾病平癒にあたり熊野三所権

真島郡神社部 高田庄 熊野三所権現社

熊野三所権現社 国憂」之、致"懇祈於,当社,、感瑞多端終得」脱 嘗三浦下野守貞久病|痘瘡|、命且」危、父貞 在|高田村|、(中略) 古昔社領若 |新訂作陽誌||三

苦厄|、此時加|社領百石

中折紙三十東·小帋二東、十五貫文之分二寺納申候、

金田弘久、真島郡草加部村八幡宮に鰐口を寄進する 享禄二年 (一五二九)

草加部八幡宮銅鰐口銘 真庭郡久世町大字草加部八幡宮

岡山県金石史

裏 表 享禄二己卯年九月吉日 大公五郎左衛門 草加部八幡宮御宝前 願主金田加加弘久卯年

尼子経久、美作国へと進攻し高田城を攻撃の予定と 享禄五年・天文元年(一五三二)

新見国経書状 (切紙) 東寺百合文書

を函一五四

さ様之事二、殊外短足二て無其儀候、於心中聊 浦方へ尼子方四五日中可取懸候合力之儀被申候 尚々御公物、今少も可奔走申心中候処、作州三 京都無為之由承候間、目出存候 不存如在候、此趣可然樣皆々へ御申奉賴存候、 『岡山県史』 家わけ史料

延引候て無御心元存候、只今為御公用、漆指中桶三・ 漆、三十貫文之分進納申候、船便宜候ハて、つらしま五郎次郎罷上候間、以書状申入候、其時御公用以帋・五郎次郎罷上候間、以書状申入候、其時御公用以帋・ 辺ニ逗留仕候つる由伝説ニ申候、何比京着候つる哉 以好便一筆令申候、仍去三月十日比候哉、風早中間

> 而可上申候、恐々謹言 可有御請取候、一升桶者いまた無用意二て候間、 衛門尉二荷物可渡之由申付候間、可有御尋候、此外 納紙国節料十束五帖、納漆指中一桶、只今同渡候 渡候、若慈雲庵他行なとの事候者、薬屋道正四郎左 慈雲庵可被届申候、 臣下二郎三郎と申す者二荷物者 重

東寺

五月十四日

国経

公文殿 御宿所

三浦貞国没し、三浦貞久が家督を継ぐという

作陽誌 家系 三浦貞国 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世

光寺殿伯々良聖 号|駿河守|、天文元年七月九日卒、法名治慈 新訂作陽誌

貞国

作州高田城主覚書 下岩牧文書

同三年より天文十三年迄三浦貞久城主也、右貞久ハ 貞国之子息也、二男ハヲキ国トテタジメ殿ムコニナ 則タジメヲ御取候 「久世町史」 資料編 第一巻

○「おき国」は「作陽誌」に「興国 次郎、 続丹治家」と

三浦貞国書状

『吉備地方文化研究』第十七号

飯尾近江守殿

三浦次郎 貞国

相残分、追々可申付候、尚同名事者可申候、恐々謹 古呂々毘村当公用千疋分、差上候、但さいふにて候

十月六日

飯尾近江守殿

貞国 (花押)

御宿所

三浦力忠広書状 飯尾文書

将又乏少之至候へ共、鮎之すし五十、江州様へ 令進覧候、可被御心得候、御□△卅進入候、 弥右衛門方可被申候、万事御心得、奉憑候外無 左道候へ共、路次大儀候条、非本意候、猶条々 一言備地方文化研究』第十七号

干要者心中無如在候 致加增、可京納候、 仰候、連々如申入候、在所未帰作候、来年より少々 御公用之事、当年分千疋京進申候、 於御不審者、 御上使可給候 加增之事承知

若代分之内小中・長谷之事、自去年人お入、只今 村新兵衛と申者、本領侯とて中村知行仕候、就其 さうろん半候、彼方申事二ハ若代村之内たる上者、 飯尾殿御知行いわれす候、殊若代村、去年より中

> もんたうニなり候はゝ、若代村一向ニ御手ニ可入もんたうニなり候はゝ、若代村一向ニ御手ニ可入御知行候哉、ふしん千万候、不存子細候へ共、御 二可申達候、何も近度便宜二御奉書可成候、奉期 由、承及候条、いつの時代より小中名・長谷名計 あはれ御起しようの案文下給候者、御理運

恐々謹言 十二月十日

忠広(花押)

野村彦三郎殿

御宿所

三浦貞国書状 飯尾文書

→(包紙)

三浦次郎

『吉備地方文化研究』第十七号

御返報

飯尾近江守殿

貞国

旨皆済申侯、尚同名事者可申侯、 古呂々毘村当公用千疋、 十二月十七日 運進申候、 恐々謹言 但割符候、 貞国 (花押) 以此

御宿所

飯尾近江守殿

牧国信、焼失した判物の証明を受ける 大永六年 (一五二六)

氏名未詳某紛失状写 下河内牧家文書

『久世町史』 資料編 第一巻

感状覚

此方もおさへし候、古呂々比村并若代村御知行之

高田庄牧村宗重名四分一之事

神代けこ屋分之事

波別之内東分之事

美甘新庄村之内下今井名之事

関郷之内切符之事

久世惣領分之内切□銭五貫文之事 牧村宗重名上総之□田弐反之事其其文之替地

井原郷之内魚住分之事

萱部村之内社田名之事

間、重而牧藤左衛門殿国信仁判形宛行訖、 二檀上宝持坊二預置候処二火事二而此支証悉焼失**候** 相違末代可致知行者也、仍而状如件 右此条数代々之判形之事、大永六年丙戌八月廿六日 以此旨無

大永六年

丙戌九月廿六日

〇藤左衛門尉の実名「国信」は三浦貞国の偏諱によるか。

三浦氏、幕府に久世保代官職を召し上げられる

室町幕府奉行人連署奉書写 木村家蔵一色家古文書

之旨、被返付晴具訖、 細、一旦雖被成奉書、公用儀不及其沙汰、一向無音 一色七郎晴具申作州久世保事、 任 慈照院殿并法住院殿御判以下度々御成敗 早可被去渡之、更不可有遅怠 先年依有被望申之子 「岡山県史研究」創刊号

三浦貞国、古呂々比村公用を進納する 永正||三年(|五|六)

三浦貞国書状

永正十三

『吉備地方文化研究』第十七号

飯尾近江守殿

貞国

心者、可為本望候、此上者更々無別儀候、次大 毎度不思議なる事共出来候、条々申通 等遂逐電候、然者在所不作候、殊更境目事候間 尚々此在所事、近年一向二無正躰儀候、悉百姓

切候鞦給候、一段為心究候

知行仕候、此者方之儀者、一向不存候、尚使僧へ申 彼在所事者、赤松被官谷太郎左衛門尉と申者、于今 二預給候者、涯分可申付候、然者公用之儀、弐千疋 迷惑候、雖然前之公用牧大膳亮無沙汰之由承候、 時より至于今、久抱置候処、昨今可被召放之由承候 分可差上候、以此旨可申付候、将又若代村事承候 入之間、 御知行分古呂々比村之事承候、此在所之事、親之者 擱筆候、恐々謹言 加相折檻候、所詮此在所之事、從当年我等 整

卯月廿一日

貞国 (花押

飯尾近江守殿

三浦貞国書状

飯尾文書

御返報

くれあるましく候、少もいつはりハ申ましく候 于今国方衆競望之子細共候て、取相事候、其か 法候て、多治部徳光以下とハ和与仕候へとも、 相城申付、日夜国方与取相候、其段者三浦方調 之儀者、可有相違候、於子細者、此使僧申候、 たるへく候、殊若代村事、守護へ知行仕候間、先規 厳重京着可申候、於御同心者、無御等閑給而、本望 仕候、其謂者、近年此在所之事、一向二無正躰、茅 所罷成候、 就御知行分古呂々比村儀、 御同名大和守殿如時弐千疋分、従当年、為我等 雖然涯分申付、 如形京進候、成尚以加増 重而被成御奉書候、 吉備地方文化研究』 第十七号 恐々

六月十日

飯尾近江守殿

貞国 (花押)

御返報

三浦貞国カ、備中新見荘の内紛を仲裁する

新見国経書状(切紙) 東寺百合文書 ゆ函六七

「対紙ウハ書)

『岡山県史』家わけ史料

東寺公文殿 尔申候哉、去七月までハ、領家、宮田近所候 御公用等無沙汰曲事之由、 尚々、此方之儀、 入道かたへ被仰候、 、 去年中、 + 如何様之仁躰、さ様候、 年預さまより又三郎 去春より無為候間 新見蔵人

> 毎事重而可令申候、 おほしめしわけられ候者可畏入候由、御申肝要候 今まて者国方へ不相随、取相候て、御領無相違侯、 我等事、伯州堺目之儀候間、伯州·雲州衆申合、只 之漆者重而可上申候、先御公用分之儀、京都二只今、 事候、去年之事者、弟候三郎討死候式候間、 候へ共、国方へ可押領仕侯段、以色々武略、 此便宜二寺納申候、去年之儀、未進過分二可被思食 元・国方競候まゝ、寺杜本所領大略押領仕候へ共 候間、此分候、 漆大切之由、宗見被申下候間、早々寺納申度候而急 候事候間、只今上申分者、当毛之御請取二、可被懸 向無正躰成行候、去二日之書状二委如申候、 領家方者不作之在所数多候へ共、自国方、只今手を 御意候、更我等寄事於さ右、非申儀候、三職衆さく 仍為御公用、弐拾貫文分漆指中五桶、壱舛桶三ツ、 入候儀なく候、先日書状ニ委申候間、不能巨細候 より知行所々へ色々申事候間、于今取相分候、然共、 去二日此方之儀付而態注進申候、定参着候哉、 **丁**今不帰宅仕候躰候間、可有御察候、将又、御年貢 十月十七日 可然様御取合候て、御申奉憑候、 恐々謹言 爱元 相拘候

東寺

国経

(花押)

公文殿

御宿所

三浦貞国、古呂々比村公用を進納する

蔭涼軒日録 延德三年(一四九一)五月廿四日条

爾云々、愚返答云、 (maxis) (maxi 参暇事、自」里可」白,相公,云云、若有,御尋,者御返 佐孤負而出,彼会下,、其父以,之付,嘱余,、故云, ○喝食とは禅宗の小僧で未だ半俗半僧の状態 |使者来云、三浦兵庫助息周謙喝食、当寺増補続史料大成『隆凉軒日録』四 就一御尋一可」得一其意得一云々 与

蔭涼軒日録 延德三年(一四九一)五月廿九日条

左衛門白次、 早旦剃頭謁 ·預 御意得 相府」、白,疏之御銘,如」恒、伊勢次郎 葉公日、 松木殿被」白」之云々 建仁喝食三浦兵庫助息事、 增補続史料大成『蔭涼軒日録』四 可

Ż

自

蔭涼軒日録 延徳三年(一四九一)七月廿七日条

事彦龍存生之時内々承」之、葉公亦凡及、此事、松 室公被」白子細可」有」之云々、 」合|掛搭|、自然之儀可預,意得|云々、以前内々葉 自功叔 木殿被」白子細可有」之云々 嘱予一云、 以、結蔵主、云、周謙喝食事彦龍小師也、 撫育之一者為一身後之栄一、以」故明日可 增補続史料大成『蔭凉軒日録』四 予返答云、 彼御喝食 付

僧心月梵初、三浦の化生寺にありという 明応元、二年 (一四九二、三)

蔭涼軒日録 明応元年(一四九二)十二月六日条

御誕生疏等事者可以弁云々 年内無|余日|、定年明者早々可」有|上洛|、其間 |薄暮|、茂叔自||恵林|帰、 院主被、白、依 |檀命||近日在||作州三浦之化生寺 增補続史料大成『蔭涼軒日録』五 心月崇寿院事尤本望

由 及

○恵林院・崇寿院はいずれも相国寺の塔頭で、本条は崇寿 院主の選定に関連する記事

蔭涼軒日録 明応三年(一四九三)正月廿五日条

|作州化生寺||返章、茂叔持」之来、崇寿塔主辞」 增補続史料大成『蔭凉軒日録』五

三浦貞連、高田城主になるという 文亀元年(一五〇一)

作州高田城主覚書 下岩牧文書

文亀元年より永正六 年迄ハ、 『久世町史』資料編

第一卷

文亀年間 三浦貞連 ○五〇一~三 篠向城の山名右近亮を討つという

作陽誌 大庭郡山川部 大庭郷 篠向城

新訂作陽誌。三

篠向城 (中略)、文亀年中、三浦駿河守貞連在一高

> 右近亮居。篠向、遂為、所破而死、 田城」、兵威漸熾毎与二山名右近亮 金田等」、代而守焉。在「大庭郡」 貞連遣 福田 相之尚覦、時、

三浦貞蓮、 荒廃した神林寺の堂宇を造営するという

宝月房勧進帳写 山神林寺 作陽誌 真島郡寺院部 真言宗 神村

城主平朝臣三浦駿河守貞連付「沙門」、投「財産」、 其後衆僧微力、難」営「修造」、然処文亀之比、 堂造営速成也 応仁丁亥歳、郡内凶悪之族、於,仏閣 有干戈之角、 高田 御

三浦貞連没し、貞国が家督を継ぐという 永正六年(一五〇九)

作陽誌 家系 三浦貞連 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世

貞連 寺殿徳岩良賢 号 駿河守 (中略)、 永正六年卒、法名宝幢

作州高田城主覚書「下岩牧文書

三浦貞国卜云人、大永七年過享禄二年迄之城主也 久世町史』 資料編 第一巻

この年の奉公衆御番帳に三浦近江守が見える 文安五年 (一四四八)

幕府御番帳

『大日本古文書』家わけ第二十一 蜷川家文書之一

在国衆

三浦近江守

○『群書類従』巻第五百十一に「文安年中御番帳」として 同様の史料を収める。

三浦兵庫助、 政所賦銘引付 借銭を返済せず抵当の所領も押領する 文明十五年 (一四八三)

文明一五年 (一四八三)

『室町幕府引付史料集成』上

同論前

於質券地作州三鴨四分三者即押置之、至借銭者于 三浦三郎方 矢部上島掃部助定時 i 八 廿五

今無沙汰云々 兵庫 、文正元借用百四十余貫文事、

出陣する 三浦貞連等、 文明一九年・長享元年(一四八七) 将軍足利義尚の六角征伐に伴い近江へ

長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座当時在陣 衆着到

作陽誌

真島郡古跡部

高田庄

出羽屋敷

『新訂作陽誌』三

真島郡柴原村にありという

この頃か 三浦貞俊、

『群書類従』巻第五百十

貞俊旧宅也、同所有一貞俊墓」、居民彼岸中元祭

在| 柴原村 | 、或名 | 殿屋敷 | 、三浦出羽守

(前略)

三浦駿河守貞連 三浦鶴寿

作陽誌

真島郡山川部

高田庄

大総山城 三浦氏十三世

三浦貞俊

(中略)

東山殿様祗候人数

新訂作陽誌。三

○同家系には、貞俊を三浦貞明の弟、貞連の叔父とする。

初号,孫次郎、後改。出羽守

年未詳であるがしばらくここに収める

三浦兵庫介

長享二年(一四八八)

三浦貞蓮、近隣荘園の代官職を要望する

蔭涼軒日録 長享二年(一四八八)九月四日条

浦駿河守吹||嘘之|、雖」然自||此方| 先約之由、 湯郷公文職代官事、 返答云々 自二結城越後守方一、以三 增補続史料大成『蔭涼軒日録』三 寺家

蔭涼軒日録 長享二年(一四八八)九月十一日条

返章也 行」、遣,三浦駿河守方」、渡,之兆蔵主」、蓋駿河守 就|作州建部見明渡代官職事|、寺家返事之趣書|| 瑁補続史料大成『蔭涼軒日録』三

長享三年(一四八九)

三浦貞蓮、 相国寺で聴聞す

蔭涼軒日録 長享三年(一四八九)四月十三日条

笠原備前入道殿・岩山 鹿苑半斎々会、大館左衛門佐殿・赤松出羽守殿・小 在縁半斎聴聞 增補続史料大成『蔭涼軒日録』三 守・三浦駿河守、 其外数

延徳三年(一四九一)

三浦兵庫助息の喝食、 相国寺に帰寺する

作陽誌 真島郡寺院部 禅宗 玉雲山化生寺

勧,請源翁心和尚,、為,開山祖,守貞宗創草、貞宗号,化生寺殿長林道祐大居士,、守貞宗創草、貞宗号,化生寺殿長林道祐大居士,、玉雲山化生寺者在,高田村,、去、府七里、三浦下野玉雲山化生寺者在,高田村,、去、府七里、三浦下野

作陽誌 真島郡寺院部 禅宗 玉雲山化生寺

『新訂作陽誌』 三

廃亡後、移,之化生寺境内,此、真宗城勝山、建,祠山上,、為,高田鎮守,、城年為,崇、以,故其家世祠,之、源翁授,戒、後妖初年為,崇、以,故其家世祠,之、源翁授,戒、後妖初明神,(中略)、相伝、義明射,殺妖狐,而来狐精明神,(中略)、相伝、義明射,殺妖狐,而来狐精明神,(中略)、相伝、義明射,殺妖狐,而来狐精

〇本社は現在の玉雲大権現(真庭市勝山)。

作陽誌 真島郡神社部 高田庄 明見権現社

三百十歩、社林二段 紋為」菊、社内有「鎧一領」、三浦貞宗納」之、境内明見権現社 在「如意山麓」、為「城郭鎮護之神」、神明見権現社

○本社は現在の速日神社(真庭市勝山)。

作陽誌 真島郡神社部 高田庄 八幡宮

神紋一手矢(中略)、祭祀九月十九日、境内九十六田村常平」、相伝、三浦貞宗従,駿河国」勧,請,之、八幡宮在,草加部村」、此村氏神也、故宮地在,高八幡宮在,草加部村」、此村氏神也、故宮地在,高

○本八幡宮は現在の草加部八幡神社(真庭市草加部)。歩、馬場長百三十間、横二間、社林六段

兼連

号,武蔵守」、横部村同」父有」墓

○化生寺(真庭市勝山)の境内に建つ貞宗の供養塔銘には

のように、三浦貞宗が美作国高田荘に所縁のあったこと、明徳三年三月十七日に没したとある。「作陽誌」が採録す

時代史料と在地の伝承上の齟齬は、今後検討を要する。貞宗に行連という子息のあったことは間違いないが、同

三浦貞宗、死去するという応永年間(一三九四~一四二七)か

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏士三世

『新訂作陽誌』三川海宗 号,下野守,、領,作州・備中之內,、最皈三浦貞宗 号,下野守,、領,作州・備中之內,、最皈三浦貞宗 号,下野守,、領,作州・備中之內,、最皈三浦貞宗 号,下野守,、領,作州・備中之內,、最皈三浦貞宗 号,下野守,、領,作州・備中之內,、最皈三浦貞宗 号,下野守,、領,作州・備中之內,、最皈三浦貞宗 号,下野守,、領,作州・備中之內,、最皈三浦貞宗 号,下野守,、領,作州・備中之內,、最皈

作陽誌 真島郡古跡部 高田庄 三浦氏墓

|新訂作陽誌| 三

「、今無」識者」矣 「、今無」識者」矣 「、今無」識者」、上有」古墳」、亦為」三浦家 村」、山南属、横部村」、旧紀大者三浦下野守貞宗、 三浦氏墓 在」横部村」、而処大者三浦下野守貞宗、 三浦氏墓 在」横部村」、而処大者三浦下野守貞宗、 三浦氏墓 在」横部村」、而処大者三浦下野守貞宗、

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世家系 三浦兼連

|新訂作陽誌||三

三浦貞宗以降の歴代

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏士三世

『新訂作陽誌』三

貞明 号,遠江守,、法名聴松殿戦叟宗勝時理 号,遠江守,、法名玉峯宗秀政盛 号,下野守,、法名玉峯宗秀政盛,景[[]]

この頃の奉公衆御番帳に三浦遠江守が見える永享年間(一四二九~四一)

永享以来御番帳

『群書類従』巻第五百十一

三浦遠江守

...

徒ニ時ヲゾ移シケル 師泰、義勢ハ是マデナレ共、サスガ押寄ル事ハナク、 ベシトテ、小具足許ニテ閉リ返テ御座ケリ、師直・ 軍モ左兵衛督モ、師直・師泰縦押寄ト云共、防戦ニ 及ン事返テ恥辱ナルベシ、兵門前ニ防バ、御腹召ル ニモ治マラヌ世ノ中ト歎カヌ者コソ無カリケレ、将 二成ヌト喜合処二、俄二此乱出来ヌレバ、兎ニモ角 年楠正行乱ヲ起セシカ共討死セシカバ、弥無為ノ世 応以来ハ天下武家ニ帰シ、世上モ少穏ナリシニ、去 二立連、禁中変化ノ有様ハ目モ不」被」当事共也、 馳参ル、宮中ノ官女上達部、徒歩ニテ逃フタメケバ、 明院殿へ行幸ナル、摂禄大臣諸家ノ卿相、周章騒デ 八座・七弁・五位・六位・大吏・外記、悉階下庭上

〇傍注等は『新横須賀市史』古代・中世Ⅱに準拠した。

文和三年 (一三五四

土佐国吾川山荘内の私領を土佐吸江庵へ寄進する 三浦道祐(貞宗)、美作国西高田荘内の寺領に替え

三浦道祐寄進状案 吸江寺文書

『新横須賀市史』古代・中世日

「三浦下野入道殿道祐寄進状案文」

土佐国吾川山庄内上谷川村事

内任先年寄附、 及道祐没後追善、 田床内甘浪村並安名替、限永代令寄進也、二親菩提 右所領者、道祐重代相伝之私領也、而為美作国西高 拾貫文奉寄進吸江庵者也、 不退転之様御計候者悦存候、但此 若於違此

> 旨子孫者、 可為不孝之仁候、 為後証之状如件 三浦下野守

妙葩首座 文和三年二月晦日 御庵へ

判

貞治四年(一三六五

頭職を沙汰付けるよう命じられる 三浦行連、幕府から越後国奥山荘金山郷・堰沢条地

室町幕府引付頭人斯波義高奉書 三浦和田文書

状、寄事於世上擾乱、 三浦遠江前司行連代道玄申、越後国奥山庄内金山 妨云々、事実者甚不可然、早止波妨、 郷·同堰沢条地頭職事、道玄訴状劃具如此、子細見 上杉民部大輔入道殿 貞治四年十月十四日 可被全向後所務之状、 堰沢孫次郎去観応巳来非分押 『新横須賀市史』古代・中世Ⅱ 依仰執達如件 左近将監(花押) 沙汰付下地於

貞治七年・応安元年(一三六八)

三浦道誠(行連)、幕府から越後国奥山荘金山郷・塩 沢条地頭職を沙汰付けるよう命じられる

室町幕府引付頭人山名氏冬奉書 三浦和田文書

郷・同塩沢条地頭職事、重訴状・具書如此、 三浦遠江入道々誠代志道申、越後国奥山庄内金山 『新横須賀市史』古代・中世Ⅱ 度々被

> 仰之処、塩沢孫次郎并金沢称名寺雑掌濫妨未休云々、 上杉左近将監殿 応安元年十一月廿四日 使節不可有緩怠之状、 不日止彼妨、沙汰居下地於志道、 依仰執達如件 中務大輔(花押)

永徳年中 (一三八一~三) 三浦貞宗、 実峰良秀に帰依するという

作陽誌 大庭郡寺院部 禅宗 塔林山瑞景寺

当寺者在,上河内下村,、去,府五里半、瑞景元作, 剃落号長林道祐事跡詳,高田城及 下野守貞宗在一本州帰一峰徳望一常参訪傾心宗門遂 美作・備中間 | 而道風大被 | 遐邇 | 、永徳年中三浦 下名刹也、実峰者関東人、嗣,法峨山,、往,,来於 随慶一、或号一楉寺」、実峰良秀和尚開基、

実峰良秀禅師語録 巻之下 開示

「訓註曹洞宗禅語録全書中世編」第二巻

示道祐居十

悲思量処識情難測 **兎秋容、清涼霊犀夜魄、** 大用現前、 人徳祐、一物作略、変大地為黄金、攪長河為酥酪 諸塵郎落、 妙円一片、内外空索、皎潔老 正恁麼時、 汝如何摸索去

〇以下、美作国における貞宗所縁の寺社所伝を掲出する。

当郷者、奇捐寺家竸望、任御下文、道祐一円知行不 地近江前司濫妨之間、不寄付所務、 向背寺家訖、不知其故実、動乱已後者、亦佐々木加 雑掌之処、元弘已前僅一両年之所務也、彼代官堯観房 祐所進公験与寺家所帯寄附状、更難対揚是 才学云々、会尺又以下審、不知行之条勿論歟、 仍不及沙汰矣者、下知如件 彼状不及許容之状、見先段、 而時如請文出現之後、変先言之条、失陳謝之故 且可注申寺家知行分限之由、於内談之座、 次寺家所進平氏状真偽事、 此上糺明無用也 仍地下事、 道祐雖申子 然則於 伽

貞和二年七月十九日

貞和五年(一三四九)

参じる三浦行連、足利尊氏の屋敷を囲んだ高師直のもとに貞利五年(一三四九)

太平記巻第二十七 御所囲事

賀壱岐守清秀·秋山新蔵人朝政·島津四郎左衛門尉 守行通・佐々木豊前次郎左衛門尉顕清・里見蔵人義 範・大高伊予守重成・宍戸安芸守朝重・二階堂美濃 越前守宣茂・高土佐守師秋・千秋三河左衛門大夫惟 助朝房・同弾正少弼朝貞・長井大膳大夫広秀・和田 顕氏・畠山大蔵少輔直宗・上杉伊豆守重能・同左馬 理亮義盛・畠山宮内少輔国頼・細河相模守清氏・土 テ扣タリ、執事師直ノ屋形へ馳加ル人々ニハ、山名 是等ヲ宗トノ兵トシテ都合其勢七千余騎、 波多野下野守・同因幡守・禰津小次郎・和久四郎左 宗・勝田能登守助清・狩野下野三郎・苑田美作守・ 守忠真・小田伊賀守・田中下総三郎・伴野出羽守長 原兵庫助政長·逸見八郎信茂·大内民部大輔·結城 介貞胤・宇都宮三河入道・武田伊豆前司信氏・小笠 直綱・同五郎左衛門尉定詮・同大原判官時親・千葉 佐々木佐渡判官秀綱・同四郎左衛門尉秀定・同近江 岐刑部大輔頼康・同明智次郎頼兼・同新蔵人頼雄・ 良左近大夫将監貞経・大島讃岐守盛真・仁木左京大 伊豆守時氏・今川五郎入道心省・同駿河守頼貞・吉 衛門尉・斉藤左衛門大夫利康・飯尾修理進入道・須 海老名尾張六郎季直・大平出羽守義尚・栗飯原下総 房・木村長門四郎・小幡左衛門尉・曾我左衛門尉・ 頼時・土肥美濃守高真・土屋備前守範遠・安保肥前 小大郎・梶原河内守・佐竹掃部助師義・同和泉守・ 四郎氏綱・佐々木大夫判官氏頼・舎弟四郎左衛門尉 夫頼章・舎弟越後守義長・同弾正少弼頼勝・桃井修 三浦遠江守行連・同駿河次郎左衛門・大友豊前太郎 轅門ヲ固

兵共、五騎十騎落失テ師直ノ手ニゾ加リケル、サレ 其へ寄ル事モ可」有、 将軍是二驚カセ給ヒ、三条殿へ使ヲ以テ被」仰ケル 御所ノ東北ヲ十重二十重ニ囲ミテ、三度時ヲゾ揚タ 法成寺河原ニ打出テ、二手ニムズト押分テ、将軍ノ 武蔵守師直・子息武蔵五郎師夏、雲霞ノ兵ヲ相卒テ、 千騎ニモ不」足ケリ、 バ宗徒ノ御一族、近習ノ輩無」弐忠ヲ存スル兵僅ニ ル、此事ノ様ヲ見、不」叶トヤ思ケン、初馳集タル 共ヲ召具シテ、将軍ノ御所、近衛東洞院へゾ御坐ケ 否ヲ定メン」ト被い仰ケレバ、左兵衛督馳集タル兵 乱ル、末代ト乍」云事常篇二絶タリ、此上ハ如何様 勢事ニ触テ狼藉ヲモ可、致トテ、俄ニ龍駕ヲ被、促持 リケル、越後守師泰ハ七千余騎ヲ引分テ、西南ノ小 其辺近卿相雲客ノ亭、長講堂・三宝院へ資財雑具ヲ 責ニスベシト聞ヘシカバ、兵火ノ余烟回」遁トテ、 路ヲ立切、 「師直・師泰過分ノ奢侈身ニ余テ忽主従ノ礼ヲ 僧俗男女東西ニ逃迷フ、内裏モ近ケレバ、軍 搦手ニコソ廻ケレ、四方ヨリ火ヲ懸テ焼 急是へ御渡候へ、一所ニテ安 明レバ八月十三日ノ卯刻ニ、

随兵

(中略)

後陣以右為上

三浦遠江守

(中略)

天龍寺供養日記 結城文書

『新横須賀市史』古代・中世Ⅱ

所糺決也、

(中略)

行之条、

随兵

三浦遠江守行連

天龍寺供養供奉人交名写東北大学日本史研究室保管文書

『新横須賀市史』古代・中世Ⅱ

(前略)

已上杉原左近将監

随兵

三津下野入道 一 息 (行連カ) (中略)

貞和二年 (一三四六)

金山郷を争う 三浦道祐 (貞宗)、武蔵国称名寺雑掌と越後奥山荘内

被載建武安堵之条、令依違之由、頼円所申非無子細。

無異儀、寺家本知行之条、敢無公験、為当寺領之由、

仍先沙汰之次第仰行珍、召出建武三年記·

訖

如状

明白也、道祐所難有其謂數是、而寺領者、自元非

円、有各別分領之条、見寄附状、寺家雑掌誤不弁申

御紀

足利直義裁許状案 三浦和田文書

|新横須賀市史』古代・中世日

也、為没収之地者、難依証人申詞人

如同記六者、

勃裁之地於南禅寺、或被寄江間尼浄元寄附

寺家雑掌、自建武主今致一郷補任訴訟訖、

敢不立除

爾申弖候事者、不違可有御計候云々、為一円寄附之

本主被管之輩活計、可為寺恩之由所見也、

惣別分限歟之由、雑掌雖遁申之、如寄附状者、

清等之処、寺家所申無相違之旨、棒請文之由、所見 者、尋問長井大膳権大夫広秀、佐野四郎左衛門尉資

恵日女子、之間、同二年十一月廿日充給安堵御下文知越後道入、 伝之地、又先立時如雖早世、一類難差別、 凡当鄉者、時如亡妻平氏所領之条勿論、縱雖為別相 十八日裁断訖、今更不可依違之旨、 賜施行、至道祐者、可充給其替之由、 上、依道祐之訴、於禅津方有其沙汰、 武三年十二月一日為信濃入道行珍奉行、充給安堵之 就元徳三年九月六日平氏寄進状、寺家知行之間、 領恩賞之隨一也、雑掌押領無謂之由、頼円訴申之処 永仁元年八月廿九日下知状、譲補養女平氏輔時如妻、永仁元年八月廿九日下知状、譲補養女平氏前中務権大 之、於一方內談尉貞行奉行有其沙汰、被渡禅津方之間 所詮当郷者、為元弘没収之地、道祐拝領之処、称本 三浦下野前司貞宗法師造結代頼円与武州金沢称名 寺雑掌持円相論、 就両方解状、召決内談之座訖、 雑掌掠給安堵之条、 両方無論、 爰彼地者、本主由井尼是心所領也、相副 可勘申之旨、今年六月十九日評議訖、 而去建武四年六月十九日道祐拝 越後国奥山庄内金山郷事 令依違之由、 雑掌陳之、先伺 相論之趣雖区、 同四年十一月 於寺家者、 頼円依訴申 元弘没収 重 建

知状者、当郷年四十四貫文也、而地頭甲女子跡、元 去年限者、 徳二三両年対捍云々、如時如請文者、 禁忌之日限無其隱、宜被糺尺之由、雑掌陳之、如下 之条、不及御不審之由、道祐申之処、彼状者、榎下 去之条顕然也、同三年九月六日寄附状、 知状并時如同年請文等者、本主平氏者、元德二年死 之由所見也、難称裁断之上、理非者不依安堵之条。 裁之地者、各別御沙汰也、至浄元寄附之地者、 之地信州伊賀良、 上、平氏者同三年十一月廿四日死去、崇顕已下親類 左近大夫淑連法師銘封也、当時現存之間、有疑殆之 論、且当郷時如相伝之条、 定例也、仍同前是、次如本所雑掌所帯正慶元年御下 安堵不足信用。次同四年施行者、被遵行先日安堵 法也、於没収之地者、就後家女子行跡、 内寺領之上、新給人承諾之由所見也、不足比量是 云時如判形、云淑連銘封、 次成敗御免之仁等分、被許寄附之条、後年別儀之大 可令究済候、残分者、懸面々領主、可訴申云々、 本主存主之時、致弁帯返抄訖、至同三年時如分 聊雖有了見、 於開禅寺大鑑禪之由所見也、 至下地者、寺家不知行之条 無指謀難之間、 証跡既分明也、 於元徳二年分 新法已前之 謀作之条勿 於本主死 於 勅

暦応寺

為当寺造営料所、 備後国三谷西条地頭職事 奉寄如件

右

曆応四年四月廿一日

権大納言源朝臣御判

天龍寺造営記録 三浦道祐(貞宗)、暦応寺の地曳に加わり一荷を運ぶ 暦応四年 (一三四一)

『新横須賀市史』古代・中世Ⅱ

(中略)

同年七月十三日

晴、

曳地遂行

国師取納芝土於平籠以竹、出堂前東向、 持置之給、

是則為表開山之儀也 次将軍如前 次武衛同前

其後一荷両人運送之次第不同

僧衆分

荷 端照塔主山主 等持院主印元古

荷 妙了都寺

俗家分

荷 荷 婦部頭親秀 武蔵守師直白直垂 越後守師泰

南遠江守阿波守和氏 伊子を"、 (テ) (天帝) 信濃入道行珍

三浦下野入道 (資宗) 大和権守重茂 宇都宮遠江入道 (貞泰)

対馬守行重 引田妙玄

荷 荷 荷 荷

> 一荷 尾張権守

開山以下真俗共以御出

(後略)

康永二、三年(一三四三、四)

足利尊氏下文 三浦和田文書

「康永二年十二月廿六日」 (編集書)

下 三浦下野守 法師造結

鍬江村・堰沢条・金山郷等事

之状如件

右以人、為勲功之賞所充行也者、

室町幕府執事高師直奉書 三浦和田文書

越後国奥山庄内堰沢条事、任去年十二月廿六日御下 『新横須賀市史』古代・中世Ⅱ

上杉民部大輔殿 康永三年正月廿九日

武蔵守 (花押) 栗飯原刑部右衛門尉清胤

真如寺仁和寺、上棟云々 其後着本座、被行御時之後、

三浦道祐(貞宗)、足利尊氏から戦功を賞される

『新横須賀市史』古代・中世Ⅱ

可令早領知越前国粟田島、越後国奥山庄内関郷・

守先例、 可致沙汰

康永二年十二月廿六日

康永四年八月二十九日条

文、可被沙汰付三浦下野入道々祐代官之状、依仰執 師守記

随兵

(中略)

三浦遠江守 右

六

(中略)

越後守護代長尾景忠打渡状 三浦和田文書

『新横須賀市史』古代・中世Ⅱ

汰付于三浦下野入道々祐代候訖、 越後国奥山庄内堰沢条地頭職事、任被仰下之旨、 仍渡状如件 沙

康永三年五月二日

景忠

(花押)

康永四年・貞和元年(一三四五) 三浦道祐(貞宗)の息行連、天龍寺供養に奉供する

園太暦 康永四年八月二十九日条 『新横須賀市史』古代・中世日

(前略)

三浦遠江守

(中略)

後陣随兵

(中略)

三浦遠江守

(前略)

『新横須賀市史』古代・中世Ⅱ

(中略)

下猛勢輩。、当方ハ無案内の他国[も不可甲斐/ 鶴執候でハ、一旦ニ可被捨取、八院[て候へハ、悦入候へとも、但始終[]にして、 ニいたり候まても、 「御本衆等召文にて候「 其上守護一味にて、先度未道行[]百姓等 如此令申候とて、毎度以強訴□□難道行 背 所詮御和談の道候ハト」 √引級所存之[]いつ 候、 是ハ御本訴に 〕只仰上 一彼等地

氏名未詳某書状 金沢文庫保管称名寺文書 随時意抄別

教行布紙背文書

当郷之由、「」荒説候と歎申候つるに、 時京都沙汰之体、申下候了、付其候者 (単常中目共年以外気力悉尺帳、甲帙者、株、寺中及近き (資常) 存京等之資縁可被懸御意有御案候○又金山よりも かにもして、年内療治候、明春ハ可思立之旨相存候、 宜 去月十九日以妙義令進金□之正文四通候、定参着候 此法師未下向候、又今月九日文一房令上洛候便 進愚状候、上洛之間○委細令申候了、 如其状申候者、三浦下野入道可打入 『新横須賀市史』古代・中世Ⅱ 此腫物い 当

暦応二年 (一三三九)

濫暴を停止される 三浦道祐(貞宗)、越後国奥山荘内金山郷での代官の

室町幕府禅律方頭人奉書案 金沢文庫保管称名寺文書 『新横須賀市史』古代・中世Ⅱ

掌、 止三浦下野入道々祐代官濫妨、沙汰付当郷於寺家雑 所存何様事哉、 職事、重訴狀劑與如此、子細見状、所詮使節緩怠云々、 金沢称名寺雑掌光信申、 載起請之詞、可被申左右之状、依仰執達如件 佐々木加治近江権守殿 曆心二年十月廿日 甚無其謂、 越後国奥山庄内金山郷地頭 早大見肥後彦五郎相共停 一方文章同前 散位在判

暦応三年(一三四〇)

警固を務める 三浦道祐(貞宗)、暦応寺木作始の儀につき行事所の

天龍寺造営記録

当日早旦、院司邦雖当日早旦、院司邦一日同三年四月廿一日 経木面東、至木本南、如上定寸方出墨縄引頭取、次取経木面東、至木本南、如上定寸方出墨縄引頭取、次取経木面東、至木本南、如上定寸方出墨縄引頭取、次取 儀式、 西、至木末北、着笏取鉄尺墨壺、 先仏殿木作始東羅爾北、工自東参向之後、 斧一長与之、三度削木面、 宗重於屏幔之外、可始木作之由命 人次第削之、長八人 兼引屏幔於三門之地、午刻着此席也点、 院司邦雅朝臣来臨、先於亀山殿中門相待 天晴、 後抜笏候木面東、 |新横須賀市史』古代・中世Ⅱ 木作始 長先持之授引頭、 次引頭四 経木裏方 召工

同前

次僧堂木作始優渡東西、木面北也

次庫裏同前、木面東也次庫裏同前、木面東也 次山門同前、 見物緇素成市、 有其沙汰云々 未刻事了、院司退出、 木面同前 僧衆群衆僧衆見物內々儀 任長講堂木作始貞応元、

旧記

播磨守邦雅朝臣乗車 召次則清泰清云々、任所望酒肴料百疋下行 庁官左兵衛尉康経 主典代東市正景有 巳上於寺家不及有心之沙汰

長八人布袋 引頭四人衣冠 大工宗重束带

武家奉行人不及出仕、 勅願之先例云々、 下行、此外不与俸禄、依未歷功労也 已上十三人出現、列立随役、酒肴料銭三千疋、 容、子細同前 連輩出仕事、 院司参会之礼無骨之故也、 雖申子細、 不能許

今日故先被寄寺領一所備後国三谷西条也 等也 武州奉

円忠成草

師英清書

兼構行事所物門敷地、

三浦下野入道

白井八郎左衛門尉宗明外加、

加警固引大幕、三人参候不出

向但

建武四年(一三三七)

も武蔵称名寺との相論に敗れる 三浦道祐(貞宗)、越後国奥山荘内金山郷を拝領する

室町幕府引付頭人細川和氏奉書案 金沢文庫保管称名

寺文書

「御奉書案金山郷事(編集書)

一新横須賀市史』古代・中世日

御奉書案 奉行 諏大 (蔵坊大進房戸忠) 使節緩怠者、可有其科之状、 度加対治、全寺家知行、載起請之詞、可注申子細 雑掌、遵行之後亦有濫妨之訴者、重雖不破仰下、毎 金沢称名寺雑掌光信申、越後国奥山庄内金山郷事 下文、雖申子細、依為寺領、可充賜其替之旨御沙汰 重解状如此、子細見状、三浦下野入道道祐帯後日御 早任先日安堵状、止方々違乱、可沙汰付下地於 依仰執達如件

氏名未詳其書状 金沢文庫保管称名寺文書 湛稿戒八十

高越後守殿

建武四年十二月五日

阿波守在判

紙背文書

愚身は[]所詮御意にて候へく候 付候て、当郷衆をもおほせ付候へかしと存候 す□とも、きら~~しからす候へハ、御心本な 私を存候へ、又そうへの儀候ハす候、 く候、もし又人~~も御○候へハ、別人にも仰 「新横須賀市史」古代・中世日 在候は

> 当郷之狼藉の仁[]百万[]にても候へ[]を 三肺下野入道・和田黒川人・加地近江守も 当郷をハ人の給ハりて候なんと申合候、心「 何事もまことしからぬことにて候へとも、 両使の渡状をも御上候て、能やうに御はかし 内々所望申普聞にて候へハ、相構へへ真如「 御寺にて餓死仕候へく候 なんきに候間、餓死仕候へきにて□、寺のため ^(雅像) 。体をもう□り、打死をも仕て世体き候て、事の体をもう□り、打死をも仕て世体 仕候ハヽ、なにさま近江守寺家へ渡候ハヽ、打 用口候へく候、これにも当時当郷を寺家ニ知行 入[]打落一旦押領之事、内々巧候よし、普聞 人きゝもはゝかり入候へハ、仏具お□罷上候で、 □是も心苦候、但愚身ハ惣ハ御寺僧衆の御□□ 御

候よし申口 此使□添候て、日記ニまかせてかハせて給はり ら口御寺下部、町買よくしつへく候ハん仁ニ、 近江守方より物をかい候使者、口さう~~しか 御行住坐臥体、御行学のありさ□、 **候しついてに、凡当御代ニ無双之事にお**[]め おもしろかり申候、其付候てハ、御寺の事[] 此六室四室を立て候へ、近江守をはしめて諸人 仕□おりふし諸群勢打聚て候し中にて、茶□ 義憲房方より罷下候し時、茶を給ハりて候し間 され候て、将軍も大事と仰候様、長老の御口凡 □□六室と茶を二種、近江守ニはたこふるいに 一日一夜諸

> にて候也、さてこそ御大事□□□□給候らんな んと申合候

貴寺、 旁以御辛労御痛敷事候、 仏法衰微、返々残猿御事候、□□□眼露候者也、 申当郷万方沙汰□[]百姓等訴訟事、何の僧御 ても、跡事不可有正体[]今夏ハ罷留候、大方 御迎とも候ハす、又当所事とも「]不可尽候之 且被聞食候何ニ、御周章仰[]愚身も御上洛の 承及候者、法勝寺三月廿日為類火□令炎上候了、 下向候とも、懸□[已去月末可令参上之[]地下の様も打捨候 始終落居心 一曲申談度存候、 御延引畏入候[]事も 返々御為

当郷去年御年貢用□事、 一貫八百余候しを京都へ□[]」 候、百貫文ハ光接寺筑前殿許令[]候、所残十 先日又三郎[]如申入 御寺へ可進[]

可進上之候、次去年貢結解状、 筑前房方へ令調進之候き、定参着[>、委細示給候者畏入候 一御不審候

き、自国より結解状定令進上 候も、令受用候ハ、可為何程候哉、 申入候、雑掌料足の文、相擬候き、「」京都相残 智土師去年貢事、廿六貫文進候云々、 □啓案内候

候、寺家へも令進覧よかしと国[]候程ニ令進 又彼代官芝禅門状とて、愚身方へ光接[覧之候、為得御意候

候云々、今度ハ張本衆等召文にて候[]候、 近日京都雑掌方より申たひて候ハ、八□重申成

人中にて、物物申て候

」さてハ天下無双御寺

高田城関係史料集

凡

本史料集は、中世から近世前半期に至る高田城関係史料

利用にあたっては多くを同史料編纂所公開用データベース 心にした。ただし未刊であっても妥当と思われるものは新 たに翻刻・収録した。なお東大史料編纂所所蔵資料の検索・ に拠っている 収録にあたっては、既刊の刊行物から収集した史料を中

に綱文を付し、適宜解説を加えた。 史料は原則的に史料名を付して年代順に配列し、事件毎

再現に努めたが、改行はいちいち指摘せず、文書の年月日・ 走出の位置なども 概ね統一した。 史料の体裁はできるだけ原文書等を参照しその雰囲気の

かなは平かなに改めたが、格助詞のうち次の文字は原文書 略字・俗字・あて字については一部を使用した。また変体 の体裁にこだわらず活字を小さくして使用した。 史料本文の字体は、原則として常用漢字を用い、異体字・

者(は) 江(へ) 二(に) 茂(も) 与(と)

而(て) 越(を) 而巳(のみ)

点(、)に統一し、適宜並列点(・)を付した。 史料中の句読点は引用史料集の体裁にこだわらず全て読

場合には(ママ)を付し、疑念が残る場合には(カ)を加え た。脱字は(闕字・平出は原文書又は引用史料集の体裁を尊重した。 誤字・誤記は右肩に正字を()で示し、意味不明の 脱)、衍字は(衍)と注記した。

本史料集の編集は、森俊弘が担当した。

付し、地名・人名・年号・語句の説明は()、或いは 史料の理解を助けるため、編纂者が付した按文には○を カ)で注記した。

示した。 わかるものは□□□で示し、わからないものは[として左側に・・・で示し訂正文字がある場合には、右側に記 した。抹消などで文字が判読できない場合は■で示した。 虫損・破損等について文字の判読し難い箇所で、字数の 本文にある抹消訂正は、特に必要とする場合には、 収録にあたってはつとめて原本または写真等を参照した。 」で

その旨右肩に()で注記した。 含む)また書状の奥封・端裏封のウハ書などは「」を付し、 朱書の箇所及び裏書・奥書・端裏書・後筆・付紙(張紙を

合はそのまま印・判・花押などとした。 原本に花押・押印がある場合には(花押)(花押影) [黒] 印) で表現した。筆で印・判・花押と記している場 余

それらを原史料のまま掲げた。但し差別の助長につながり ある。本史料集では、差別や被差別民の生活の実態につい 会の様々な場面において厳しい差別が存在していた。その 記載を差し控えた場合もある。 かねない固有名詞などについては「 て、科学的な歴史認識を進め、差別を根絶する立場から、 ため当時の史料中には差別的な用語が記されていることが 前近代の社会では、身分制にもとづく支配が行われ、杜 」で示し、あるいは

主要参考文献

久世町史資料編編纂委員会編『久世町史』資料編 第一巻 編 しているので参照されたい) は本書に依拠している。巻末に詳細参考文献一覧を掲載 年資料 久世町教育委員会 一〇〇四 (掲載資料の多く

榎原雅治「前田育徳会所蔵『飯尾文書』所収の美作三浦氏 蔭木英雄編『蔭凉軒日録索引』臨川書店 一九八九 福田豊彦『室町幕府と国人一揆』吉川弘文館 一九九五 関係文書」(『吉備地方文化研究』一七 二〇〇七)

横須賀市編『新横須賀市史』 資料編 古代·中世Ⅱ同市 二 000

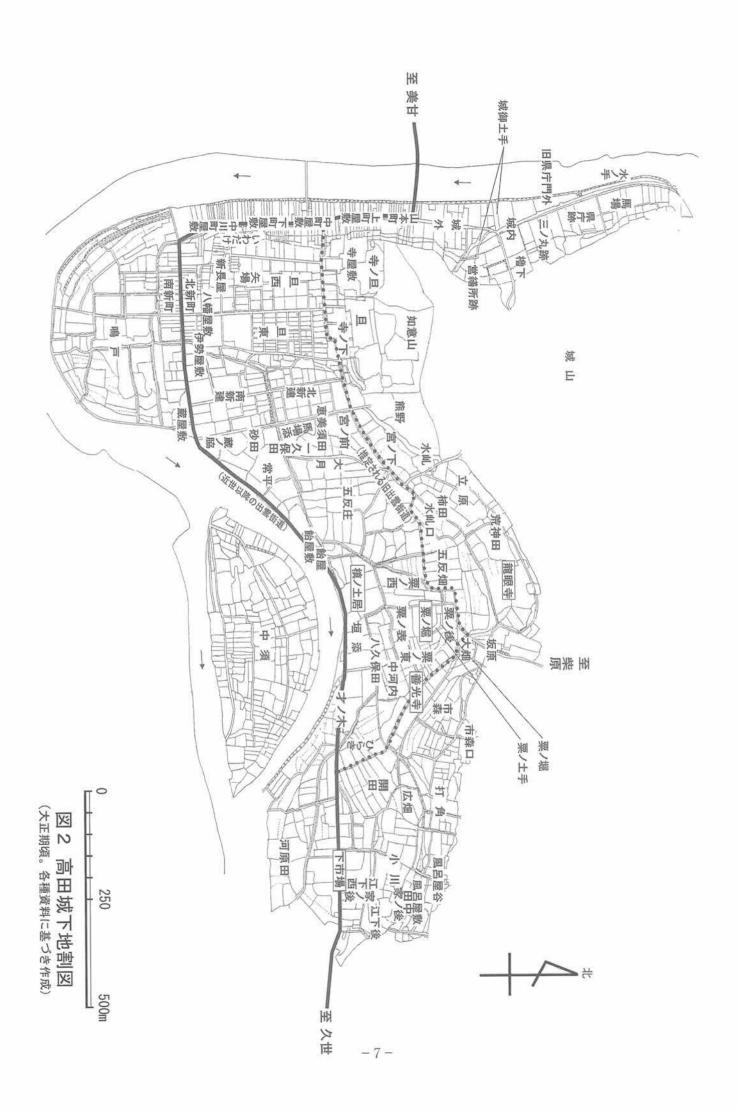
辰田芳雄「中間地域における戦国期荘園の展開とその意味 備中国新見荘の研究』日本史史料研究会企画部 二〇一 山朝日研究紀要』三〇 二〇〇九、のち『室町・戦国期 東寺領備中国新見荘代官新見国経期を事例に―」(『岡

森俊弘「岡山城とその城下町の形成過程」(『岡山地方史 研究一八二〇〇九

って」(『鳥取地域史研究』一五 二〇一三) 「中近世移行期草苅氏に関する通史的言説をめぐ

同 の歴史 二四 二〇一四 「中近世移行期の猿掛庄氏とその一門衆」(『倉敷

※また、関連記事や史料の検索・参照にあたり、東京大学 史料編纂所データベースを利用した。



城年次や具体的な措置は、不明である。でに廃城となり「古城」の状態であったことが確認できる。ただし、廃山城としての高田城は、この期間に含まれる正保二年(一六四五)ま

森氏が履行したのかは不明である。これに先立ち、江戸幕府から元和の一国一城令が発せられているが、

よる関係史料の発見に期待したい。知られるが、これも山城破却の事例までは確認できない。今後の博捜に知られるが、これも山城破却の事例までは確認できない。今後の博捜に確実なところでは、寛永十五年(一六三八)の平地居館の破却が数例

×

X

って今後の課題となった。て以降の状況については、史料の悉皆的調査に至らず、紙幅の関係もあなお、近世後期、明和元年(一七六四)に三浦明次が三河から入部し

せている。

中でいる。

中では、、田本のでは、まず城下に長屋を建築して藩士を入れている。

は、田本のでは、まず城下に長屋を建築して藩士を入れている。

なみに、三浦家では、まず城下に長屋を建築して藩士を入れている。

れる。 の表が兵 が の表が の表が の表が の地間の 可能性が考えら が の表が の造成工事を 続けている。 これは に 土塀を 築造し、 安政四年(一八五七)頃からは、 領民による 多数の「御 れる。

ぎなかった。 で塩郭の土塀、兵錬場の小屋、出丸の守辰場(太鼓櫓)程度があるに過た塩郭の土塀、兵錬場の明治初年の時点で、城内の施設としては、小屋されているものである。しかし、結局は山上の城郭整備はほとんど実現この兵錬場は、入部当時の築城計画を示す絵図に、「二之丸」として記

主要参考文献

九七四、八二 森本清丸・勝山町史編集委員会編『勝山町史』前・後編 勝山町

処りつつ―『私家坂 一九八七 祥三『美作地侍戦国史考―岡山県・美作・真庭郡牧一族の史料に

明 成扁『番季川申伐』 戈阝や岳小 し 拠りつつ―』 私家版 一九八七

長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』吉川弘文館 二〇〇〇角田 誠編『播磨利神城』城郭談話会 一九九三

※参考として高田城下の地割図を掲載しておく。

郡の社役を安堵した史料も存在する によって、 まったく別の年代のものとなっているが、「隠岐守」が美作西

没後は牢人して、 はこれによっても確認できる。 と伝えている。 知行千石等を与えられて高田城を預り、 大坂の陣で籠城して戦死したとされる。 事跡の混乱がみられるものの、 備前国の上道郡浦間村 岡山藩士となった。同家の家伝によれば、隠岐守は、 「城代」となった。 嫡子の藤内は、秀家に奉公し、 (岡山市東区浦間) に居住した 服部氏と高田城との関係 しかし、秀家

とみられる、 えられる。 六年(一五八八)の岡山築城開始を契機として、 田城に転じ、 以上から、 勘助と隠岐守は、 隠岐守の受領名を称したとみられる。 領国内の破城、 支城整備に関連した措置である可能性が考 おそらく同一人物で、 翌十七年に実施された 時期的には、 播磨利神城から高 天正十

Ξ その後の高田城

宇喜多氏皿期 (岡市丞・不破内匠カ・小瀬中務

以降は不明の点が多い。 に原形が成立した宇喜多家の分限帳にも、 岡山藩士服部氏の家伝からは、慶長五年(一六〇〇)の宇喜多家没落 同氏が「城代」を続けたようにも受け取れる。しかし、文禄末年 隠岐守父子の名前は見えず、

いう人物が給人となっている 高田城の所在する高田村は、 文禄四年 (一五九五) 以前から岡市丞と

臣秀吉死去に伴う領国防備の一環と考えられ、 カコ の戸川達安が、当主の秀家から「山内・高田近辺」五一〇〇石を預け置 その後、 こうした所領の預け置きや、 市丞も同年に「高田城領」として一〇〇〇石を加増されている。 慶長三年(一五九八)九月に、 城領の加増は、 市丞の異父兄で宇喜多家重臣 時期的に、 高田城にも何らかの改修 同年八月の豊

が加えられた可能性がある。

覚」(以下、「古城之覚」)には、 領国内の城に籠めた在番に対して、 他家へ蟄居となった。同年八月、 このほか、正保期(一六四四~七) 高田中務」として小瀬中務正による高田在番が確認できる。 ,川達安は、同五年初頭に起こった、いわゆる 「宇喜多騒動」を経て、 天正年中から宇喜多氏の家臣「不破内匠 関ヶ原合戦に先立ち、 人質の差出を求めており、 前後に成立した「美作国中古城之

が高田城を抱えたとしている。ただし、他に拠るものがなく不明である。

小早川氏(木下斎之助

ったとあるが、前二者は先にみたとおり誤りである。 は小早川氏の支配期に「服部隠岐守・同勘介・木下斎之助等」 一)から小早川秀秋の陪臣、 宇喜多氏没落後の高田城について「古城之覚」は、 木下斎之助が城を抱えたとする。 慶長六年 (一六()

秀秋は、同七年十月に急死したことから、その支配は二年で終わった。

森氏Ⅰ期(各務元峯)

慶長八年(一六〇三)二月、 は、同八年から、 各務四郎兵衛が城を抱えたとする。 美作国は、 森忠政に与えられた。「古城之

の責任を取って切腹した。 臣 四郎兵衛の実名は、 「高田侍」を抱え支城支配を行ったが、 元峯。 津山藩森家の執権で、 同十三年に起こった家中騒 高田城下に多くの

森氏耳期(大塚氏)

子孫五代が、相次いで城を抱えたとする。 慶長十四年 (一六〇九) 春以降は、 大塚丹後とその

延宝三年 代が同職にあった。 安二年(一六四九)夏まで大塚(森)丹後某、 大塚氏は森家の重臣で、各務元峯没後の同十三年冬に執権となり、 (一六七五) に森家を致仕し、 以降、 内膳某、 監物氏重、 退去している。 左門可明と続き、 主膳三俊、丹後氏次の三

が現れる。管見で城内施設の具体的な記事はこれだけである。加えて「三ノ曲輪ノ懸出ノ雪隠」と、「塀」「棚(柵か)」の伴う「矢倉」に、当事者である、香川家の子孫が記した軍記物語「安西軍策」には、に、番所」があり、兵粮が備蓄されていたことが記されている。また別に「番所」があり、兵粮が備蓄されていたことが記されている。また別

三浦貞広皿期 才五郎、次郎、能登守。

由は不明である。
「大合戦」となり、城を取って貞広を入城させたとする。貞広の不在理し、元亀元年(一五七〇)七月に篠向城を攻略。十月に高田城を攻撃しし、元亀元年(一五七〇)七月に篠向城を攻略。十月に高田城を攻撃し

ことが確実である。「覚書」と一年のずれがある。に行われたというこの戦いは、同時代史料などから、永禄十二年である毛利勢の籠城するなか、備前の浦上宗景からの加勢を受け、十月五日

司寺代己井では、三角には、『ひじし』 へいこうでは、「古される。州衆」へ高田城を渡すよう調停、十月に楢崎氏へ城を引き渡したとする。以降、「覚書」は、貞広が「七年程」城主の後、備前の宇喜多直家が「芸

を受けた。ついに九月十一日に高田城は落去し、貞広は直家の仲介で下同氏は、同年末から翌三年早々にかけて宇喜多勢、次いで毛利勢の攻撃浦上宗景と宇喜多直家の対立にあたり、宗景に与している。その結果、同時代史料では、三浦氏は、天正二年(一五七四)二月に端を発する

じたものと思われる。

「たものと思われる。

「は、長く通説となっていた、高田城が天正四年に落城したとす
をなみに、長く通説となっていた、高田城が天正四年に落城したとす
をなみに、長く通説となっていた、高田城が天正四年に落城したとす

毛利氏Ⅱ期(楢崎元兼)

かに伝えるのみである。多氏に従い高田城を離れたため、「覚書」の記事は、楢崎氏の在城をわず多氏に従い高田城を離れたため、「覚書」の記事は、楢崎氏の在城をわず以降、同城は、毛利方の拠点としてしばらく推移する。牧氏は、宇喜

高田城を拠点に、美作平定に当たったことが確認できる。っては、毛利輝元、吉川元春、小早川隆景をはじめとした諸将が入城し、ただし、天正七年(一五七九)以降の宇喜多氏と毛利氏の対立にあた

け交渉にあたっては、高田城も引き渡しの対象となっている。そして同十年の和睦ののち、翌十一年に始まる毛利・宇喜多領の国分

宇喜多氏Ⅰ期(牧一党)

家信をはじめとした、在番者の交名を載せる。は天正十三年(一五八五)三月に入城したとする。なお、巻末には、牧は天正十三年(一五八五)三月に入城したとする。なお、巻末には、牧氏(覚書)は、「直家」が楢崎元兼に、高田城を牧氏に渡せと命じ、牧氏

年次といえる。これは、国分け交渉の一応の決着に添う、妥当な同十二年三月となる。これは、国分け交渉の一応の決着に添う、妥当なな誤りである。しかし、牧氏の入城の年次は、先の例に従えば、前年の直家を主体とするのは、同十年正月までに没していることから明らか

双方を比較すると、高田城における城郭利用の規模縮小が窺われる。なお、「覚書」には、三浦貞広の頃の状況という交名も収められており、

宇喜多氏Ⅱ期 (服部勘助〔介〕・隠岐守)

をことが知られている。 「覚書」は、その後、宇喜多秀家の時代に行われた「人直」によって、「覚書」は、その後、宇喜多秀家の時代に行われた「人直」によって、「覚書」は、その後、宇喜多秀家の時代に行われた「人直」によって、

・臣、中島本政に脇指を与えたとする史料がある。また、後年の付年号これらとは別に、「高田城主服部隠岐と申仁」が、篠向城主江原親次の

市 狐 :勝山) 影像を像立したとする 同氏不入と宇山氏守護を祈願し、 玉雲権現 (玉藻前 九 尾

ていることから、 考えられる。 に新宮党が粛清されたことによる、 「幡宮 こうした宇山氏の活動の背景には、 (同市草加部)で、 弘治三年には、 現地支配は誠明が司っていたとみられる。 **久兼の一門宇山誠明による寺社造立が行わ** 美甘八幡宮 太河原・三浦氏の没落があったとも 天文二十三年 (同市美甘)、 <u>二</u> 五 高田荘内の草加部 宝四) + 一月 n

三浦貞勝 孫九郎、 遠江守。

に家臣の金田氏が翻心、 のあった牧右衛門尉に河内の受領名を名乗らせた。 二十二歳、 覚書」 の末、 称名院殿真月宗金 高田城から立ち退かせて城主となったと記す。 永禄二年 備中三村氏と謀って貞勝に切腹させたとする。 (一五五七)三月、 貞勝が宇山氏を攻撃し しかし同八年十二月 そして功績 大

である。 一月十五日の可能性が高く、一年のずれがある。 系図 また、 貞広を特に「貞久御子」と記す。 では、 貞勝の没年月日は、 貞広の前に配列するが、 別に地元で伝えられる、 「覚書」 状況的には、 は、 特に兄弟の順を明 貞広・貞勝の順 永禄七年十

も尼子方として活動している。 いるらしいことにも留意する必要がある。 の弟と伝わる牧河内ら、 前 このように 後を通じて、 「覚書」 貞広は、出雲尼子氏のもとにあり、 家中の反尼子派勢力に擁立された存在と考え は、 このことから、 牧河内・ 藤助父子の視点から記されて 貞勝は、 金田弘久や・尚 家臣の牧尚春

三浦貞守・貞広Ⅱ

る。 貞守は、「系図」では、「貞盛」として貞久の末弟に位置付けられてい しかし、 貞守を貞勝・貞広の 「覚書」には、 貞久の兄弟は、 「祖父」とする。 「おき国」と 生母の父か。 「貞尚」 の二人

、勝切腹の際に、 「牧一とう」は、 貞守を擁立、 永禄九年 (一五六四

> は、 近隣 広は、 九 書」と同時代史料で一 けている。 屋城 するとともに、 していた神林寺の再建 田城へと戻っている。 帰国を許された貞広が高 九月頃に出雲尼子氏から 同時代史料では、 城主中村氏との交戦を続 のずれがある。 内父子の視点であって 月に高田城へ 東に所領を接する岩 への軍事 (津山市中北上) 翌九年には、 ここでも 活動を展開 戻ったと 翌十年に は牧 「覚

下? (堀切) 水ノ手?

「覚書」による曲輪名比定試案 図 1

毛 利氏Ⅰ期(長就連・香川光景ほか

覚書」は、「永禄十一年二月十九日」 「長・(香脱カ) 川・志ん(道カ)」の三人が謀り、 と日付まで記したのち、 貞守を切腹さ

せたとする。 や宇山氏、 同時代史料には、 年次はこれで正しいようである。 具体的な経緯については、 所衆」 毛利元就と輝元が が同月、 「三浦衆其外逆意輩」 「高田表之儀」 不明な点が多い。 を命じ、 「討果」 足立信

らが在番、 以降、 永禄十二年 足立氏をはじめ、長就連・国弘高実・香川光景、 長・香川の二人が (一五六七) 前後の状況を記す 「高田領 の支配を司っている。 「森脇覚書」には、 出雲 二丸 伯 衆

ことにしたい。根本史料の「覚書」を縦軸に、諸史料によって高田城史の通覧を試みる

一 高田城史をたどる―「作州高田城主覚書」を縦軸に―

中世山城をめぐる普遍的な傾向とも一致する。の認識は、応仁・文明の乱を契機とした、戦国期への突入と軌を一にし、五〇一)、十六世紀初頭の三浦貞連の居城に始まると認識されていた。こ近世初頭の成立とみられる「覚書」によると、高田城は、文亀元年(一

三浦貞連 駿河守。

える。しかし、具体的な行動を確認できるのは、貞連からである。貞連以前にも、室町幕府奉公衆として、三浦遠江守・近江守の名前が見「覚書」は、文亀元年から永正六年(一五〇九)までの城主とする。

山名右近亮と戦ったとも伝わる。 魔した神林寺(真庭市神)を再建し、篠向城(同市三崎・大庭)に拠る利将軍家に近侍するとともに、美作内の御料所の代官職獲得に奔走。荒断片的な史料からではあるが、当主の貞連は、奉公衆として在京、足

当たっていたようである。宝幢寺殿徳岩良賢。甘一帯)など周辺へと拡大していた所領は、一門の三浦兵庫助が経営にまた、本拠の高田荘(同市勝山一帯)を中心に、「作州三鴨」(同市美

三浦貞国 次郎、駿河守。

城主とする。大永は永正の誤りと考えられる。「覚書」は、大永七年(一五二六)から享禄二年(一五二九)までの

れを取り上げられている。貞連と同様に、平時は在京し、現地では、一府から与えられた久世保(同市久世一帯)の年貢を滞納したとして、こた家臣を処罰し、年貢銭を納入している。その一方、大永六年には、幕継承したという古呂々比村(同市古呂々尾)の代官として、未納してい永正十三年には、隣国備中の紛争を仲裁。また、「親」(貞連か)から

享禄五年(天文元年。一五三二)五月、出雲尼子門の三浦忠広が経営に携わっていた可能性がある。

三浦貞久 孫五郎力、次郎力、下野守、上野介。

の城主とする。

不明なものの、出雲尼子氏に対立的な姿勢をとる。父貞国の没後まもなく孫五郎の通称で文書を発給。以降細かな推移は

ところ、城主の貞久が高田城での籠城中に病死したという。「覚書」は、同十三年八月に出雲の宇山氏が出勢、「大合戦」となった

は、所領境を接して行われたことになる。 は、所領境を接して行われたことになる。 三浦氏と宇山氏の戦い (同市見明戸など旧湯原町西部一帯)、徳山(同市蒜山上徳山・下徳 蒜山東茅部・西茅部・本茅部付近)、美甘新庄(新庄村付近)・竹部本庄・ 居子氏が美作に侵攻した享禄五年の時点で、宇山氏は、茅部(真庭市 とりのでき

四年のずれが生じている。天文十七年九月十六日没、正法院殿月江良円。「覚書」と年忌史料では

三浦貞広 I期 才 (道祖) 五郎。

ていた。従って、以降の三浦氏当主は、この貞広ということになる。領が安堵されている。貞尚は当時、尼子氏に属し、新宮党の一門となっ五一)の頃か、貞久の弟太河原貞尚を通じて、遺児才五郎(貞広)に本「覚書」は、貞久の「御子」とする。貞久の没後、天文二十年(一五

尼子氏(宇山久兼) 飛騨守。

記す。そして、弘治二年(一五五七)には、三浦家菩提寺の化生寺(同尼子氏の家臣。「覚書」は、貞久病死の頃から高田城の城主となったと

文献史料でみる高田城と城主の推移

森 俊 弘

(真庭市教育委員会)

美作西部有数の山城である。 高田城(真庭市勝山)は、主に中世から近世初頭にかけて機能した、

で勝山といい、合わせて「大総山城」と称したと記す。立項、「本城」を如意山、山へは一二〇間、周り一六町、その南は「二廓」立項、「本城」を如意山、山へは一二〇間、周り一六町、その南は「二廓」立項、「本級山年

現在も地域で用いられている雅名、「顆山」の由来と考えられる。また大総山もその「粒」さな山容を形容したのであろう。特に後者は、如意山とは、手許から奥に立ち上がる山容を仏具の如意になぞらえ、で勝山といい、合わせて「大総山城」と称したと記す。

高田城の初代城主となったとされる所以である。築き、諸寺社を開いたとする。現在、貞宗が高田荘の地頭として入部し、の始祖とされる貞宗について、関東から近藤・石井・宇野・白石の四氏の始祖と、高田城を本拠に近隣を支配した、高田三浦氏(以下、三浦氏)

司兼といえる。

司兼といえる。

のは難しく、今後のさらなる検討が必要である。このことは、程度の差のは難しく、今後のさらなる検討が必要である。このことは、程度の差により、必ずしも一致しない。従って、そのまま史実とする

「三浦氏十三世家系」とその依拠史料

して、「三浦氏十三世家系」(以下「家系」)がある。さて、これまで高田城や、三浦氏の叙述で参照されてきた基本史料と

見がもたらされている。
再検討が行われ、尼子氏をはじめ、諸近隣勢力との関係などに新たな知再検討が行われ、尼子氏をはじめ、諸近隣勢力との関係などに新たな知ら浦氏については、近年、複数の研究者によって、同時代史料を元に的に高田城から退いた貞広までを対象とした、十三代の系図史料である。「家系」は、その名のとおり、三浦氏の始祖とされる貞宗から、最終

のの検討・解明も欠かせないと考える。となれば、通説の根本的な見直しには、その渕源である「家系」そのもり、「家系」を原典に派生した、通説を参照せざるを得ない現状がある。しかし、同氏の系譜関係や、動向の具体的な叙述にあたっては、やは

このうち、「諸家記」については、特に「牧氏家譜」及び家譜と同一と家記」と「士民説」をもとに編纂したことが知られる。「王民説」、贅川録于此」」とあり、同書の編者江村宗晋(春軒)が、「諸「系図」の成立について、「作陽誌」の前文には、「今摘」諸家記」、採

蔵」の史料二点を具体的に掲げている。みられる、「本州牧氏家有,」一冊子,」(以下「家譜」)と、「社村美甘氏家このうち、「諸家記」については、特に「牧氏家譜」及び家譜と同一と

「家譜」は、近世初頭の成立とみられる覚書、「作州高田城主覚書」(下家譜」は、近世初頭の成立とみられる覚書、「作州高田城主覚書」(下家譜」は、近世初頭の成立とみられる覚書、「作州高田城主覚書」(下ある。

記」、あるいは「士民説」、書上や聞き取りに当たるのだろう。です。残る三浦忠近や、舟津氏に嫁した女子、桃寿丸らの情報が、「諸家没年月日・戒名・没年齢のまとまりが現れる。三浦貞連より前代の人物没年が、「家系」から「覚書」由来の要素を除くと、実名・通称・官途名・次に、「家系」から「覚書」由来の要素を除くと、実名・通称・官途名・

「系図」については、概ね以上である。以下では、その性質に鑑み、

慶長三年 (一五九八)

	大塚丹後守死去し、高田城下に葬られる 99
	同 一七年(一六一二)
	森忠政、大塚丹後守を高田城番に命じるという 69
二 作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城	同 一四年(一六〇九)
一 作州高田城主覚書	森忠政、森(大塚)丹後守に高田村等を加増する 69
参考史料	高田城番の各務元峯が闘死する
化生寺境内に三之丸・勝山本丸の地名が見える	同 一三年(一六〇八)
元禄元年(一六八八)	森忠政、化生寺に寺領を寄進する
高田村の免定に古城山番が見える	同 九年 (一六〇四)
貞享元年(一六八四)	森忠政、各務元峯を高田城番に命じるという 68
大塚可明、森家を退出する	同八年(一六〇三)
延宝三年(一六七五)	西部五左衛門、化生寺の寺領を安堵する
大塚守周、高田城下の熊野大権現社を修覆する	同 七年(一六〇二)
明暦元年(一六五五)	小早川秀秋、化生寺に寺領を寄進する 68
正保の国絵図に古城・勝山が見える	小早川秀秋、木下斎之助を高田城番に命じるという 68
正保二年(一六四五)	同 六年(一六〇一)
美作国内の諸城館が破却される	宇喜多秀家、高田城番小瀬中務正等に人質の供出を命じる 67
同 一五年 (一六三八)	同 五年 (一六〇〇)
大塚三俊、高田城下の熊野大権現社を葺替する	宇喜多秀家、不破内匠を高田城番に命じるという 67
寛永七年(一六三〇)	この頃か
高田町が焼失し、街道が付け替えられる	宇喜多秀家、戸川達安に高田周辺の地を預け置く66
元和六年 (一六二〇)	慶長三年(一五九八)

小早川隆景、三村元親の高田方への逃走に備える	図本秀広・牧左馬助、高田近辺の通路で驚見氏を討ち取る。また宇喜
広、牧菅兵衛尉に高田下坳時の気遣いを譲す・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一一年(一五八三)
備中植木氏を頼み同名蔵人を討つという	の和睦交渉の過程で、
	渡しが話し合われる
同 七年(一五七九)	同 一二年(一五八四)
鈴木氏が宇喜多方に属し、高田・松山間を封鎖する 52	羽柴秀吉、高田城の毛利氏保有を許容せず
吉川元春と小早川隆景、高田表の儀につき連絡を受ける 52	宇喜多氏、楢崎元兼が退去した高田城に牧一党を置く・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
同 八年(一五八〇)	三浦貞勝の子桃寿丸、京都で圧死するという
吉川元春、一両日中に高田表へ陣替と報じる 53	同 一四年(一五八六)
吉川元春、近日中に高田陣替と報じる 53	牧家信、勇山寺領を安堵する
吉川元春、二月三日に高田へ陣替したと報じる 3	同 一七年(一五八九)頃か
小早川隆景、まもなくの高田着陣を報じる 55	宇喜多秀家、服部隠岐守を高田城に置くという
吉川元春、九月十九日に高田着陣という 57	高田城主服部隠岐、中島本政に脇指を与える
毛利輝元、一両日中の高田陣替を報じる 8	文禄三年(一五九四)
毛利輝元、高田城から山見に出陣、高仙築城を命ず 58	宇喜多秀家、高田商人の岡山城下移住にあたり措置を命じる
毛利輝元、要時には高田へ連絡するよう枡形城将に指示する 58	同 四年(一五九五)
同 九年(一五八一)	宇喜多秀家、高田村の給人岡市丞に替地を与える

牧氏等、真木山城を夜討ちして伊賀勢を逐う47	元亀二年(二五七一)
山中幸盛、美作境出勢について三浦氏に誓紙を送る47	牧尚春、豊後大友氏に硯を送る 37
浦上宗景、織田信長の上洛と備前表への加勢を報じる 46	豊後の大友宗麟、牧尚春に尼子・浦上両氏との談合が重要とする 37
牧菅兵衛尉等、宇喜多勢の陣所多田山を夜討する 46	同 一三年・元亀元年 (一五七〇)
備中譲葉城主三村元範、落城に際し三浦貞広を頼らんとする 45	三浦貞広、高田城に入るという
同 三年(一五七五)	る 34
三浦貞広等、豊後大友氏に備作情勢を報じる 44	美作牢人衆、尼子氏を支援して蜂起、浦上宗景の合力で高田城を攻め
を宛行われる 43	を宛行うとする
浦上宗景と宇喜多直家の対立にあたり、三浦貞広は宗景に与同し所領	牧菅兵衛尉、金田氏等の敵対に随身せず。三浦貞広、これを賞し所領
天正二年(一五七四)	同 一二年(一五六九)
山中幸盛、豊後大友氏に高田城の堅固を報じ、煙硝を乞う 43	長就連・香川光景、注連大夫に高田領の社役を安堵する 34
牧尚春、豊後大友氏に硯を贈り、煙硝・鈍金の進呈を受ける 43	るという
岡本氏秀、牧尚春の質問に答える 42	三浦衆等、小早川勢に討たれる。三浦貞広の祖父貞守(盛)も自刃す
等はこれに協力するという 42	同一一年(一五六八)
山中幸盛、尼子勝久を奉じ因幡で毛利方の城を攻略、日野衆・牧尚春	牧尚春、太河原貞尚の所領書立に加判し美甘氏に与える 33
同 四年・天正元年 (一五七三)	高田衆が目木村の神森、次いで篠向城下で岩屋衆と戦う33
牧尚春、豊後大友氏へ太刀・馬・硯を送り近況を報じる 39	三浦貞広、闕所とした金田・舟津氏等の所領を松井氏等に宛行う 32
39	同 一〇年(一五六七)
昨年より美作国に滞在の亀井(山中)幸盛、今は但馬国にありという	三浦貞広、山内表など諸境目に出陣する32
同 三年(一五七二)	の誓約を受ける 32
める	三浦貞広、浦上宗景の計らいで所領支配を継続し、斎藤親実から配慮
浦上宗景、三浦貞広の知行所段銭につき牧尚春の裁判による進納を定	尼子義久、高田衆の寺社建立に私領内の段銭を免除する 31
牧尚春、豊後大友氏から書状を受ける 38	牧尚春、合戦に先立ち美甘氏より異心なき旨の誓紙を受ける 31

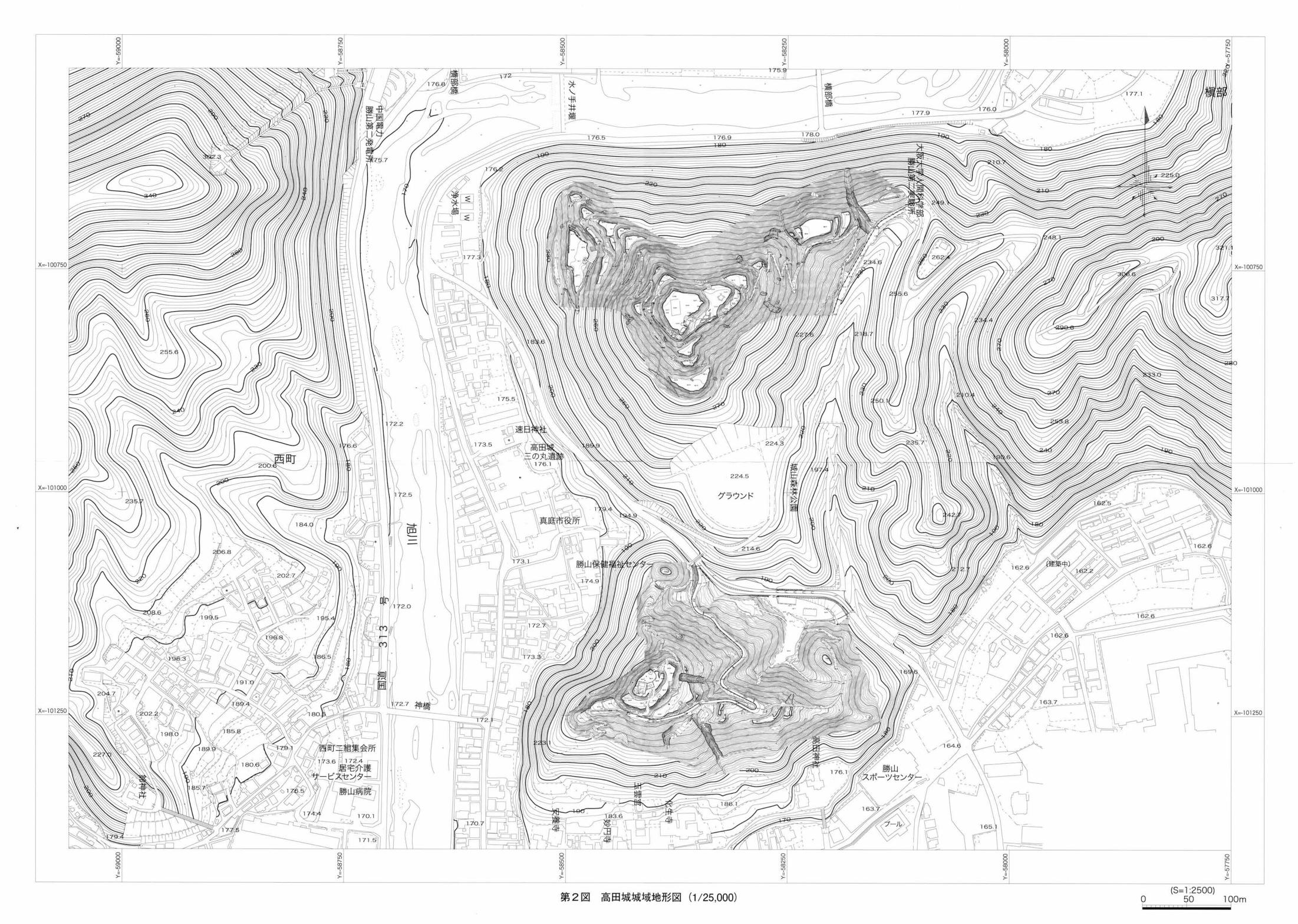
王子権現社に社田を寄付 の住人が見えるの	字山久兼、化生寺に玉雲権現の像立を行うという
一五年(一五四六) 刀工忠光が高田城下の旦に居住し、三浦氏の武器を鍛造するという	侵入し真島郡月田口で交戦する
代	宇
高田城下に大雲寺が開山されるという24	通路の確保を命じる 27
同 一六年(一五四七)	同 七年(一五六四)
牧菅兵衛尉、備中国呰部で討死する。三浦貞久、牧幸松にその跡職を	尼子義久、倉敷江見氏を通じ、高田衆の働き次第で三浦道祖五郎(才
安堵する 24	五郎、貞広)の帰国を認めるとする28
同 一七年(一五四八)	三浦貞勝、家臣の離反で自害する。貞勝の室はその後、宇喜多直家に
、高田城も落去するという	迎えられその室となるという28
司 - 1 F (- 5 g h) 高田城下の妙円寺が再興されるという 25	三浦氏の家臣、舟津与三兵衛が讒言により自刃するという 30同 八年(一五六五)
Ξ	344
同 二〇年(一五五一)	東する
太河原貞尚、美作に出勢した尼子晴久の先駆けを務める 26	三浦貞広、高田城を回復するという
尼子晴久、三浦才五郎(貞広)の知行を安堵する26	三浦氏、浦上宗景による三星表攻撃の軍勢催促に応じる
同 二四年・弘治元年(一五五五)か	同 九年(一五六六)

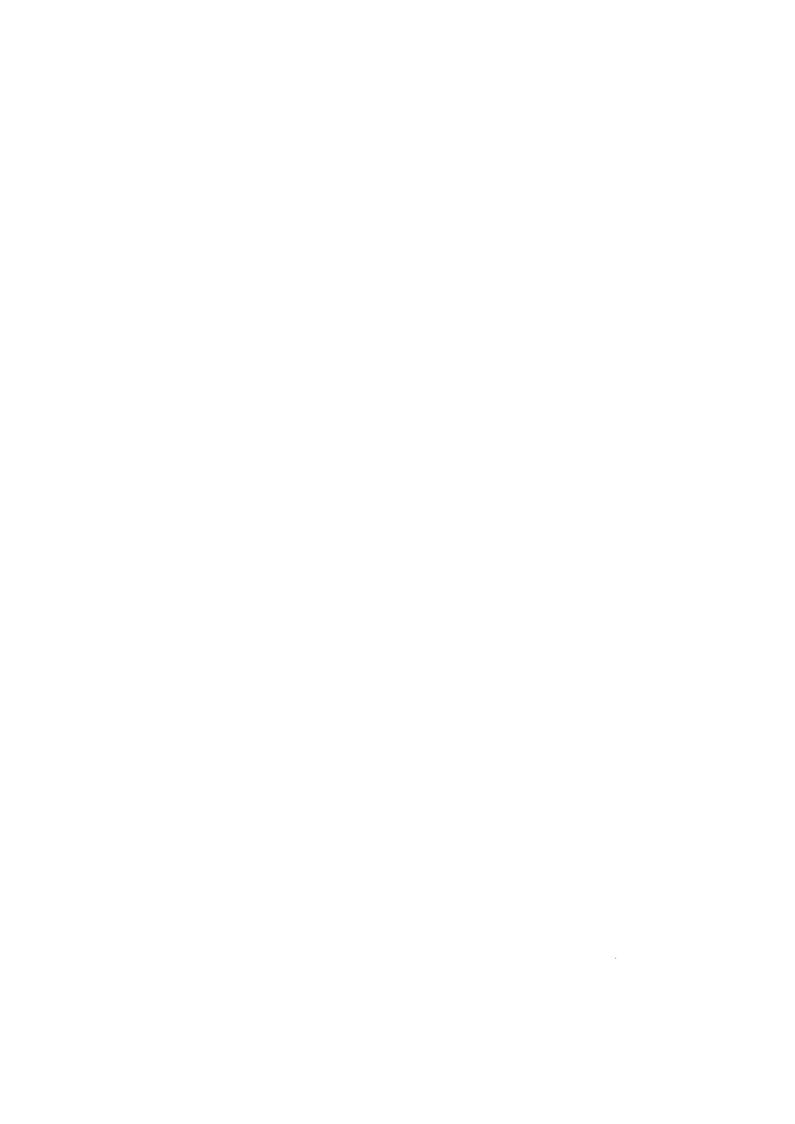
長家ニキ (一四ノノ)

長亨二年(一四アバ)	三浦貞国、子息貞久の疾病平癒にあたり熊野三所権現社に社領を寄進
三浦貞蓮、近隣荘園の代官職を要望する	するという20
同 三年(一四八九)	享禄二年(一五二九)
三浦貞蓮、相国寺で聴聞す16	金田弘久、真島郡草加部村八幡宮に鰐口を寄進する 20
延徳三年(一四九一)	
三浦兵庫助息の喝食、相国寺に帰寺する	尼子経久、美作国へと進攻し高田城を攻撃の予定という 20
明応元、二年(一四九二、三)	三浦貞国没し、貞久が家督を継ぐという 20
僧心月梵初、三浦の化生寺にありという17	尼子経久、宇山氏に茅部・美甘新庄等を宛行う21
文亀元年(一五〇一)	新見国経、美作国での戦いが継続中と報じる21
三浦貞連、高田城主になるという17	三浦ヵ孫五郎、中尾氏に月田郷代官職を命じる 21
文亀年間(一五〇一~三)	天文二年(一五三三)
三浦貞連、篠向城の山名右近亮を討つという17	三浦貞久、牧菅兵衛尉に永富保等の諸役を免除する1
三浦貞蓮、荒廃した神林寺の堂宇を造営するという17	尼子詮久、新見氏等に高田城の在番を命じる 21
永正六年(一五〇九)	同 三年 (一五三四)
三浦貞連没し、貞国が家督を継ぐという17	三浦貞久、牧菅兵衛尉に赤野郷の内などを宛行う 22
同 一三年(一五一六)	同 六年 (一五三七)
三浦貞国、古呂々比村公用を進納する 18	三浦貞久、牧菅兵衛尉に真島庄の内を宛行う。また石井・松岡両氏に
三浦貞国ヵ、備中新見荘の内紛を仲裁する 18	所領を返付する22
三浦貞国、古呂々比村公用を進納する18	同 九年 (一五四〇)
大永六年(一五二六)	三浦次郎、岩屋城に拠り山下で合戦する
牧国信、焼失した判物の証明を受ける19	同 一〇年(一五四一)
三浦氏、幕府に久世保代官職を召し上げられる19	三浦氏等、美作国へ出勢した尼子氏に敗北する 23
この頃か	三浦貞久、牧菅兵衛尉に赤野郷の内を宛行う 23

三浦貞連等、将軍足利義尚の六角征伐に伴い近江へ出陣する 16	文和三年(一三五四)
	三浦行連、足利尊氏の屋敷を囲んだ高師直のもとに参じる 13
三浦兵庫助、借銭を返済せず抵当の所領も押領する 16	同 五年(一三四九)
文明一五年(一四八三)	三浦道祐 (貞宗)、武蔵称名寺雑掌と越後国奥山荘内金山郷を争う … 12
三浦貞俊、真島郡柴原村にありという 16	貞和二年(一三四六)
この頃か	三浦道祐(貞宗)の息行連、天龍寺供養に奉供する11
この年の奉公衆御番帳に三浦近江守が見える16	同 四年・貞和元年(一三四五)
	三浦道祐 (貞宗)、足利尊氏から戦功を賞される 11
この頃の奉公衆御番帳に三浦遠江守が見える 15	康永二、三年(一三四三、四)
	三浦道祐 (貞宗)、暦応寺の地曳に加わり一荷を運ぶ 11
三浦貞宗以降の歴代15	同四年(一三四一)
三浦貞宗、死去するという15	三浦道祐 (貞宗)、暦応寺木作始の儀につき行事所の警固を務める … 10
応永年間(一三九四~一四二七)か	同三年(一三四〇)
三浦貞宗、実峰良秀に帰依するという14	三浦道祐 (貞宗)、越後奥山荘内金山郷での濫暴を停止される 10
永徳年中(一三八一~三)	暦応二年(一三三九)
汰付けるよう命じられる 14	相論に敗れる9
三浦道誠(行連)、幕府から越後国奥山荘内金山郷・塩沢条地頭職を沙	三浦道祐(貞宗)、越後国奥山荘内金山郷を拝領するも武蔵称名寺との
同と年・応安元年(一三六八)	建武四年(一三三七)
るよう命じられる14	高田城関係史料集 凡例8
三浦行連、幕府から越後国奥山荘内金山郷・堰沢条地頭職を沙汰付け	文献史料でみる高田城と城主の推移
貞治四年(一三六五)	
私領を土佐吸江庵へ寄進する14	真庭市指定史跡 高田城総合調査報告書 文献編 目次
三浦道祐(貞宗)、美作国高田荘内の寺領に替え、土佐国吾川山荘内の	







文献編